



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**告 示**

- 有害凶書等の指定（青少年・子ども家庭課）…………… 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2

**公 告**

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（情報基盤整備課）…………… 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（情報基盤整備課）…………… 3
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所）…………… 7

**監査委員事項**

- 包括外部監査人からの監査の結果に関する報告の公表…………… 10

## 告 示

### 沖縄県告示第239号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害凶書等を次のとおり指定する。

令和5年6月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定した凶書等の種類、題名等

種類	凶書等の名称	号 別	発行所名
雑誌	裏モノ J A P A N	2023年6月号	株式会社鉄人社
雑誌	実話ナックルズ	2023年6月号	株式会社大洋図書
書籍	潜入！闇バイトと日本のシン裏社会		株式会社宝島社

2 指定する理由 凶書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

### 沖縄県告示第240号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和5年6月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 土地改良区の名称 石垣島土地改良区
- 2 認可年月日 令和5年5月16日

## 沖縄県告示第241号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年6月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宜野座村字漢那地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年3月14日から令和6年2月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

---

## 公 告

---

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和5年6月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 調達する物品等の種類 電子メールサーバ（IMAP）賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が令和5年7月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 調達を予定している物品等と同様又は類似するものに関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類又は徴収の猶予（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項に規定するものに限る。）を受けていることを証する書類
    - カ 調達を予定している物品等と同様又は類似するものに関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
    - キ その他知事が定める書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県企画部情報基盤整備課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kikaku/joho/index.html>）からダウンロードすること。
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 メールアドレスxx013005@pref.okinawa.lg.jp
  - (3) 申請書等の受付期間 令和5年6月13日（火曜日）から同年7月11日（火曜日）まで（土曜日、日曜

日及び休日を除く。)とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和5年7月31日(月曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する電子メールサーバ(I MAP) 賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和5年6月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 電子メールサーバ(I MAP) 賃貸借(設置及び設定業務を含む。以下同じ。) 一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格
    - ア 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
      - (ア) 令和5年6月13日付け沖縄県公報定期第5129号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による電子メールサーバ(I MAP) 賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
      - (イ) サーバ及びネットワークの構築業務及び障害対応業務体制証明書を令和5年7月11日(火曜日)までに3(2)の場所に提出し、サーバ及びネットワーク機器(以下「機器等」という。)の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、24時間内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
      - (ウ) 納入しようとする機器等の機能等証明書を令和5年7月11日(火曜日)までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
    - イ 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を令和5年7月11日(火曜日)までに3(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (ア) 自主的に結成された共同企業体であること。
  - (イ) 共同企業体の構成員の数は2又は3社であること。
  - (ウ) 各構成員は2(1)ア(ア)に該当する者であること。
  - (エ) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
  - (オ) 各構成員の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上であること。
  - (カ) 出資比率が代表者よりも高い構成員が存しないこと。
  - (キ) 共同企業体として2(1)ア(イ)及び(ウ)の要件を満たすこと。
- (2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所にて配布
- 3 入札に参加するものに必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 令和5年6月13日(火曜日)から同年7月11日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県企画部情報基盤整備課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 令和5年6月13日(火曜日)から同年7月11日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和5年7月25日(火曜日)午後2時
  - (2) 場所 沖縄県庁舎14階情報基盤整備課防災無線統制室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県もしくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2か年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 令和5年6月13日(火曜日)から同年7月11日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部情報基盤整備課
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

## 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。  
電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 令和5年7月25日(火曜日)午前11時  
イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Bids to be tendered  
Lease of computer equipment for the mail system at Okinawa Prefectural Government. (This includes duties concerning installation and set-up.)
- (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.
- (3) Delivery period and place  
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (4) Period and place to submit a bid eligibility application form  
Period: From 13 June, 2023 through 11 July, 2023 (Except for Saturday, Sunday and Holiday)  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan
- (5) Bid due date and time  
25 July, 2023 (Tuesday) 2:00 p.m.  
(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Thursday 25 July, 2023.)
- (6) Bid opening  
Date and Time: 25 July, 2023 (Tuesday) 2:00 p.m.  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Information Infrastructure Development Division, Disaster Prevention Radio Control Room
- (7) Division in charge  
Information Infrastructure Development Division  
Department of Planning  
Okinawa Prefectural Government  
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan  
Telephone number 81-98-866-2036

---

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和5年6月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1(1) 処分をした年月日 令和5年1月31日
- (2) 商号名 株式会社沖縄日立
- (3) 代表者名 南公一郎
- (4) 所在地 那覇市字安謝230番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-4)第97号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工



事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和5年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

2(1) 処分をした年月日 令和5年2月2日

(2) 商号名 有限会社宮平電気工業

(3) 代表者名 浜比嘉太

(4) 所在地 宜野座村字惣慶1690番地の2

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-1)第8577号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和5年2月2日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工事業、石工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。

3(1) 処分をした年月日 令和5年2月3日

(2) 商号名 株式会社豊神建設

(3) 代表者名 上原進

(4) 所在地 豊見城市字根差部724番地4

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第11400号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、鉄筋工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和5年2月3日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、鉄筋工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。

4(1) 処分をした年月日 令和5年2月6日

(2) 商号名 株式会社ウッドワーク

(3) 代表者名 城間正太

(4) 所在地 南城市大里字古堅260番地2 與那嶺店舗101

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第14321号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和5年2月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

5(1) 処分をした年月日 令和5年2月10日

(2) 商号名 有限会社沖匠興業

(3) 代表者名 西本れおな

(4) 所在地 那覇市西1丁目2番1号コーポ国吉403

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-3)第576号、沖縄県知事 許可(般-1)第576号

(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

(7) 処分の原因となった事実 令和5年2月10日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

6(1) 処分をした年月日 令和5年2月10日

(2) 商号名 有限会社三和商事

(3) 代表者名 仲村靖

(4) 所在地 うるま市字田場1836番地1

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第11979号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年2月10日付けで、建設業法第12条に基づき内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和5年2月13日
- (2) 商号名 株式会社徳妃呂
- (3) 代表者名 徳元国弘
- (4) 所在地 豊見城市字保栄茂650番地1 (アルモニア102号)
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-30) 第13519号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和5年2月13日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年9月9日 沖縄県指令土第623号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字嘉数前原329番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字富盛2823番地エレガントK Y II 202 野原めぐみ、八重瀬町字富盛2823番地エレガントK Y II 202 野原徹
- 5 検査済証番号 令和5年5月17日 第4880号
- 6 工事完了年月日 令和5年4月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年10月18日 沖縄県指令土第746号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平波平原1510番11
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1203番地8 グランツハイム102号室 安次富弥生、八重瀬町字東風平1203番地8 グランツハイム102号室 安次富雄人
- 5 検査済証番号 令和5年5月30日 第4882号
- 6 工事完了年月日 令和5年5月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年11月25日 沖縄県指令南土第665号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真壁真壁原278番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋833番地の1 モダンハウス大城305号 藏根俊、糸満市字照屋833番地の1 モダンハウス大城305号 藏根亜佐希
- 5 検査済証番号 令和5年4月6日 N第1441号
- 6 工事完了年月日 令和5年3月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年8月26日 沖縄県指令南土第495号、令和5年4月5日 沖縄県指令南土第229号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長翁長原245番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長236番地 S O C I A ・ K 1 102号 小泉厚子
- 5 検査済証番号 令和5年4月7日 N第1442号
- 6 工事完了年月日 令和5年4月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年6月29日 沖縄県指令南土第405号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄里長増原635番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1098番地3 レジデンスカーナ3-B 玉城聖也
- 5 検査済証番号 令和5年4月12日 N第1443号
- 6 工事完了年月日 令和5年3月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月15日 沖縄県指令南土第285号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原94番4及び95番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田539番地1 大勝産業アパート305号室 金城亮太
- 5 検査済証番号 令和5年4月13日 N第1444号
- 6 工事完了年月日 令和5年4月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年2月22日 沖縄県指令南土第129号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里阿武川原235番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字保栄茂118番地パークハイム303号 平安山良綱、豊見城市字保栄茂118番地パークハイム303号 平安山のぞみ
- 5 検査済証番号 令和5年4月14日 N第1445号
- 6 工事完了年月日 令和5年3月25日



都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年4月6日 沖縄県指令南土第252号、令和4年7月19日 沖縄県指令南土第438号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄門原198番11ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字東風平1428番地3 グレースハイム303号 嘉陽大知、八重瀬町字東風平1428番地3 グレースハイム303号 嘉陽可南子
- 5 検査済証番号 令和5年4月14日 N第1446号
- 6 工事完了年月日 令和5年3月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年12月28日 沖縄県指令南土第681号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄里万謝原388番2の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 名護市字宇茂佐1616番地リトルフラワー401号室 外間綾郁
- 5 検査済証番号 令和5年4月14日 N第1447号
- 6 工事完了年月日 令和5年4月8日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年4月7日 沖縄県指令南土第259号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原79番7及び79番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字根差部561番地1 Prosperity. B206号室 津嶋利仁、豊見城市字根差部561番地1 Prosperity. B206号室 津嶋映
- 5 検査済証番号 令和5年4月18日 N第1448号
- 6 工事完了年月日 令和5年4月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和5年6月13日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和4年8月29日 沖縄県指令南土第500号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座東原1320番1及び1324番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字照屋1272番地の1 ネクスコートみなみ203号 伊敷大輔、糸満市字照屋1272番地の1 ネクスコートみなみ203号 伊敷ユリカ

5 検査済証番号 令和5年4月25日 N第1449号

6 工事完了年月日 令和5年4月18日

## 監 査 委 員 事 項

### 沖縄県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき包括外部監査人宮里猛から令和4年度に行った監査の結果に関する報告（公社等外郭団体に関する財務事務の執行について）の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和5年6月13日

沖縄県監査委員	安 慶 名	均
沖縄県監査委員	新 垣 真	秀
沖縄県監査委員	上 原	章
沖縄県監査委員	山 内 末	子

<p style="text-align: center;">発 行 所</p> <p style="text-align: center;">沖 縄 県 総 務 部</p> <p style="text-align: center;">総務私学課</p> <p style="text-align: center;">電話番号 098-866-2074</p>	<p style="text-align: center;">印 刷 所 文進印刷株式会社</p> <p style="text-align: center;">〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	--



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 令和4年度包括外部監査結果報告書

公社等外郭団体に関する財務事務の執行について

令和4年度

## 包括外部監査結果報告書

公社等外郭団体に関する財務事務の執行について

令和5年3月

沖縄県包括外部監査人

弁護士 宮里 猛





## 目 次

第1章 包括外部監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査の実施期間	1
3 監査の対象	1
(1) 対象事項（テーマ）	1
(2) 対象年度	1
4 監査テーマの選定理由	1
5 監査の視点	2
6 主な監査手続	2
7 監査の体制	2
8 利害関係	3
9 指摘及び意見について	3
第2章 総論	4
1 対象団体	4
2 監査対象とする公社等外郭団体の選択方法等	6
3 具体的な監査の視点	9
4 公社等外郭団体の財政支援等に関する指針について	10
5 短中長期計画の公表について	12
第3章 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（略称：OCVB）	13
1 法人の概要	13
(1) 設立年月日	13
(2) 目的等	13
ア 目的	13
イ 事業内容	13
(3) 所管課	13
(4) 所在地	14
(5) 基本財産と県の出資	14
ア 基本財産	14

イ	出捐者	14
(6)	沿革	14
(7)	県の財政支援等の状況	16
(8)	組織体制	16
ア	理事及び監事	16
イ	職員	16
2	財務状況	17
(1)	財務諸表の推移	17
ア	貸借対照表	17
イ	正味財産増減計算書	18
(ア)	一般正味財産増減の部について	18
(イ)	指定正味財産増減の部について	19
(2)	財務に関する監査手続	19
ア	会計監査人設置について	19
イ	会計単位及び経理体制について	20
ウ	経理規程について	20
エ	資金関係について	21
オ	債権管理について	21
カ	切手、収入印紙について	21
キ	固定資産について	22
ク	各種引当金について	22
ケ	予定価格の積算方法について	22
3	業務委託契約に関する監査結果	24
(1)	令和3年度の業務委託内容	24
(2)	特命随意契約について	29
ア	令和3年度のOCVBとの随意契約状況	29
イ	随意契約に関する法令等の規定	30
ウ	12事業の業務委託に関する県の取り扱い	32
エ	令和元年度包括外部監査指摘と県の措置状況	34
オ	OCVBとの随意契約の契約金額について	36
カ	OCVBが受注した事業の再委託について	38
(3)	事業の継続について	39

(4) 再委託について.....	40
ア 「再委託の適正化に係る通知」について.....	40
イ OCVB に対する業務委託に関する再委託制限.....	42
(5) 委託料の概算払いについて.....	46
(6) 提出書類の名称統一について.....	47
(7) 旅費の見積について.....	49
(8) 前記(1)①～⑮の各事業委託業務に関する監査結果.....	50
ア ①令和 3 年度 離島観光活性化促進事業 (OCVB) .....	50
(ア) 委託業務内容.....	50
イ ②令和 3 年度 教育旅行推進強化事業.....	52
(ア) 委託業務内容.....	52
(イ) 実施計画書の変更.....	52
(ウ) 追加業務.....	53
(エ) 再委託.....	54
ウ ③令和 3 年度 国内需要安定化事業.....	56
(ア) 委託業務内容.....	56
(イ) 実施計画書の変更.....	58
エ ④令和 3 年度 フィルムツーリズム推進事業.....	59
(ア) 委託業務内容.....	59
(イ) 再委託.....	59
オ ⑤令和 3 年度 観光人材育成・確保促進事業.....	62
(ア) 委託業務内容.....	62
(イ) 実施計画書の変更.....	66
(ウ) 再委託.....	66
(エ) 各書類の提出日.....	71
カ ⑥令和 3 年度 観光危機管理体制構築支援事業.....	72
(ア) 委託業務内容.....	72
(イ) 再委託.....	74
キ ⑦令和 3 年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業.....	78
(ア) 委託業務内容.....	78
(イ) 再委託.....	79
ク ⑧令和 3 年度 沖縄観光受入対策事業.....	91

(7) 委託業務内容	91
(イ) 再委託	93
ケ ⑨令和3年度 沖縄観光誘致対策事業	94
(7) 委託業務内容	94
(イ) 再委託	95
コ ⑩令和3年度 観光2次交通機能強化事業	102
(7) 委託業務内容	102
(イ) 再委託	103
サ ⑪令和3年度 クルーズ船プロモーション事業	108
(7) 委託業務内容	108
(イ) 再委託	108
シ ⑫令和3年度 戦略的MICE誘致促進事業	110
(7) 委託業務内容	110
(イ) 再委託	111
ス ⑬令和3年度 観光誘致対策事業 (MICE推進課)	113
(7) 委託業務内容	113
セ ⑭令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業 (スポーツ観光誘客 促進事業)	114
(7) 委託業務内容	114
(イ) 再委託	115
ソ ⑮令和3年度 未来の産業人材育成事業	118
(7) 委託業務内容	118
4 沖縄コンベンションセンターの指定管理について	120
第4章 沖縄県環境整備センター株式会社	122
1 法人の概要	122
(1) 設立年月日	122
(2) 目的等	122
ア 設立目的	122
イ 事業内容	122
ウ 施設の概要	122
(3) 所管課	123

(4) 所在地	123
(5) 基本財産と県の出資	123
ア 資本金	123
イ 株式総数	123
ウ 株主構成	123
(6) 沿革等	123
ア 設立経緯	123
イ 沿革	124
(7) 県の財政支援等の状況	124
(8) 組織体制	124
ア 役員	124
イ 職員	124
2 財務状況	125
(1) 財務諸表の推移	125
ア 貸借対照表	125
イ 損益計算書	126
(2) 財務に関する監査手続	127
ア 顧問税理士による確認	127
(ア) 法人税・地方法人税	127
(イ) 消費税・地方消費税	128
(ウ) 総合所見	129
(エ) 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト	129
イ その他の監査手続	130
(ア) 県からの借入金	130
(イ) 賞与引当金	133
3 監査の結果	134
(1) 中長期計画について	134
(2) 最終処分場の被覆施設移設について	137
ア 移設方式の決定に関して	137
イ 被覆施設の移設に伴う資金調達について	139
ウ 収支計画について	139



(3) 売上実績	140
(4) 役員の就任について	141
第5章 那覇空港ビルディング株式会社	145
1 法人の概要	145
(1) 設立年月日	145
(2) 目的等	145
ア 設立目的	145
イ 事業内容	145
ウ 施設の概要	145
(3) 所管課	145
(4) 所在地	146
(5) 基本財産と県の出資	146
ア 資本金	146
イ 株式総数	146
ウ 株主構成	146
(6) 沿革等	147
ア 設立経緯	147
イ 那覇空港及び法人の沿革	147
(7) 県の財政支援等の状況	149
(8) 組織体制	149
ア 役員	149
イ 職員	149
2 財務状況	150
(1) 財務諸表の推移	150
ア 貸借対照表	150
イ 損益計算書	151
(2) 財務に関する監査手続	152
ア 建設仮勘定	152
イ 固定資産減損	152
ウ 繰延税金資産の回収可能性	153
エ 未払金	154

3	監査の結果	155
(1)	短中長期計画について	155
ア	「公社等の指導監督要領」の規定	155
イ	那覇空港ビルディングによる計画策定	155
ウ	計画の策定基準	156
エ	長期経営計画について	156
(2)	備品の管理について	157
ア	固定資産管理規程による定め	157
イ	ヒアリング結果	157
ウ	資産無償譲渡契約について	157
(3)	内部統制システムについて	158
ア	那覇空港ビルディングにおける内部統制システムについて	158
イ	ハラスメントについて	158
(4)	契約関係	161
第6章	石垣空港ターミナル株式会社	163
1	法人の概要	163
(1)	設立年月日	163
(2)	目的等	163
ア	設立目的	163
イ	事業内容	163
ウ	施設の概要	163
(3)	所管課	163
(4)	所在地	164
(5)	基本財産と県の出資	164
ア	資本金	164
イ	株式総数	164
ウ	株主構成	164
(6)	設立経緯	164
(7)	県の財政支援等の状況	165
(8)	組織体制	165
ア	役員	165

イ 職員	165
2 財務状況	166
(1) 財務諸表の推移	166
ア 貸借対照表	166
イ 損益計算書	167
(2) 財務に関する監査手続	168
ア 建設仮勘定	168
3 監査の結果	169
(1) 短中長期計画について	169
ア 「公社等の指導監督要領」の規定	169
イ 短期経営計画	169
ウ 中長期経営計画	169
(ア) 中期経営計画について	169
(イ) 長期経営計画について	170
(2) 備品の管理について	177
ア 固定資産管理規程による定め	177
イ ヒアリング結果	178
(3) ハラスメントについて	178
ア 石垣空港ターミナル株式会社におけるハラスメント規程について	178
イ 相談窓口について	178
ウ ヒアリング結果について	179
(4) 取締役会について	180
第7章 沖縄都市モノレール株式会社	182
1 法人の概要	182
(1) 設立年月日	182
(2) 目的等	182
ア 設立目的	182
イ 事業内容	182
ウ 事業の目的	182
(3) 所管課	183
(4) 所在地	183

(5) 基本財産と県の出資	183
ア 資本金	183
イ 株式総数	183
ウ 株主構成	183
(6) 沿革等	183
ア 設立経緯	183
イ 沿革	183
(7) 県の財政支援等の状況	184
(8) 組織体制	184
ア 役員	184
イ 職員	184
2 財務状況	185
(1) 財務諸表の推移	185
ア 貸借対照表	185
イ 損益計算書	188
(2) 財務に関する監査手続	190
ア 建設仮勘定	190
イ 前受金	190
ウ 固定資産減損	190
3 監査の結果	192
(1) はじめに	192
(2) モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について	192
ア 基本的な指針等（総論）	192
(ア) 県の財政支援等に関する指針	192
(イ) 県の指導監督要領	193
(ウ) 総務省による経営健全化等に関する指針	193
(エ) 総務省による経営健全化方針の策定・公表の推進	196
イ モノレール社の経営健全化方針	196
ウ モノレール社の経営健全化に向けた取組状況（令和2年3月まで）	199
(ア) 経営支援に関する基本合意書	199
(イ) 中長期経営計画の策定	199
(ウ) 経営支援に関する協定書	200

エ	新型コロナによる営業収入の減少等に対する取組状況（令和２年４月以降）	201
	（ア） ゆいレール支援５者連絡会議	201
	（イ） 中長期経営計画の見直し（令和３年３月）	202
	（ウ） 「経営支援に関する協定書」に関する変更合意書	203
	（エ） 県が作成した「経営健全化方針に基づく取組状況」	203
	（オ） モノレール社の平成３年度の事業報告	204
	（カ） 総務省による経営健全化方針の取組状況に関する調査結果	204
オ	監査の結果（モノレール社の経営の健全化及び県の財政の健全化について）	205
	（ア） 第三セクターの経営健全化に関する基本的な考え方	205
	（イ） モノレール事業の公共性、公益性について	207
	（ウ） モノレール事業の採算性について	207
	（エ） モノレール社による経営健全化を図る方策について	208
	（オ） 事業手法の選択について	209
	（カ） 費用対効果の判断について	209
	（キ） 県のモノレール社に対する金融支援の在り方について	210
	（ク） 県のモノレール社に対する債権管理について	213
	（ケ） モノレール社の経営健全化、これに関する県の財政健全化に向けた今後の方針について	215
	（コ） 議会・住民に対する説明の在り方について	217
4	その他について	219
	(1) モノレール社の役員の構成、活動状況等について	219
	ア 役員の構成、職歴等	219
	イ 役員の取締役会への出席状況	220
	ウ 監査の結果	220
	(2) 令和３年度の委託契約について	221
	ア モノレールの駅の自由通路の維持管理について	221
	イ モノレールの分岐器の維持修繕業務について	221
	ウ 監査の結果	222
	(3) 令和３年度の補助金の交付について	222



第8章 総括	224
1 指摘・意見一覧	224
2 総評及び提言	250
(1) 公社等外郭団体について	250
(2) 沖縄県における公社等外郭団体について	251
ア 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）	251
イ 沖縄県環境整備センター株式会社	251
ウ 那覇空港ビルディング株式会社及び石垣空港ターミナル株式会社	252
エ 沖縄都市モノレール株式会社	252



## 第1章 包括外部監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

### 2 監査の実施期間

令和4年8月1日から令和5年3月17日まで

### 3 監査の対象

#### (1) 対象事項（テーマ）

公社等外郭団体に関する財務事務の執行について

#### (2) 対象年度

令和3年度

ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

### 4 監査テーマの選定理由

沖縄県（以下「県」という。）は、平成16年11月19日に「公社等の指導監督要領」を制定し、県が出資又は出捐等により県行政と密接な関連を有する公社等外郭団体に対する指導監督及び調整に必要な事項を定めており、同要項の対象となっている公社等外郭団体は36法人である。

また、県は、平成30年3月に「沖縄県行政運営プログラム」を策定し、県の行財政改革に関する施策等を実施しているところ、当該プログラムの進捗管理項目として「公社等外郭団体の健全な運営の確保」を掲げており、公社等外郭団体の見直しは重要な課題となっている。

一方、「令和3年度当初予算に係る公社等外郭団体に対する財政支援等の状況」によると、県の公社等外郭団体に対する財政支援等（補助金、委託料、負担金、貸付金又は出資・出捐金）は、約168億5625万円に上っている。

このような状況の中で、公社等外郭団体に関する財務事務の執行を監査することは、県の取組みや、その見直し、県財政の健全な運営を図る上で、十分に意義があるものと考え、監査テーマとして選定した。

## 5 監査の視点

公社等外郭団体が、①本当に県の行政にとって必要不可欠な存在なのか、②その設立目的ないし設立趣旨に則って適正に設置・運営されているか、③費用対効果の面において適正に運営されているか、という問題意識の下、以下の視点にて、本監査を実施した。

- (1) 公社等外郭団体に対する補助金、委託料、負担金、貸付金、出資・出捐金、債務証、損失補償等の財政支援の適正性等
- (2) 公社等外郭団体の目的、組織、事業計画の適正性等
- (3) 公社等外郭団体の予算、決算、収支の適正性等
- (4) 公社等外郭団体の人事、人件費の適正性等
- (5) 公社等外郭団体の資産及び施設等の管理の適正性等
- (6) 公社等外郭団体の委託及び請負契約の適正性等
- (7) 公社等外郭団体の債権管理の適正性等
- (8) 公社等外郭団体に対するモニタリングの適正性等
- (9) その他上記に関連する事項

## 6 主な監査手続

- (1) 関係書類の閲覧・照合・分析
- (2) 関係者への質問・ヒアリング等
- (3) 各団体の経営状況把握のため会計帳簿等の決算書類の検討
- (4) 事業所等の現地調査、原簿の査閲等
- (5) その他包括外部監査人が必要と認めて実施した手続

## 7 監査の体制

包括外部監査人	弁護士	宮里 猛
同補助者	弁護士	久貝克弘
同補助者	弁護士	細川二郎
同補助者	弁護士	二宮千明
同補助者	公認会計士	原田泰人

## 8 利害関係

包括外部監査人及び各包括外部監査人補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第 252 条の 29 に規定する一切の利害関係を有していない。

## 9 指摘及び意見について

本報告書において【指摘】として記載した部分は、監査人が、法令・各種規程等に違反し、又は、社会通念上著しく適切性を欠き不当であり、改善すべき重要事項と判断した事項である。

また、【意見】として記載した部分は、違法ないし不当とまではいえないが、監査人が、改善が望ましいと判断した事項及び検討を要すると判断した事項である。

なお、上記記載区分は、監査人が判断した事項であり、必ずしも厳密・統一的な区分を行えない場合がある。



## 第2章 総論

### 1 対象団体

県は、平成16年11月19日に「公社等の指導監督要領」を制定し、県が出資又は出捐等により県行政と密接な関連を有する公社等外郭団体に対する指導監督及び調整に必要な事項を定めており、同要領制定後、平成17年から令和4年までの間に、既に13回の一部改正がなされている。

同要領「2」において、対象とする公社等外郭団体は以下のように定められており、対象となっている団体は36法人である。

#### 2 対象とする公社等

(1) この要領の対象とする公社等は、次のアからウまでの基準により選定した別表1に掲げる法人とする。ただし、地方独立行政法人は除く。

ア 県の出資等の額が法人の資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上である法人

イ 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1未満である法人のうち、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）に基づき県が職員を派遣する法人。ただし、全国規模で活動する法人を除く。

ウ 県の出資等はないが、設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する法人

(2) (1)に定める法人のうち、県行政と特に密接な関連を有する事業を実施する法人を別表2のとおり「指定法人」として指定する。

#### 別表1（公社等外郭団体）

1 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1以上である法人（31法人）

一般財団法人沖縄県私学教育振興会

旭橋都市再開発株式会社

那覇空港ビルディング株式会社

公益財団法人沖縄科学技術振興センター

沖縄県環境整備センター株式会社

公益財団法人沖縄県老人クラブ連合会

一般財団法人沖縄県セルフセンター

公益財団法人おきなわ女性財団  
一般財団法人沖縄県看護学術振興財団  
公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団  
公益財団法人沖縄県生活衛生営業指導センター  
公益財団法人沖縄県農業振興公社  
公益社団法人沖縄県糖業振興協会  
公益財団法人沖縄県畜産振興公社  
一般財団法人沖縄県水産公社  
公益財団法人沖縄県産業振興公社  
那覇空港貨物ターミナル株式会社  
沖縄県信用保証協会  
一般財団法人沖縄 I T イノベーション戦略センター  
公益財団法人沖縄県文化振興会  
公益財団法人沖縄県立芸術大学芸術振興財団  
公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団  
一般財団法人沖縄県建設技術センター  
沖縄県土地開発公社  
久米島空港ターミナルビル株式会社  
宮古空港ターミナル株式会社  
石垣空港ターミナル株式会社  
沖縄都市モノレール株式会社  
沖縄県住宅供給公社  
一般財団法人沖縄マリンレジャーセイフティービューロー  
公益財団法人暴力団追放沖縄県民会議

- 2 県の出資等の額が法人の資本金等の4分の1未満である法人のうち、派遣条例に基づき県が職員を派遣する法人。ただし、全国規模で活動する法人を除く。(4法人)

沖縄県土地改良事業団体連合会  
一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー  
一般社団法人沖縄伝統空手道振興会  
一般財団法人沖縄美ら島財団

3 県の出資等はないものの、設立の経緯等から県行政と密接な関連を有する法人（1法人）

公益社団法人沖縄県地域振興協会

2 監査対象とする公社等外郭団体の選択方法等

県は、行政の公平性を確保し透明性を高めるとともに、公社等外郭団体に対する県の支援に関する県民の理解を深めるためとして、「公社等の指導監督要領」「10 公社等への支援内容等の公表」において、以下の規定を置いている。

10 公社等への支援内容等の公表

行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるため、県は次に掲げる公社等の情報を公表するものとする。

- ア 法人名称、主な業務内容並びに上位 5 者の出資者名及びそれぞれの出資等の額
- イ 役員氏名（県の派遣職員又は県退職者の場合は、派遣される日に在職していた県の組織名又は退職時の役職名）
- ウ 貸借対照表、収支（損益）計算書等の財務諸表
- エ 過去 3 事業年度分の県の補助、貸付、出資、委託等の内容及び支援額並びに年度末現在の県の債務保証額及び損失補償額
- オ 県の派遣職員数及び当該派遣職員の従事する業務
- カ 公社等の短中長期計画
- キ 公社等が県と委託契約をした場合の随意契約の状況（契約金額、理由等）
- ク 公社等が行う県民サービスの業務内容

上記規定に基づいて作成・公表された、令和 3 年度「沖縄県公社等外郭団体の概要調書」（令和 3 年 7 月 1 日時点。財務等は令和 2 年度決算値）から、基本財産、うち県出資金、令和 2 年度の財政支援等、令和 2 年度の県貸付残高等を抜粋したものが次表である。

なお、上記「公社等の指導監督要領」「別表 1」「2」において、「一般社団法人沖縄伝統空手道振興会」も対象団体とされているが、同法人の概要調書は公表されていない。

(単位：円)

番号	団体名	基本財産 (資本金)	うち県出資金	R2年度の財政支 援等(※注)	R2年度の 県貸付残高	所管課
1	(一財) 沖縄県私学教育振興会	600,000,000	518,000,000	119,622,924	0	総務私学課
2	旭橋都市再開発(株)	9,600,000	4,850,000	0	0	企画調整課
3	那覇空港ビルディング(株)	3,566,854,000	891,713,500	0	11,007,772,000	交通政策課
4	(公財) 沖縄科学技術振興センター	167,000,000	100,000,000	263,009,829	0	科学技術振興課
5	(公社) 沖縄県地域振興協会	13,223,199,750	0	9,256,592	0	地域・離島課
6	沖縄県環境整備センター(株)	100,000,000	43,000,000	26,113,000	180,000,000	環境整備課
7	(公財) 沖縄県老人クラブ連合会	270,320,000	200,000,000	23,125,000	0	高齢者福祉介護課
8	(一財) 沖縄県セルフセンター	71,000,000	51,000,000	9,736,000	0	障害福祉課
9	(公財) おきなわ女性財団	394,347,341	301,850,000	37,569,000	0	女性力・平和推進課
10	(一財) 沖縄県看護学術振興財団	56,880,000	55,810,656	0	0	保健医療総務課
11	(公財) 沖縄県保健医療福祉事業団	3,505,000,000	3,505,000,000	3,341,000	0	健康長寿課
12	(公財) 沖縄県生活衛生営業指導センター	5,000,000	2,000,000	17,619,217	0	衛生業務課
13	(公財) 沖縄県農業振興公社	33,500,000	17,100,000	588,622,588	0	農政経済課
14	(公社) 沖縄県糖業振興協会	164,313,000	64,082,070	2,386,546,601	0	糖業農産課
15	(公財) 沖縄県畜産振興公社	806,312,443	602,850,000	294,471,120	0	畜産課
16	(一財) 沖縄県水産公社	30,000,000	23,512,000	26,518,300	0	水産課
17	沖縄県土地改良事業団体連合会	2,693,021,617	0	121,530,000	0	村づくり計画課
18	(公財) 沖縄県産業振興公社	36,100,000	36,100,000	1,146,314,078	2,568,602,621	産業政策課
19	那覇空港貨物ターミナル(株)	365,000,000	250,000,000	0	466,680,000	アジア経済戦略課
20	沖縄県信用保証協会	12,777,288,107	4,474,308,062	328,555,000	0	中小企業支援課
21	(一財) 沖縄ITイノベーション戦略センター	3,000,000	3,000,000	679,597,862	0	情報産業振興課
22	(公財) 沖縄県文化振興会	375,568,113	342,073,000	465,100,421	0	文化振興課
23	財団	524,653,680	400,000,000	0	0	文化振興課
24	(公財) 国立劇場おきなわ運営財団	100,000,000	62,840,000	16,064,599	0	文化振興課
25	(一財) 沖縄観光コンベンションビューロー	1,083,765,110	109,150,000	1,643,196,072	0	観光政策課
26	(公財) 沖縄県建設技術センター	30,000,000	18,000,000	316,549,300	0	技術・建設業課
27	沖縄県土地開発公社	20,000,000	20,000,000	196,177,879	0	用地課
28	久米島空港ターミナルビル(株)	294,000,000	135,000,000	0	0	空港課
29	宮古空港ターミナル(株)	1,254,800,000	337,500,000	0	0	空港課
30	石垣空港ターミナル(株)	1,680,000,000	420,000,000	371,651,000	502,106,000	空港課
31	沖縄都市モノレール(株)	13,862,500,000	5,264,450,000	664,478,000	6,722,674,500	都市計画・モノレール課
32	沖縄県住宅供給公社	1,014,887,500	1,014,887,500	2,474,487,851	714,980,000	住宅課
33	(一財) 沖縄美ら島財団	3,200,000,000	600,000,000	1,151,331,999	0	都市公園課
34	(一財) 沖縄マリノレジャーセイフティービューロー	7,542,780	1,885,340	8,458,851	0	警察本部地域課
35	(公財) 暴力団追放沖縄県民会議	589,334,500	468,985,500	1,703,395	0	警察本部組織犯罪対策課
※注：県補助金(補助金、交付金、負担金(会費等含む。))で、国等から県を経由し交付されるものも含む。)、県委託金、県貸付金及び県出資金の合計額						

県内の公社等外郭団体に対する総括的な問題点を指摘するため、財政規模が比較的大きい団体や、県からの財政支援等が比較的大きい団体を監査対象に選定し、監査を実施することとした。

そこで、上記表記載の 35 法人の中から、財政支援等の内容や金額を踏まえ、比較的財政規模が大きく、県経済や生活環境に及ぼす影響が著しいと考えられる団体を中心に、以下の 5 法人を監査対象として任意選定した。

- (1) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（第 3 章）
- (2) 沖縄県環境整備センター株式会社（第 4 章）
- (3) 那覇空港ビルディング株式会社（第 5 章）
- (4) 石垣空港ターミナル株式会社（第 6 章）
- (5) 沖縄都市モノレール株式会社（第 7 章）

なお、一般財団法人沖縄美ら島財団は、財政規模、県からの財政支援等が比較的大きい団体であるが、令和 3 年度包括外部監査「指定管理者による公の施設の管理・運営について ～一般財団法人沖縄美ら島財団による管理・運営を中心に～」において、監査対象としたことから、本監査対象からは除外している。

過去の包括外部監査結果に基づく措置状況については、県のホームページ（[https://www.pref.okinawa.jp/site/kansa\\_i/houkatsugaibu.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/kansa_i/houkatsugaibu.html)）に掲載されている通り、直近 1 年間では、令和 4 年 6 月 17 日付け沖縄県公報（公報第 5037 号）及び令和 4 年 9 月 30 日付け沖縄県公報（公報第 5065 号）において公開されている。

令和 4 年 6 月 17 日付け沖縄県公報（公報第 5037 号）には、平成 22 年度包括外部監査報告に対する措置、平成 28 年度包括外部監査報告に対する措置、平成 29 年度包括外部監査報告に対する措置、平成 30 年度包括外部監査に対する措置、令和元年度包括外部監査報告に対する措置及び令和 2 年度包括外部監査報告に対する措置について、それぞれ記されており、令和 4 年 9 月 30 日付け沖縄県公報（公報第 5065 号）には、令和 2 年度包括外部監査報告に対する措置について記されているが、令和 3 年度包括外部監査報告に対する措置については、一切言及されていない。

この点、那覇市においては、令和 5 年 2 月 15 日付け那覇市公報（第 1830 号）において、令和 3 年度包括外部監査報告に対する措置について公表されている。

**【指摘】**

過去の包括外部監査報告に対する措置を適切に実施し、措置状況について、速やかに公表すべきである。

3 具体的な監査の視点

(1) 目的、組織、収支、事業計画

ア 設立目的に沿った事業が実施されているか、事業が社会的必要性を満たしているか。

イ 団体規模と組織体制のバランスは適切といえるか。

ウ 収支状況と財務状況は適正に表示されているか、事業別収支管理は適切か。

エ 事業計画は具体的な内容となっているか、短中長期の事業計画を策定しているか、事業計画の進捗状況のモニタリングは適時適切に実施されているか。

(2) 出資

出資財産の使用・管理状況は適正か。

(3) 予算・会計

ア 予算書と決算書の科目は同一か。

イ 会計処理は適切か。

ウ 納税は適時適切に行われているか。

(4) 役員等

ア 役員等は会議に出席し、名義貸しの状態となっていないか。

イ 理事会と評議会など、別会議体が混同して実施されていないか。

ウ 外部人材を適度に登用しているか（過度に内部人材を登用していないか。）。

エ 役員等の選定理由は明確か、役員等の選任は法令・規則に則って実施されているか。

オ 県からの職員の派遣は適切か。

(5) 補助金

ア 公益性は確保されているか。

イ 交付要綱は整備されているか。

ウ 交付目的・対象事業は明確か。

エ 補助金額の算出基準は明確か。

オ 交付時期・支払方法は妥当か。

(6) 委託・請負

ア 随意契約の契約理由は明確かつ妥当か。

イ 入札の実効性は確保されているか。

ウ 再委託の適正化はなされているか。

(7) 人事・労務・人件費

ア 給与支給事務（源泉徴収を含む。）は適正か。

イ 業務量に対して人員数は妥当か。

ウ 元県職員の受け入れ及び人件費は妥当か。

エ 残業手当等の手当の計算は規程に則って適切に実施されているか。

(8) 資産管理

ア 余剰資金は効率的に運用されているか。

イ 小口現金管理は適切か。

ウ 不要な預金口座はないか。

エ 切手やはがきなど貯蔵品の管理は適切か。

オ 現物と帳簿は一致しているか。

カ 購入、廃棄、売却時の手続は規程に則って行われているか。

キ 管理番号の付与や定期的な実査等、適切な管理がされているか。

ク 遊休資産を保有していないか、使用見込みのない遊休資産は適時適切に処分されているか。

(9) 施設関連

ア 施設稼働率向上のために適切な施策を実施しているか。

イ 改修・修繕等の計画は作成されているか。

(10) 県からの貸付金、団体の債権管理

ア 貸付時の審査は貸付目的別（赤字補填、短期運転資金、設備資金など）に適切に行われているか。

イ 利率設定は適切か。

ウ 回収可能性の検討を適時適切に実施しているか。

エ 遅延損害金を請求しているか。

4 公社等外郭団体の財政支援等に関する指針について

県は、ホームページにおいて「これまで行政の肥大化を抑制し、より効率的に県民サービスの向上を図るため設立してきた公社等外郭団体の一部にあっては、経済環境の変化等により赤字の累積や業績の不振等経営が悪化し、事業遂行に支障を来している事例

があり、事業内容や効果等の見直しを行い事業の統廃合等経営の健全化に積極的に取り組むことが求められている状況にあることから、県は以下のとおり『公社等外郭団体の財政支援等に関する指針』を策定しております。」として、平成13年3月に策定された「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を公開している。

上記指針の「第1 指針の目的・必要性」には、同指針を策定した経緯として「県としましては、これまで『公社等の指導監督要領』に基づき、公社等外郭団体の業務の適正かつ健全な発展に資するよう努めてきたところではありますが、国においても第三セクターの設立に当たっての留意事項及び運営の指導監督等に当たっての留意事項等に係る『第三セクターに関する指針』（平成11年5月20日付け自治政第45号自治大臣官房総務審議官通知）を示したところでもあります。これらの諸点を踏まえ、次のとおり、公社等外郭団体の設立及び管理運営にあたっての留意事項、財政支援の基本的考え方等について取りまとめ、『公社等外郭団体の財政支援等に関する指針』として示すこととしました。」と記載されている。

もともと、上記記載の「第三セクターに関する指針」（平成11年5月20日付け自治政第45号自治大臣官房総務審議官通知）は、平成15年12月12日付けで改定（総務財経第398号）された後、平成21年6月23日付けで「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」との通知（総務公第95号）が発出されたことに伴い、既に、廃止されている。

その後、平成26年8月5日付けで「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（総務公第101号）が発出され、さらに、平成30年2月20日付けで「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（総務公第26号）が発出され、続けて、令和元年7月23日付けで「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（総務公第19号）が発出されている。

このように、国からの通知、指針の策定は、現在まで何度も更新・追加されているが、県の「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」は平成13年3月に策定されて以来、一度も改定されていない。

#### 【指摘】

国から発出された通知、指針の内容を検討した上で、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を実情に合わせて改定すべきである。



## 5 短中長期計画の公表について

県は、ホームページにおいて「県と公社等のパートナーシップの再構築を図る観点から、公社等がその設立の目的を達成するために必要な事業、経営計画等を短中長期的な視点から策定した計画を公表します。」として、公社等外郭団体がそれぞれ策定した短中長期計画を公開している。

公社等外郭団体の短中長期計画については、「公社等の指導監督要領」「10 公社等への支援内容等の公表」において公表事項として定められており、同要領「15 情報公開」においても「所管部統括監は、公社等自らが事業内容及び経営状況等を積極的に公開するよう指導するものとする。」として、公社等外郭団体による積極的な公開が求められている。

もっとも、各公社等外郭団体が策定し、県のホームページにて公開されている「公社等の短中長期計画」は、その計画期間、計画内容も統一されていない。

また、「中長期計画」のみ定めており、短期計画が定められていないものや、長期間の計画しか策定されないものも見受けられる。これらは、そもそも、短期計画、中期計画、長期計画が、それぞれ、どの程度の期間であるのか、また、作成すべき計画内容について、何ら基準が示されていないことも要因と思われる。

### 【指摘】

県が公表すべきものと定めている短中長期計画について、短期計画、中期計画、長期計画をそれぞれ作成するよう指導すべきである。

### 【指摘】

県において、短期計画、中期計画、長期計画についての定義を示すなど、計画期間について一定の基準を示すべきである。

### 【意見】

短中長期計画について、記載すべき項目等を提示するなど、作成内容について、一定の基準を提示されたい。

### 第3章 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（略称：OCVB）

#### 1 法人の概要

##### (1) 設立年月日

昭和47年5月8日

##### (2) 目的等

###### ア 目的

沖縄県の観光・コンベンション振興施策等に基づき、沖縄県への観光客とコンベンションの誘致促進、観光・コンベンション施設の整備等を行うことにより、観光・コンベンションの振興を図り、もって県経済の発展、県民の福祉及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

###### イ 事業内容

上記目的を達成するため、以下の事業を行う。

- ① 観光客・コンベンションの誘致及び受入に関する事。
- ② 観光・コンベンションの支援に関する事。
- ③ 観光・コンベンションの広報及び宣伝に関する事。
- ④ 観光・コンベンションの調査、企画及び開発に関する事。
- ⑤ 観光・コンベンション情報の収集及び提供に関する事。
- ⑥ 観光・コンベンションの人材の育成及び啓発に関する事。
- ⑦ 観光・コンベンション思想の啓蒙普及、観光地の美化及び巡回指導等に関する事。
- ⑧ 観光・コンベンション施設の整備及びその運営に関する事。
- ⑨ 国際観光・コンベンションの振興に関する事。
- ⑩ 海浜・海洋の開発及び保全事業に関する事。
- ⑪ 国・沖縄県及び市町村等からの受託事業の実施に関する事。
- ⑫ 観光・コンベンション団体との連携及び協調に関する事。
- ⑬ その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

##### (3) 所管課

文化観光スポーツ部観光政策課

(4) 所在地

沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1 沖縄産業支援センター2F

(5) 基本財産と県の出資（令和3年度決算値）

ア 基本財産

1,083,765,110 円（内、県出捐金 109,150,000 円）

イ 出捐者

順位	出捐者名	出捐金（円）	比率
1	(財) アクアポリス管理財団	403,586,110	37%
2	日本船舶振興会海洋開発基金	300,000,000	28%
3	(社) 沖縄県観光連盟	158,629,000	15%
4	沖縄県	109,150,000	10%
5	(財) 沖縄県リゾート開発公社	102,400,000	9%
6	(財) 沖縄コンベンションセンター	10,000,000	1%

(6) 沿革（ホームページ等より）

昭和 29 年	(任意団体) 沖縄観光協会設立
昭和 43 年 1 月	沖縄観光開発事業団法（1967 年立法第 107 号）に基づき沖縄観光開発事業団設立
同年 8 月	那覇空港案内所設置（平成 29 年 3 月閉所）
昭和 45 年 3 月	旧海軍司令部壕を修復し、営業開始
同年 8 月	沖縄海中公園（海中展望塔）営業開始
昭和 47 年 5 月	本土復帰に伴い、財団法人沖縄県観光開発公社を設立、沖縄観光開発事業団を引き継ぐ
昭和 50 年 10 月	東京事務所設置
昭和 54 年 10 月	(財) 沖縄県リゾート開発公社と統合
昭和 62 年 9 月	沖縄コンベンションセンターの供用開始
平成 2 年 7 月	(財) アクアポリス管理財団と統合
平成 4 年 4 月	沖縄海中公園の営業を一時休止
平成 6 年 4 月	(財) 沖縄県観光開発公社と (社) 沖縄県観光連盟が統合し、(財) 沖縄ビジターズビューローが発足

平成 7 年 1 月	韓国事務所の開設
同年 12 月	台北事務所の開設
平成 8 年 4 月	(財) 沖縄ビクターズビューロー、(財) 沖縄コンベンションセンター及びオキナワコンベンションビューローが統合し、(財) 沖縄観光コンベンションビューロー発足、福岡事務所の開設
平成 9 年 4 月	大阪事務所の開設
同年 7 月	沖縄海中公園がブセナ海中公園事業所として再オープン
平成 12 年 4 月	万国津梁館の管理運営を受託
平成 15 年 4 月	沖縄フィルムオフィス設立
平成 18 年 4 月	沖縄コンベンションセンター・万国津梁館・海軍壕公園の指定管理を受託（～平成 20 年度）、観光人材育成センター設立
平成 21 年 4 月	沖縄コンベンションセンター・万国津梁館・海軍壕公園の指定管理を受託（～平成 23 年度）
平成 24 年 1 月	大阪事務所及び福岡事務所の閉所、大阪事務所を西日本事務所に名称変更（平成 28 年 3 月閉所）、沖縄コンベンションセンター・海軍壕公園の指定管理を受託（～平成 26 年度）
平成 25 年 4 月	財団法人から一般財団法人へ移行
平成 26 年 2 月	那覇空港国際線旅客ターミナルビル観光案内所開設（平成 29 年 3 月閉所）
平成 27 年 4 月	沖縄コンベンションセンター・海軍壕公園の指定管理を受託（～平成 31 年度）
平成 29 年 3 月	沖縄空手会館の指定管理を受託（～平成 31 年度）
平成 31 年 3 月	台北、韓国事務所の閉鎖

(7) 県の財政支援等の状況（各年度とも決算値）

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県補助金等※	46,881,229	72,375,918	1,548,796,601
県委託金	2,311,892,624	1,570,820,154	1,175,500,107
県貸付金	0	0	0
県出資金	0	0	0
合計	2,358,773,853	1,643,196,072	2,724,296,708
県貸付金年度末残高	0	0	0
県の債務保証及び損失 補償額	0	0	0

※ 県補助金等とは、補助金、交付金及び負担金（会費等含む。）をいい、国等から県を経由し交付されるものも含む（以下同じ。）。

(8) 組織体制（R4.7.1 現在）

ア 理事及び監事

常勤理事 2名（内、県派遣1名（参事監）、県OB1名）

非常勤理事 25名（内、県職員1名（観光政策統括監））

非常勤監事 2名

イ 職員

職員総数 133名

（内訳：管理職13名、一般職120名（内、県派遣2名））

## 2 財務状況

### (1) 財務諸表の推移

#### ア 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
流動資産	956	893	524	△369
固定資産	2,102	1,891	1,880	△10
基本財産	1,083	1,083	1,083	—
特定資産	109	109	109	—
その他固定資産	909	698	687	△10
資産計	3,059	2,785	2,405	△379
流動負債	425	365	194	△171
固定負債	135	106	91	△14
負債計	561	471	285	△185
指定正味財産	1,083	1,083	1,083	—
一般正味財産	1,414	1,229	1,035	△194
正味財産計	2,497	2,313	2,119	△194
負債・正味財産計	3,059	2,785	2,405	△379

科目別の主な内訳と著増減内容は次のとおりである。

流動資産：現金預金 187 百万円（前期比 267 百万円減少。減少理由は当期一般正味財産 194 百万円の赤字決算のため）、未収金 329 百万円（前期比 98 百万円減少）である。

固定資産：基本財産はすべて定期預金、特定資産はすべて退職給付引当資産である。その他固定資産 687 百万円のうち 497 百万円は積立て預金である。

流動負債：未払金 174 百万円である（前期比 171 百万円減少。減少理由は受託事業自体が減少したこと、年度内精算を徹底したため）。

固定負債：すべて退職給付引当金である（前期比 14 百万円減少）。

指定正味財産：すべて寄附金である。

一般正味財産：増減内容は、正味財産増減計算書参照。

イ 正味財産増減計算書

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
(一般正味財産増減の部)				
経常増減の部				
経常収益	3,372	1,916	3,132	1,207
経常費用	3,348	2,100	3,317	1,217
経常増減	24	△184	△193	△9
経常外増減の部				
経常外収益	—	0	—	△0
経常外費用	4	0	—	△0
経常外増減	△4	0	—	△0
税引前増減	19	△183	△193	△10
法人税等	14	0	0	—
当期増減	4	△184	△194	△10
期首残高	1,409	1,414	1,229	△184
期末残高	1,414	1,229	1,035	△194
(指定正味財産増減の部)				
当期増減	—	—	—	—
期首残高	1,083	1,083	1,083	—
期末残高	1,083	1,083	1,083	—
正味財産期末残高	2,497	2,313	2,119	△194

(ア) 一般正味財産増減の部について

経常収益は、事業収益 1,355 百万円（前期比 413 百万円減少。事業収益の大半は受託事業収益である。主な減少は、沖縄観光国際化ビッグバン事業△230 百万円（インバウンド向け事業のため減少）、戦略的 MICE 誘致促進事業△47 百万円、沖縄観光のための感染症対策実証事業△45 百万円など）、受取補助金等 1,706 百万円（前期比 1,618 百万円増加。当期は県からのおきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業 1,492 百万円の補助金あった）である。

経常費用は、事業費 3,196 百万円（前期比 1,191 百万円増加。支払助成金が 1,385 百万円増加は、上記おきなわ宿泊事業者感染防止対策等支援事業において、県内宿泊事業者に同額の補助金を交付したため）、管理費 120 百万円（前期比 26 百万円増加）である。

経常外収益、経常外費用については、特筆すべき項目はない。

(イ) 指定正味財産増減の部について

当期増減なく、特筆すべき項目はない。

(2) 財務に関する監査手続

ア 会計監査人設置について

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 62 条において、会計監査人の設置義務について「大規模一般社団法人は、会計監査人を置かなければならない」と定められている。ここで、大規模一般社団法人とは、同法第 2 条において、貸借対照表の負債の額が 200 億円以上の一般社団法人となっている。

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの令和 4 年 3 月期の貸借対照表の負債の額は 2 億円であり、会計監査人の設置義務はない。

なお、株式会社の場合、会社法の定めにより負債の額が 200 億円以上又は資本金の額が 5 億円以上の場合には会計監査人を設置しなければならないとなっており、これに照らすと、同社の令和 4 年 3 月期の正味財産残高（株式会社の資本金の額に相当）は 21 億円となっており、5 億円を超えている。

会計監査人非設置法人の場合、会計監査は監事が実施し、監査報告書を提出することになっている。一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローの監事は 2 名おり、いずれも地元金融機関の役員が非常勤で就任している。

監事監査について、業務監査については理事会に出席し法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項がないか確認している。会計監査については、事前に監査資料を郵送したうえで、本社において 1 日のスケジュールで実施している。

**【意見】**

法人の規模、監事の関与状況に照らすと会計監査が十分とはいいがたく、会計監査人の設置を検討されたい。



なお、この点に関し総務省発出の「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」においても、「一定の要件を満たす一般社団法人及び一般財団法人、並びに会社法法人は、法令に基づき会計監査人の監査を受けることが義務付けられていることに留意するとともに、それ以外の第三セクター等についても外部の監査を積極的に活用することが望ましい」と規程されている。

#### イ 会計単位及び経理体制について

会計単位は、実施事業等会計、その他会計、法人会計の3会計に区分されている。実施事業等会計は、国・県からの受託事業及び補助事業等に関する会計区分である。その他会計は、当社所有の海軍壕、ブセナ海中公園等からの入園料収入等に関する会計区分である。法人会計とは、収益事業の収益及び事業収益の一般管理費等を原資に、本社管理部門の経費等に関する会計区分である。

通常月は現金主義で経理処理し、決算時に発生主義で未収・未払計上している。

顧問税理士に会計ソフトの閲覧権限を付与しているため、定期的に会計処理の妥当性のチェックを受けており、誤りがあれば適宜修正している。

#### ウ 経理規程について

「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会計規程」があり、当該規程に従い運用されている。但し、以下の問題点等が散見され、見直しを検討されたい。

#### 【意見】

「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー会計規程」について、以下の問題点等が散見され、見直しを検討されたい。

- ・第4条：出納役と出納員に総務部長を充てるとあるが、出納員は別の担当者を充てられたい。
- ・第7条：現在、入金伝票、出金伝票、振替伝票は使用していないが、依然として伝票会計を前提とした記述となっており、見直されたい。
- ・第5章と第6章：棚卸資産、固定資産、消耗品等の記載が混在しているため、整理されたい。

・第 44 条：固定資産の減価償却について、間接償却法とあるが決算書は直接償却法となっており、見直されたい。

#### エ 資金関係について

現金は、日次で「現金有高表」（金種表）を作成し、帳簿残高との一致を確認しているとのことであった。往査日前日の「現金有高表」と帳簿残高について確認したが、「現金有高表」には出納役（上長）の承認印が押印されており、有高表と帳簿残高は一致しており、特段指摘すべき事項はない。

預金残高については、令和 3 年度の期末残高と銀行発行の残高証明書を比較したが、全て一致しており、特段指摘すべき事項はない。

支払方法は、主に①銀行窓口での支払、②インターネットバンキングを利用した振り込みである。①については、承認済みの支出決議書、金額記入済みの銀行預金払い戻し請求書の一致を確認した後、総務部長が銀行届出印を押印し、窓口で支払っている。銀行届出印は金庫に保管されており責任者以外は金庫を開けることは出来ない。また通帳は総務部長の鍵付き机に保管されており、持ち出し出来ない。②については、経理担当者が承認済みの支出決議書に基づき、送金リストを作成し、総務部長が内容確認後、送信ボタンを操作している。インターネットバンキングの送金処理はパスワード管理されており総務部長以外は出来ない仕組みになっている。

以上より、送金関係は内部統制が整備・運用されており、特段指摘すべき事項はない。

#### オ 債権管理について

令和 3 年度末の売掛金、未収金は往査日時点ですべて回収済みである。また各担当者が定期的に回収状況を確認しており、回収可能性に疑義のある債権は確認されなかった。

#### カ 切手、収入印紙について

収入印紙については受払簿により枚数管理されているが、切手については使用明細のみとなっており枚数管理されていない。切手についても枚数管理し、定期的に受払簿と現物の照合をされたい。

**【意見】**

切手についても枚数管理し、定期的に受払簿と現物の照合をされたい。

キ 固定資産について

令和3年度末の帳簿残高と固定資産台帳の一致を確認した。年度末に担当者が固定資産台帳と現物との照合を実施しているとのことであったが、照合した資料は残していない。後日の検証に備え、照合した証跡を残されたい。

**【意見】**

後日の検証に備え、固定資産台帳と現物との照合を実施した証跡を残されたい。

ク 各種引当金について

退職給付引当金は「一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー職員退職手当規程」に従い、期末自己都合要支給額を引当計上している。根拠資料を閲覧したが、特段指摘すべき事項はなかった。

賞与引当金計上は未計上であった。賞与の支給対象期間は、12月～6月→6月支給、6月～12月→12月支給である。12月から3月までの4か月分については、期間損益計算適正化の観点から決算時に賞与引当金の計上を検討されたい。

**【意見】**

12月から3月までの4か月分については、期間損益計算適正化の観点から決算時に賞与引当金の計上を検討されたい。

ケ 予定価格の積算方法について

県が発注するOCVBへの外部委託契約に関し、予定価格算定のための根拠資料を閲覧したところ、直接人件費の積算においてOCVBのプロパー社員が従事する直接人件費が計上されていなかった（計上されていた直接人件費は、当該事業に直接従事すると見積もられた嘱託職員の給与のみであった。）。

この点に関し、プロパー社員従事分を直接人件費に計上していない理由を県担当者に確認したところ、次のような回答であった。

〈回答〉

ソフト交付金（沖縄振興一括交付金）における人件費の取扱いについて、平成 27 年度に国から県に対し、「OCVB のように、県行政の補完的組織として設立・運営されてきた組織に対して事業を委託する場合には、法人の本来業務と委託事業の内容が重複することは当然起こり得るものであり、さもすれば、委託費についても、委託契約に基づく対価的性格ではなく、助成的性格に類するものであると捉えられかねず、会計検査院等からソフト交付金の使途として適当であったのか等の指摘を受ける恐れもあり、OCVB への委託事業に限らず各委託事業において、正規職員人件費を交付対象外とするなどの改善策を実施していただきたい。」との指摘を受けた。

そのため、県では平成 28 年度から、OCVB に対して事業を特命随意契約で委託する場合には、正規職員人件費を交付金事業の対象外とした。

この取り扱いにより、県では、OCVB と特命随意契約で事業を委託する場合は、直接事業を担当する専任嘱託員の人件費を見積し、正規職員の人件費は直接人件費の見積額に算定していない。

確かに、OCVB は県行政の補完的組織として設立・運営されてきた組織ではあるが、関連するすべての事業を特命随意契約で委託している訳ではない。令和 1 年度に実施された沖縄コンベンションセンターに係る指定管理者の選定（プロポーザル方式）では、OCVB は指定管理者に指定されていない。このことから OCVB は地方公共団体から独立した事業主体として取り扱われていることが伺える。

以上のことから、予定価格積算に際し、プロパー社員従事分を直接人件費に計上することを検討されたい。

#### 【意見】

予定価格積算に際し、プロパー社員従事分を直接人件費に計上することを検討されたい。

なお、総務部財政課作成の「当初予算見積基準表」においても、「正職員と同等以上または一定の経験がある者を臨時雇用する場合は直接人件費に計上し……」と規定されており、正職員の従事する直接従事分は当然に直接人件費を構成することが前提となっている。

### 3 業務委託契約に関する監査結果

#### (1) 令和3年度の業務委託内容

令和3年度において、県がOCVB（OCVBを構成員とするコンソーシアムを含む）に発注した業務委託は、以下①～⑬に掲げる15事業である。なお、⑤及び⑩事業については、OCVB単独ではなく、コンソーシアムとして受注している。

<p>① 令和3年度 離島観光活性化促進事業（OCVB）</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：60,841,000円</p> <p>事業目的：</p> <p>沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本施策として掲げている「離島の特色を活かした産業振興と新たな展開」「世界水準の観光リゾート地の形成」を実現するため、外部環境やターゲット市場の分析を行いながら、県内離島を戦略的にPRすることにより、県内離島観光への誘客強化ひいては沖縄観光の魅力の多様化及び高付加価値化につなげる。</p>
<p>② 令和3年度 教育旅行推進強化事業</p> <p>契約日：R3.4.1（変更契約日：R3.10.8）</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：77,682,000円（変更後の金額：154,970,000円）</p> <p>事業目的：</p> <p>沖縄への修学旅行は、沖縄観光における重要な分野であるが、新幹線の新規開業、航空機材の小型化等、修学旅行を取り巻く状況は厳しいものとなっている。このことから、国内修学旅行市場の変化等に対応し、県外からの修学旅行を安定的に確保するため、新たな取り組みを含む各種事業を実施する。あわせて、海外からの教育関係旅行について、将来的な需要開拓を見据え、誘致活動及び受入体制整備に取り組む。</p>
<p>③ 令和3年度 国内需要安定化事業</p> <p>契約日：R3.4.1（変更契約日：R3.12.24）</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：242,782,000円（変更後の金額：266,982,000円）</p> <p>事業目的：</p>

<p>新型コロナウイルス感染等の拡大により影響を受けた沖縄観光の早期回復を図り、国内からの観光客誘致の安定的な基盤を形成するため、ターゲット別プロモーションの全国展開や、直行便就航地を中心とした地方都市におけるプロモーションを展開するとともに、沖縄未経験者の新規需要開拓等を実施し、新規路線就航や既存路線の増便等路線拡大を促す。</p>
<p>④ 令和3年度 フィルムツーリズム推進事業</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：26,389,000円</p> <p>事業目的：</p> <p>映画・テレビなどのメディアを通して、沖縄の美しい自然や独特の歴史・文化、物産等を組み込んだ映像を発信することにより、沖縄の露出度を高め、沖縄への誘客を促進する。</p>
<p>⑤ 令和3年度 観光人材育成・確保促進事業（コンソーシアムとして受注）</p> <p>契約日：R3.5.26</p> <p>履行期間：R3.5.26～R4.3.31</p> <p>委託金額：47,032,000円</p> <p>事業目的：</p> <p>沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本施策として掲げている「世界水準の観光リゾート地の形成」の実現に向けて、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材の育成・確保を目的として、観光関連事業等の社員等に対する階層別研修やオンラインセミナーを実施する他、インターンシップ生等の受入支援を実施する。</p>
<p>⑥ 令和3年度 観光危機管理体制構築支援事業</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：16,898,000円</p> <p>事業目的：</p> <p>地震や津波、航空機事故、感染症等の危機が起こった場合に、観光客の安全・安心を確保するとともに、観光産業への影響を最小限に留めることを目的として、国、市町村、地域観光協会、観光業界等と連携し、観光危機管理に関</p>

<p>する取組を県内各地に普及、拡大させるための事業である。令和3年度は「沖縄県観光危機管理基本計画」及び「同実行計画」を踏まえ、市町村、地域観光協会、観光業界等と連携し、より実効性のある観光危機管理体制の構築を更に推進する。</p>
<p>⑦ 令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業</p> <p>契約日：R3.4.1（変更契約日：R3.10.8）</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：350,319,000円（変更後の金額：268,883,000円）</p> <p>事業目的：</p> <p>新型コロナウイルス感染等の拡大により影響を受けた沖縄観光の早期回復を図り、外国人観光客200万人（空路）の実現に向けて国際観光地沖縄の基礎的需の創出を図るため、航空路線の誘致や知名度向上、受入体制の構築等を行う。具体的には、①長期間運休している国際線の復便及び航空路線の拡充を図るため定期便・チャーター便への支援、②知名度向上を図るための映像コンテンツ制作、③特定地域に偏らない国際観光地を目指し、重点市場に加え、東南アジアや欧米豪ロシア等での旅行博への出展、沖縄セミナー開催等のプロモーション活動等を実施する。</p>
<p>⑧ 令和3年度 沖縄観光受入対策事業</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：16,759,000円</p> <p>事業目的：</p> <p>観光客の安全確保のため、観光客向けの安心安全ガイドの作成や台風時における安全対策を実施する等、安全・安心な観光地づくりを推進する。また、「観光の日・観光月間」の普及啓発を通して、県民の観光産業に対する理解及び関心を深めるとともに、観光客受入気運を醸成し、観光客の受入体制の強化を図る。</p>
<p>⑨ 令和3年度 沖縄観光誘致対策事業</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：86,443,000円</p>

事業目的：

新型コロナウイルス感染等の拡大により影響を受けた沖縄観光の早期回復を図り、「沖縄県観光振興基本計画」の目標フレームの達成に向け、「ビジットおきなわ計画」で示された各戦略を展開するため、観光関係業界・団体と一体となって、観光キャンペーンやメディアを活用した広報宣伝をはじめとする各種観光宣伝事業を展開する。また、外国人観光客の誘客及び受入を促進するため、国の実施する「ビジット・ジャパン事業」等を実施する。さらに、観光客の継続的・安定的誘致を図るため、旅行者ニーズに合った現地情報等の県外・国外に向けた発信等に取り組む。

⑩ 令和3年度 観光2次交通機能強化事業（コンソーシアムとして受注）

契約日：R3. 8. 11

履行期間：R3. 8. 11～R4. 3. 25

委託金額：42,460,000円

事業目的：

本県においては、観光客の約6割がレンタカーを利用する一方で、主要な公共交通である路線バスの利用割合は約1割と低く、過度なレンタカー利用に起因する那覇空港やその周辺の混雑などの課題が生じていることから、観光客の公共交通利用を促進する必要がある。また、コロナ禍においては、公共交通においても、新しい生活様式への対応が求められている状況がある。そのため、主に那覇空港を発着又は経由する観光客の利用が多い路線バスにおいて、コンタクトレス決済信用端末の導入に係る実証実験を実施するとともに、観光客の動態データの取得・分析を実施し、公共交通の利便性向上を図る。

⑪ 令和3年度 クルーズ船プロモーション事業

契約日：R3. 4. 1（変更契約日：R3. 10. 8）

履行期間：R3. 4. 1～R4. 3. 31

委託金額：75,376,000円（変更後の金額：54,955,000円）

事業目的：

新型コロナウイルス感染等の拡大により影響を受けた沖縄観光の早期回復を図り、誘客、受入双方の視点から「安全・安心なクルーズ旅行」のイメージ訴求を図るとともに、寄港再開に向けて段階的なセールスプロモーションを展開



<p>し、with コロナ時代の受入体制を実現することで、本県クルーズ市場の回復、再生に向けた取り組みを推進する。</p>
<p>⑫ 令和3年度 戦略的 MICE 誘致促進事業</p> <p>契約日：R3.4.1（変更契約日：R3.11.11、R4.1.14）</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：238,500,000 円（最終変更後の金額：147,864,000）</p> <p>事業目的：</p> <p>沖縄 MICE 振興戦略に基づき、国内外での誘致・プロモーション活動を強化するとともに、沖縄 MICE ネットワークなど MICE の誘致活動や受入体制の整備、専門人材の育成等に取り組む。特に、産業界や大学、市町村等との連携体制を強化し、沖縄全体で MICE を誘致し、受入れる仕組みを構築することにより、離島も含めた全県的な MICE 振興を図るとともに、国際的な MICE 開催地としての地位を確立することを目的とする。また、令和3年度は、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の流行により、大幅に減少した MICE 開催を取り戻すため、短期に誘致可能な、ミーティング・インセンティブを中心とした誘致活動を実施する。</p>
<p>⑬ 令和3年度 観光誘致対策事業（MICE 推進課）</p> <p>契約日：R3.4.1</p> <p>履行期間：R3.4.1～R4.3.31</p> <p>委託金額：15,160,000 円</p> <p>事業目的：</p> <p>沖縄 MICE 振興戦略に基づき、離島も含めた全県的な MICE 振興を図るとともに、MICE 開催地としての沖縄の認知度向上を図るため、戦略的 MICE 促進事業と連携し、国内外において MICE 主催者や学会、各種団体のほか旅行会社に対する MICE 誘致・広報活動を展開する。さらに、MICE 主催者や旅行会社等の MICE 関連事業者等に対して支援を行う。令和3年度は、コロナ禍の中、早期の需要回復が見込まれる国内市場におけるミーティング(M)とインセンティブ(I)市場を中心に活動を行うとともに、海外市場においても MICE 開催動向等情報収集に努め、引き続き沖縄での MICE 開催に向けた取り組みを推進する。</p>
<p>⑭ 令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業（スポーツ観光誘客促進事業）</p> <p>契約日：R3.4.1（変更契約日：R3.10.8）</p>

履行期間：R3. 4. 1～R4. 3. 31

委託金額：54,544,000円（変更後の金額：104,544,000円）

事業目的：

沖縄の年間を通じて温暖な気候とスポーツ資源を活用した、スポーツツーリズムの普及・定着を図るため、県内で実施されているスポーツイベントや、本件のスポーツ環境の魅力や優位性を県外・国外へプロモーションすることで、本県の観光誘客を促進するとともに、沖縄におけるスポーツを通じた「稼ぐ力」を引き出し、スポーツアイランド沖縄の形成を図る。

⑮ 令和3年度 未来の産業人材育成事業

契約日：R3. 4. 1

履行期間：R3. 4. 1～R4. 2. 28

委託金額：14,562,000円

事業目的：

沖縄県は雇用情勢を全国並みに改善するため、沖縄県産業・雇用拡大県民運動を展開し、県民が働きがいのある仕事に就けるよう、多様な雇用の場の創出や様々な就業支援に取り組んできた。これまで、雇用情勢改善の一方で、観光リゾート産業や情報通信産業等の本県の優位性を生かせる分野等においては、雇用のミスマッチや人材不足が課題となっていた。昨今では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内のほとんどの産業が深刻な影響を受け、将来の見通しが不透明な状況となっている。本事業では、沖縄の産業界の未来を担う子ども達に、中長期的な視点で、県内の主たる産業の業界理解を促し、早期からの興味関心を育て、雇用に課題を抱える産業分野等に人材の輩出を図る。

(2) 特命随意契約について

ア 令和3年度のOCVBとの随意契約状況

県のホームページにおいて公開されている「県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票（令和3年度）：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー」（[https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/gyokaku/gyokan/documents/documents/14\\_r4\\_ocvb\\_zuikai.pdf](https://www.pref.okinawa.jp/site/somu/gyokaku/gyokan/documents/documents/14_r4_ocvb_zuikai.pdf)）によると、上記(1)①～⑮の15事業の内、「⑮令和3年度未来の産業人材育成事業」を除いた14事業が随意契約によるものであった。

また、随意契約を締結した上記(1)①～⑭の14事業の内、「⑤令和3年度観光人材育成・確保促進事業」及び「⑩令和3年度観光2次交通機能強化事業」の2事

業はプロポーザルであるが、それ以外の 12 事業はすべて OCVB との 1 者随契（特命随意契約）であった。

イ 随意契約に関する法令等の規定

地方自治法 234 条 1 項及び同条 2 項は、地方自治体による契約の締結に関し、以下のように定めている。

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

ここで、同条 2 項における「政令で定める場合」として、同法施行令 167 条の 2 第 1 項は以下のように定められている。

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

（以下略）

すなわち、地方自治体による契約は原則として一般競争入札によるべきとされており、随意契約を締結できる場合は限定的である。

県と OCVB との間で特命随意契約を締結した 12 事業については、全て、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号にいう「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとされている。

『逐条 地方自治法 第9次改訂版』（学陽書房、松本英昭著）には、「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものとして、以下の事例が挙げられている（同 924 頁）。

- ア 普通地方公共団体の行為を秘密にする必要があるとき
- イ 運送又は保管をさせるとき
- ウ 農場、工場、学校、試験所その他これらに準ずるものの生産に係る物品を売り払うとき
- エ 非常災害による罹災者に普通地方公共団体の生産に係る建築材料を売り払うとき
- オ 罹災者又はその救護を行う者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき
- カ 外国で契約するとき
- キ 学術又は文化、芸術等の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき
- ク 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき
- ケ 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造をさせ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき
- コ 公債、債券又は株式の買入れ又は売払いをするとき

最高裁は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号にいう「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないもの」の該当性につき、以下の通り判断している（最判昭和 62 年 3 月 20 日民集第 41 卷 2 号 189 頁）。

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは……不動産の買入れ又は借入れに関する契約のように当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定

することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も……該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。

#### ウ 12 事業の業務委託に関する県の取り扱い

上記 12 事業については、県が策定している「沖縄県随意契約ガイドライン」（平成 27 年 3 月 16 日施行）における「5 随意契約の適用基準」「(2) 契約の性質・目的が競争入札に適しないとき（令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号関係）」のうち、「⑩契約の目的物に特殊な性質があり、若しくは契約に特別の目的があることにより、特定の者でなければ納入できない場合、又は特殊の技術等を必要とする場合」「オ その他、契約の目的又は性質から、契約を履行できる者が特定されるもの」として処理されている。

上記「沖縄県随意契約ガイドライン」「5 (2) ⑩ オ」に該当するものとしては、以下の事例が挙げられている。

- ・ 国の許可を受けた唯一の法人と、料金後納郵便に係る契約を締結する場合
- ・ 保育士登録を行う全国唯一の期間である法人に登録事務を委託する場合
- ・ 検案又は解剖を必要とする死体等の搬送を専門業者に委託する場合

上記 12 事業について、県が OCVB との間で特命随意契約を行う理由としては、概ね共通しており、以下のような事項が挙げられている。

- ・ OCVB は、観光庁から、観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、戦略的に観光地域づくりを実施するための調整機能を備えた法人で

あり、「観光地域づくり法人（広域連携 DMO）として県内で唯一登録されている法人であり、戦略的に観光地域づくりを実施できる唯一の団体である。

- ・本業務は、民間の観光事業者が提案する企画（各種メディア・プロモーション等）の選定や民間の観光事業者が実施する事業への支援などを行うため、事業者選定等にあたり、公平・中立な立場で民間の観光事業者と接する必要がある（受託者は、競争関係にある競合他社の企画内容及び予算執行管理体制などの状況を知りうる立場となる。）。
- ・本業務は、航空会社、旅行会社、観光施設、ホテル、その他の観光事業者と様々な連携を行うため、県内観光事業者全般にわたる人脈などのネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。
- ・本業務は、国内外からの旅行を安定的に確保することを目的としており、県の観光施策に基づき、全県的な視点に立った事業の実施が求められる。
- ・OCVB は、長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有しており、また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有し、観光業界に関する多大な情報量を持つ団体である。

ここで、観光地域づくり法人（DMO：Destination Management/Marketing Organization）とは、「地域の『稼ぐ力』を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する『観光地経営』の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」として定義されている（観光庁ホームページ）。

観光地域づくり法人は、その役割・目的、ターゲットなどに応じて、広域的なエリアから小規模なエリアまで、様々な単位のエリアをマーケティングしマネジメントすることが想定されており、観光庁では、「広域連携 DMO」、「地域連携 DMO」、「地域 DMO」の 3 つの区分を設け、国（観光庁長官）による登録制度を設けている。令和 4 年 10 月 28 日時点において、「広域連携 DMO」10 件、「地域連携 DMO」103 件、「地域 DMO」142 件が登録されており、沖縄県において「広域連携 DMO」として登録されているのは OCVB のみである。

OCVB との間で特命随意契約を締結したのは、①離島観光活性化促進事業、②教育旅行推進強化事業、③国内需要安定化事業、④フィルムツーリズム推進事業、⑥観光危機管理体制構築支援事業、⑦沖縄観光国際化ビッグバン事業、⑧沖縄観光受入対策事業、⑨沖縄観光誘致対策事業、⑩クルーズ船プロモーション事業、⑫戦略的 MICE 誘致促進事業、⑬観光誘致対策事業（MICE 推進課）、⑭スポーツ観光誘客促進事業の 12 事業であり、いずれも、全県的な視点に立って、安定的な観光客を確保する目的を有するものであり、民間事業者への支援業務や観光関係団体との連携等も含んでいることからすると、前記随意契約理由は一定の合理性が認められる。

#### エ 令和元年度包括外部監査指摘と県の措置状況

OCVB との特命随意契約のあり方については、県の令和元年度包括外部監査結果報告「観光振興関連の施策及び事業に係る事務の執行について」（以下「令和元年度包括外部監査報告」という。）に、以下のような監査指摘がなされている。

##### 【沖縄観光コンベンションビューローのあり方について】

平成 30 年度に特命随意契約により委託した事業のうち 2 件について、平成 31 年度は公募に付されて委託に至ったとの事実からは、県が安易に「他に契約を履行できる団体はない」と判断していたことが分かる。

これに対して、県が実施した措置として、以下の公表がなされている。

カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業及び観光産業実態調査事業については、継続的に OCVB と随意契約を適用してきたところであるが、契約環境の変化により、OCVB 以外の他の法人と契約が可能と判断したことから、平成 31 年度は公募に転換したところである。今後とも安易な特命随契とならないよう、継続的に特命随契を実施する事業については、市場の動向を注視しながら公募への転換を図っていく（R3. 6. 18 沖縄県公報第 4943 号）。

また、令和元年度度包括外部監査結果報告において、以下の監査指摘がなされている。

##### 【沖縄観光コンベンションビューローのあり方について】

①特命随意契約の問題点 平成 30 年度における OCVB との契約のうち、少なくとも 2 件は特命随意契約とすべき状況になかったことが明らかである。特に、複

数年度にわたり特命随意契約を締結してきた事業においては、従来の契約方法が踏襲されてきた実態が明らかであり、平成 24 年度の包括外部監査報告書における指摘を受けて、契約事務が未だに改善されていない。

これに対する県が実施した措置として、以下の通り公表されている。

包括外部監査の指摘を受けて改善に取り組み、令和 3 年 3 月に「沖縄観光コンベンションビューローとの随意契約に関する取扱いについて（平成 27 年 3 月）」を改正し、これまでの適用条件（業務内容が県全体の観光関連団体及び観光関係業者を統率する役割及び全県的ネットワークを有することが必要とされる場合であること、業務内容が民間事業者への支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる場合であること）に加えて、1. OCVB が持つ広域連携 DM0 (Destination Management Organization / 観光地域づくり法人) としての役割を踏まえた委託業務となっているか、2. 契約を取り巻く環境の変化による公募の可能性がないか、を検討することとした。これに基づき、国内プロモーションなどの全国的な取組が必要とされる事業については、（観光地域づくりの司令塔役を期待される本県唯一の広域連携 DM0 として）これまで通り OCVB と特命随意契約を行い事業を実施していく（R4. 6. 17 沖縄県公報第 5037 号）。

すなわち、県としては、全県的ネットワークを有することが必要とされるような事業、民間業者への支援を含む事業、観光地域づくりの司令塔役を期待されるような事業については、従前通り、OCVB と特命随意契約を締結する方針であるが、「契約を取り巻く環境の変化による公募の可能性がないか」について、随時検討しているとのことである。

県所管課に確認したところ、県と OCVB との随意契約に関し、以下の見解が示されている。

毎年、文化スポーツ部随意契約検討会議を開催し、事業毎に公募の可能性を検討しており、令和 3 年度は「外国人観光客受入体制構築事業」、「インバウンド医療体制受入体制整備事業」、「観光人材育成・確保促進事業」、「旅行者専用相談センター沖縄運営事業」の 4 事業が特命随意契約から公募へと移行した。令和 4 年度は、沖縄観光受入対策事業の細事業「観光の日・観光月間推進事業」を切り分けて特命随意契約から公募へ移行した。



もともと、県の観光施策（例えば、令和4年7月に策定した「第6次沖縄県観光振興基本計画」において、沖縄観光の目指す将来像として「世界から選ばれる持続可能な観光地」と定められていること等）からすると、県の観光施策に関する委託事業において、全県的ネットワークを必要としない事業や、観光地域づくりの司令塔役を不要とする事業は想定し難く、OCVBへの随意契約の割合は依然として高いものと考えられる。

そうすると、上記県の方針は、ともすれば、過去の包括外部監査の「複数年度にわたり特命随意契約を締結してきた事業においては、従来の契約方法が踏襲されてきた実態があり、安易に特命随意契約を締結するのではなく、公募への転換を図るべきである」との指摘にそぐわないものとなりかねない。

県が公表している「県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票」によると、過去4年のOCVBに対する委託事業に関する随意契約状況は以下の通りである。

年度	随意契約の数	うち1者随契	プロポーザル	再委託の有無
平成30年度	15	15	0	15
令和元年度	14	14	0	13
令和2年度	22	20	2	21
令和3年度	14	12	2	14

上記の通り、県がOCVBに発注した業務委託のうち、プロポーザルの結果、随意契約となったものが、令和2年度以降、各2件認められるものの、令和3年度の業務委託15事業のうち、8割に当たる12事業が特命随意契約であることからすれば、OCVBとの随意契約の割合は依然として高く、看過することはできない。

#### オ OCVBとの随意契約の契約金額について

令和3年度の特命随意契約である12委託事業（上記(1)記載の①～⑮の事業のうち、⑤⑩⑮を除いた12事業）については、平成28年度から令和2年度までの過去5年間においても、継続的に同一事業名の業務委託がなされており、これらが全て特命随意契約によってなされている。これらの契約額の推移は以下の通りである

（「県と公社等の委託事業に係る随意契約状況調査票（平成28年度）～（令和3年度）：一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー」）。

委託業務名	契約額 (単位：千円)					
	R3 年度	R2 年度	R1 年度	H30 年度	H29 年度	H28 年度
①離島観光活性化 促進事業	60,841	61,360	138,589	101,896	192,218	194,591
②教育旅行推進強 化事業	154,970	77,682	118,855	104,436	162,923	174,000
③国内需要安定化 事業	266,982	115,961	252,201	271,245	531,564	600,000
④フィルムツーリ ズム推進事業	26,389	23,013	58,417	52,942	160,324	221,043
⑥観光危機管理体 制構築支援事業	20,000	20,053	24,146	23,086	33,053	25,000
⑦沖縄観光国際化 ビッグバン事業	350,319	767,841	806,507	818,089	966,551	1,092,813
⑧沖縄観光受入対 策事業	16,759	28,195	36,580	35,110	38,266	37,320
⑨沖縄観光誘致対 策事業	86,443	81,618	107,934	117,961	116,211	121,760
⑩クルーズ船プロ モーション事業	75,376	75,376	72,252	50,099	78,830	95,271
⑫戦略的 MICE 誘 致促進事業	147,864	216,013	358,199	278,686	418,270	281,000
⑬観光誘致対策事 業 (MICE 推進課)	15,160	19,629	7,540	7,540	9,715	10,768
⑭スポーツ観光誘 客促進事業	104,521	54,517	68,122	68,189	91,344	111,450

また、「委託事業に係る県と公社等との随意契約状況（令和3年度）総括表」を見ると、35 公社等外郭団体のうち、県と随意契約を締結しているのが 22 団体あり、その総額は 4,320,884,000 円に上る。随意契約の額が最も多い団体は、OCVB が

1,415,116,000円、次いで（公財）沖縄県産業振興公社が522,862,000円、三番目に沖縄県土地開発公社が408,612,000円であった。

OCVBに対する随意契約の委託金額が14億円を超えており、県の公社等外郭団体に対する随意契約金額総額の約33%を占めていることからすると、発注した委託事業について、一層、公募への移行を検討することが望まれる。

**【意見】**

OCVBに発注した委託事業について、一層、公募への移行を検討されたい。

カ OCVBが受注した事業の再委託について

OCVBが受注した各事業においては、業務内容の多くが再委託業務として、別途委託されている。県は、各事業の契約書及び仕様書において、一括再委託及び契約金額の50%を超える業務についての再委託を禁止しているものの、禁止されているのは、あくまで再委託1件について契約金額の50%を超える場合であって、再委託金額総額について規制されているわけではない。

OCVBとの間で特命随意契約を締結した各事業について、県の予算執行伺では、支払方法として「業務の性質上多額の現金払いが想定されるため、OCVBの財源で立て替えることは困難である。よって、業務を円滑にするためにも一定の概算払いを行う」旨記載されており、OCVBが別途、多岐にわたる再委託業務を発注することを前提としている。そして、県が委託した各事業の契約書には、OCVBに対し、契約金額の9割を上限とする概算払いを認める旨の条項が定められている。

そうすると、上記12事業の業務内容の全てについて、OCVBと特命随意契約を締結する必然性はなく、12事業の各事業内容を細分化した上で、OCVBを通さず、別途、一般競争入札等によって発注することが可能な業務もあるものと思われる。

**【意見】**

仮に、OCVBが関わるべき事業であったとしても、OCVBは多岐にわたって再委託業務として民間業者に発注しているのであるから、OCVBが再委託業務として発注している業務について、別途、県が一般競争入札や公募等によって発注することはできないのか等について検討されたい。

### (3) 事業の継続について

前記の通り、12事業について、県はOCVBとの間で特命随意契約を締結しているが、当該事業については、平成28年度～令和2年度においても、継続的に実施されてきている。

そのため、同一事業について、安易に継続的に事業を展開しているのではないか、事業そのものの必要性等について、検討する必要がある。

この点、県は、事業の成果指標について、「沖縄県では、『沖縄21世紀ビジョン基本計画』（平成24年5月策定、平成29年5月改定）の着実な推進を図るため、Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善)のいわゆるPDCAサイクルを導入し、毎年度、検証や改善を継続的に行い、この結果を取組に反映させることにより、施策の評価にとどまらず、効果的な推進を図ることとしております。」として、毎年度のPDCA実施結果をホームページにて公開している。

([https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/pdca/pdca\\_summary.html](https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/chosei/keikaku/pdca/pdca_summary.html))

また、県は「沖縄県PDCAにおける主な取組の検証・施策の総括実施要領」を策定し、検証等の時期について「原則として、前年度末までの実績について、毎年度夏頃を目途に検証等を実施するものとする」と定めている。

もともと、上記ホームページにて公表されている直近の沖縄県PDCA実施結果は、「対象年度：令和2年度」（各事業の実施自体は令和元年度）のものであり（更新日：2022年2月18日）、令和3年度の実施状況については未だ公表されていない。上記「沖縄県PDCAにおける主な取組の検証・施策の総括実施要領」に定めている通り、前年度の委託事業については、毎年度の夏頃までに検証等を実施し、翌年度の予算編成等に活用できるよう、スケジュールを組み立てるべきである。

そうすると、令和2年度の委託事業については、令和3年度夏頃までに検証等を実施し、令和4年度の予算編成等に活用すべきであり、遅くとも令和3年度末には公表されるべきである。同様に、令和3年度の委託事業については、令和4年度夏頃までに検証等を実施し、令和5年度の予算編成等に活用すべきであり、遅くとも令和4年度末には公表されるべきである。

しかし、上記の通り、現在公表されているのは令和2年度の実施結果までであり、令和4年度はおろか、令和3年度の実施結果の公表もされていない。

### 【指摘】

沖縄県 PDCA 実施結果について、「沖縄県 PDCA における主な取組の検証・施策の総括実施要領」に定めている通り、前年度の委託事業については、毎年度の夏頃までに検証等を実施し、翌年度の予算編成等に活用すべきであり、遅くとも、検証等を実施した年度の 3 月末までには公表すべきである。

上記沖縄県 PDCA 実施結果「対象年度：令和 2 年度」において、県が OCVB に発注した各事業については、順調ないし概ね順調と評価されている。

もともと、令和元年末頃から始まった新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、観光客は激減したため、令和 3 年度の事業については、従前の事業内容から大きく変更することを余儀なくされている。

そのため、従前の同一事業内容と単純に比較検討することはできないが、今後も安易に継続的に事業を展開することなく、事業そのものの必要性等について、検討することが望ましい。

### 【意見】

OCVB に発注している事業（特に特命随意契約を締結している 12 事業）について、PDCA 実施結果を踏まえて、今後も安易に継続的に事業を展開することなく、事業そのものの必要性等について検討されたい。

#### (4) 再委託について

##### ア 「再委託の適正化に係る通知」について

県は、「再委託の適正化に係る通知」（平成 27 年 2 月 16 日総務部財政課）を策定し、以下の通り、「再委託の制限」について定めている。

再委託は、契約の競争性、公平性、信頼性が適切に保持されることを前提として、当該委託業務の履行が確保される場合に限り、必要最小限の範囲でこれを行わせるものとする。ただし、契約の競争性、公平性、信頼性の保持の観点から、以下に該当する業務の再委託を原則として禁止する。

##### (1) 一括再委託等

委託先が、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは、いわゆる「丸投げ」として契約の合理性・経済性に疑念を生じる恐れがあるため、これを原則禁止する。

また、委託業務を分割し、その全部を第三者に再委託することも同様とする。

#### (2) 契約の主たる部分の再委託

委託業務の成否に密接に関わる業務など、委託先に履行させる必要がある業務については、再委託を原則禁止する。

契約の主たる部分とは、委託業務の契約金額の 1/2 を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務及び委託先を指名又は選定した理由と不可分の関係にある業務を言うものとする。

(中略)

#### (3) 相互供給・一括再々委託

委託先が当該契約の競争入札参加者に業務の再委託を行うことは、入札参加者同士が相互に役務・物品等を供給する「相互供給」にあたり、契約手続の競争性等の観点から社会通念上不適切とされていることに鑑み、これを原則禁止する。

また、契約担当課は、以下の視点により再委託の適否を確認するものとされている。

- (ア) 「一括再委託」「契約の主たる部分の再委託」又は「相互供給」に該当しないこと。
- (イ) 再委託を行う合理的な理由及び必要性が適切に説明されていること。
- (ウ) 再委託先の業務履行能力に問題がないこと。
  - ・業務の履行に必要な人員・技術・設備等を備えていること。
  - ・期限内に業務を完遂できること。
  - ・業務品質及び成果が適正に保持されること。
- (エ) 再委託先が「指名停止措置を受けている者」「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」等不適切な者に該当しないこと。
- (オ) その他、業務の適正な履行に支障をきたす恐れがないこと。

イ OCVB に対する業務委託に関する再委託制限

令和3年度のOCVBに対する、前記①～⑮の事業の業務委託契約においては、全て再委託の制限に関し、以下のような規定（以下、本章において「再委託制限条項」という。）が置かれている。

第●条（再委託の制限等）

乙（受託者・OCVB）が契約の履行に伴い第三者から役務の提供を受ける（以下「再委託」という。）ときには、当該委託業務の履行が確保される場合に限り、必要最小限の範囲でこれを行わせるものとする。ただし、以下に該当する業務の再委託を原則として禁止する。

- (1) 乙が契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせること。
  - (2) 甲（委託者・県）が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行について、乙が第三者に委任し、又は請負わせること。
  - (3) 本契約の入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に、乙が契約の履行を委任し、又は請負わせること。
- 2 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 3 乙は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない。
- 4 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（後略）

上記再委託制限条項の通り、OCVBは再委託する場合において、一括再委託は禁止であり（再委託制限条項1項1号）、指名停止業者や暴力団関係者らへの再委託も禁止されており（同1項3号）、これらについて、OCVBと再委託先は書面で契約する必要がある（同3項）。

また、OCVB（再委託承認申請者）が再委託を行う場合には、上記再委託制限条項 2 項に基づき、県に対し、再委託承認申請書を提出する必要がある。そして、令和 3 年度の OCVB に対する、前記①～⑮の事業の業務委託契約においては、県は、OCVB から再委託承認申請に対し、再委託先に関し、概ね、以下のような「再委託の条件」を付した上で、当該再委託を承認している。

- ・申請者は、再委託先に対し一括再々委託の禁止を義務づけること。
- ・申請者は、再委託先に対し「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」「県の指名停止措置を受けている者」に対する再々委託の禁止を義務づけること。

すなわち、OCVB の再委託先が、再々委託する場合において、一括再々委託は禁止され、指名停止業者や暴力団関係者らへの再々委託も禁止されている。そして、前記再委託制限条項 3 項に基づき、これら再々委託の禁止内容について、OCVB と再委託先は書面で契約する必要がある。

そして、県の再委託承認後、OCVB は、上記再委託制限条項 3 項に基づき、再委託先との間で業務委託契約書（以下「再委託契約書」という。）を作成しており、当該再委託契約書において、「乙（再委託先）は、委託業者の全部を第三者に再委託してはならない」として再々委託禁止条項を設けるか、以下のような制限条項（以下「再々委託制限条項」という。）を定めている。

#### 第●条（再委託）

1 乙（OCVB からの再委託先）は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲（OCVB）の書面による事前の承認を得た場合は、委託業務の一部について再委託することができる。再委託者の資格については、次の各号の規定に準じるものとする。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

(2) 役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者。

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。

(後略)



前記の通り、県からの「再委託の条件」として、OCVBの再委託先が再々委託する場合において、一括再々委託は禁止され、指名停止業者や暴力団関係者らへの再々委託も禁止されており、これら「再委託の条件」について書面で契約する必要がある。もっとも、上記再々委託制限条項では、「再委託の条件」が明確に記載されていない。

ここで、地方自治法施行令第167条の4第1項は、以下のように定めている。

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律32条1項各号に掲げる者は、以下の通りである。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

以上の規定ぶりからすると、OCVBと再委託先との間で作成されている再委託契約書の再々委託制限条項は、県からの「再委託の条件」を再委託先に遵守させることについて、必ずしも明確ではない。

## 【意見】

県からの「再委託の条件」を再委託先に遵守させることを明確にするため、OCVBと各再委託先との間で作成される再委託契約書における再々委託制限条項については、以下のような規定を検討されたい。

### 第●条（再委託）

- 1 乙（OCVBからの再委託先）は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に書面による甲（OCVB）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する者に対する再委託を禁止する。
    - (1) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
    - (2) 県の指名停止措置を受けている者
    - (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者
    - (4) 法人その他の団体であって、その役員が次のいずれかに該当するもの
      - ア 破産者で復権を得ない者
      - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （後略）

OCVBが提出する再委託承認申請書の「再委託先の適格性」欄には、「業務履行に必要な人員・技術・設備等」について「あり」「なし」、「期間内の適正な業務履行の確保」について「可」「不可」、「指名停止措置を受けている者」について「非該当」「該当」、「本件契約の競争入札参加者」について「非該当」「該当」、「暴力団員に該当する者」について「非該当」「該当」、「暴力団と密接な関係を有する者」について「非該当」「該当」とのチェック項目がそれぞれ設けられている。

もともと、OCVBが再委託申請する際において、再委託先を企画公募や一般競争入札によって選定する場合があります。この場合、再委託承認申請時には、再委託先は未定である。

このように、再委託申請時において、再委託先が未定であるにもかかわらず、再委託承認申請書の「再委託先の適格性」欄において、「業務履行に必要な人員・技術・設備等」について「あり」、「期間内の適正な業務履行の確保」について「可」、「指名停止措置を受けている者」について「非該当」、「本件契約の競争入札

参加者」について「非該当」、「暴力団員に該当する者」について「非該当」、「暴力団と密接な関係を有する者」について「非該当」として、機械的にチェックされている申請書が散見される。

#### 【指摘】

再委託申請書における「再委託先の適格性」のチェック項目について、機械的にチェックするのではなく、再委託先が未定の際には適格性の判断はできないのであるから、いずれのチェック項目も外すべきである。

#### (5) 委託料の概算払いについて

令和3年度のOCVBに対する、前記(1)①～⑤の事業の業務委託契約において、ほとんどの事業について、委託料の概算払いに関し、以下のような規定が置かれている。

#### 第●条（支払）

（前略）

2 前項の規定にかかわらず、乙（OCVB）は委託業務の完了前に委託業務に必要な経費として概算払請求書を提出することができる。この場合において、甲（県）は、当該請求に対し支払うことが必要であると判断したときは、委託料の9割を上限として支払を行うことができる。

概算払をすることができる経費については、地方自治法施行令162条6号に「経費の性質上概算をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの」と定められており、沖縄県財務規則65条7号において「委託費」が「概算払いのできる経費」として定められている。

それゆえ、契約書に、委託料の概算払いの規定を設けること自体は問題ない。

もっとも、上記の規定では、業務完了前であるにもかかわらず、受託者は最大で9割もの委託料を受領することが可能となってしまう。

また、概算払い後、実績が上がらなかった場合には、返還請求という余計な手続を行う必要がある。

実際に、「②令和3年度 教育旅行推進強化事業」においては、契約当初の委託金額77,682,000円から154,970,000円と倍近くに増額変更され、委託金額の7割に当たる108,479,000円が完了前に概算払いされたが、実績としては69,741,692円にとどまったため、業務完了後に38,737,308円の返還を求めるに至っている。また、「⑨令和3

年度「沖縄観光誘致対策事業」においても、契約金額 86,443,000 円のうち、委託金額 89.997%に当たる 77,796,000 円が完了前に概算払いされたが、実績額が 69,684,687 円にとどまったため、業務完了後に超過額 8,111,313 円を返還させている。

さらに、上限 9 割の支払は無条件ではないものの、「県が当該請求に対し支払うことが必要であると判断したとき」という、条件としては不明瞭なものであるため、客観的な基準とはいえない。

【意見】 委託業務未完了の状態において、上限 9 割もの支払が可能となる旨の規定について、見直しを検討されたい。

【意見】

概算払いが可能となる条件として、実績・進捗状況に応じた支払等の客観的な基準を検討されたい。

(6) 提出書類の名称統一について

令和 3 年度の OCVB に対する、前記①～⑮の事業の業務委託契約においては、業務完了後に提出すべき完了報告書に関し、以下のような規定が置かれている。

第●条（委託業務完了報告書）

乙（OCVB）は、委託業務が完了したときは、直ちに、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

また、上記報告書の提出後、県が実施する完了検査に関し、次のように定めている。

第●条（委託業務完了の検査）

甲（県）は、前条の委託業務完了報告書を受領した日から 10 日以内の日又は完了期限のいずれか早い日までに、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうか検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

一方、委託業務仕様書においては、業務完了後に OCVB が県に提出すべき書類として、「事業完了報告書」、「事業報告書」または「委託業務完了届」と定められている。

例えば、前記(1)「①令和3年度 離島観光活性化促進事業（OCVB）」においては、OCVBは、令和4年3月31日付「令和3年度離島観光活性化促進事業委託事業完了報告書の提出について」と題する文書（沖ビューロー第539号）において、「委託事業完了報告書」の提出を行っている。

以上の通り、業務完了後、OCVBが県に提出すべき書類の名称として「委託業務完了報告書」、「事業完了報告書」、「事業報告書」、「委託業務完了届」、「委託事業完了報告書」という名称が混在しており、混乱が生じるおそれがある。

**【指摘】**

契約書及び仕様書には、業務完了後に提出すべき報告書の名称を統一して記載すべきである。

また、契約書では、以下の通り、委託業務完了報告書とは別に、実績報告書の提出義務を定めている。

**第●条（実績報告書の提出）**

乙は、実績報告書を完了期限までに甲に提出しなければならない。

各事業において、OCVBから提出されている実績報告書は、同一の書式ではなく、委託業務完了報告書とほぼ同じもの（あるいは同一であるとしてそもそも提出されていないもの）や、成果物である事業報告書としてまとめられているものがあり、統一されていない。

委託業務完了報告書と同内容（委託事業の実施期間、契約額及び実績額）の記載に留まるのであれば、あえて実績報告書を提出させる必要は無い。例えば、委託業務完了報告書は、業務が完了したことを示す届出として、必要最小限の記載（事業名、実施期間、契約金額及び実績額など）に留め、実績報告書については、事業報告書のよりに成果物の提出とするなど、提出書類を統一した方が良い。

**【指摘】**

委託業務完了届及び実績報告書のモデル書式を示し、統一したものを提出させるべきである

(7) 旅費の見積について

前記(1)①令和3年度 離島観光活性化促進事業（OCVB）では、事業費見積書において、「3. 旅費（1)職員旅費」として、次の費用が計上されている。

- ①那覇→石垣（1泊2日）2名×2回×51,000円
- ②那覇→宮古島（1泊2日）2名×2回×48,000円
- ③那覇→久米島（1泊2日）2名×2回×35,000円
- ④那覇→座間味島（1泊2日）2名×1回×22,000円
- ⑤招聘同行（周辺離島）1名×15回×22,000円
- ⑥那覇→東京（2泊3日）2名×3回×110,000円
- ⑦那覇→大阪（2泊3日）2名×1回×95,000円
- ⑧那覇→名古屋（2泊3日）2名×1回×94,000円

もともと、前記(1)「②令和3年度 教育旅行推進強化事業」における旅費の見積額は、上記①事業における旅費の見積額より安価で計上されている。

また、前記(1)③令和3年度 国内需要安定化事業では、事業費見積書において、「1. (2)⑤出張旅費（職員旅費）」として、次の費用が計上されている。

- 那覇～東京 2泊3日 110,000円 2名×2回
- 那覇～名古屋 2泊3日 110,000円 2名×2回
- 那覇～大阪 2泊3日 110,000円 2名×2回
- 那覇～福岡 2泊3日 110,000円 2名×2回

出張旅費については、「沖縄県職員の旅費に関する条例」によると「航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による」と定められており（17条）、宿泊料の額は、出張する地域に応じて1泊「10,900円」または「9,800円」と定められている（20条）。

**【指摘】**

各委託事業において、明確な旅費算定基準に基づき、統一的な見積を算定すべきである。

(8) 前記(1)①～⑤の各事業委託業務に関する監査結果

ア ①令和3年度 離島観光活性化促進事業 (OCVB)

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 離島国内線チャーター便支援</li><li>(2) 航空会社連携プロモーション</li><li>(3) メディアミックス広告</li><li>(4) 15 離島重点プロモーション</li><li>(5) 情報発信ツール制作</li><li>(6) 旅行社・メディア等招聘(15 離島)</li><li>(7) 離島観光協会等との連絡会議の開催</li></ol> |
|---|

一方、仕様書に基づき OCVB により作成・提出された実施計画書に記載された事業内容等は以下の通りである。

- |  |
|--|
| <p><b>【1】 離島航空路開設・チャーター支援 (4,800 千円)</b></p> <p><b>【2】 離島観光プロモーション (32,570 千円)</b></p> <p>①航空会社連携プロモーション (6,000 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ FSC2 社</li></ul> <p>②メディアミックス広告 (9,000 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 各種メディア媒体への掲載 (TV、雑誌、新聞、ラジオ、デジタル広告、サイネージ等)</li><li>・ リトハク WEB サイト (特集、LP 作成) 及び SNS による情報発信</li></ul> <p>③15 離島等重点プロモーション (14,500 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 各種メディア媒体への掲載 (TV、雑誌、新聞、ラジオ、デジタル広告、サイネージ等)</li><li>・ リトハク WEB サイト (特集、LP 作成) 及び SNS による情報発信</li><li>・ 県外離島関連イベントへの出展 離島路線地域を中心に 5 件程度 (過年度実績)</li></ul> <p>④情報発信ツール制作 (1,000 千円)</p> <p>⑤旅行社・メディア等招聘 (2,070 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 周辺 15 離島及び招聘事業者数 10 社程度</li></ul> |
|--|

【3】旅費・通信運搬費等（2,269千円）

【4】人件費・管理費・消費税等（21,201千円）

上記、仕様書と実施計画書の内容を比較すると、仕様書の業務内容「(7)離島観光協会等との連絡会議の開催」が実施計画書にはなく、実施計画書「【3】旅費・通信運搬費等（2,269千円）」に組み入れられてしまっている。

#### 【意見】

実施計画書の業務内容については、仕様書の業務内容に基づいて作成されたい。

上記実施計画書の通り、以下の②と③の業務内容は重複した記載が見られる。

#### ②メディアミックス広告

- ・各種メディア媒体への掲載（TV、雑誌、新聞、ラジオ、デジタル広告、サイネージ等）
- ・リトハク WEB サイト（特集、LP 作成）及び SNS による情報発信

#### ③15 離島等重点プロモーション

- ・各種メディア媒体への掲載（TV、雑誌、新聞、ラジオ、デジタル広告、サイネージ等）
- ・リトハク WEB サイト（特集、LP 作成）及び SNS による情報発信

他方、実施計画書と同時に提出された事業費見積書（予算書）における、上記②③の予算は以下のように記載されている。

#### 2. 離島観光プロモーション

##### (2)メディアミックス広告

①Web 発信 1式×9,000,000

##### (3)15 離島重点プロモーション

①ツール制作・プロモーション等 1式×9,000,000円

②活動旅費（イベント出張旅費、出展費） 1式×5,500,000円

実施計画書と事業費見積書の記載内容を比較すると、「メディアミックス広告」及び「15 離島重点プロモーション」の予算合計額は同じであるが、記載されている



事業内容が異なっており、正しいものかどうか判断することができない（例えば、実施計画書に記載された「各種メディア媒体への掲載」及び「リトハク WEB サイト及び SNS による情報発信」は重複していないか、事業費見積書「メディアミックス広告」には「①Web 発信」しか記載されていないが、「各種メディア媒体への掲載」業務は計上していないのか、など）。

**【指摘】**

実施計画書に記載された業務内容と事業費見積書に記載された業務内容は、出来る限り統一して記載するよう指導すべきである。

イ ②令和 3 年度 教育旅行推進強化事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) 沖縄県修学旅行推進協議会の開催
- (2) 修学旅行フェア、説明会の開催
- (3) 学校に対する事前・事後学習支援
- (4) 沖縄修学旅行模擬体験提供
- (5) 海外教育旅行誘致活動及び受入体制整備

(イ) 実施計画書の変更

委託契約書 4 条 1 項は「乙（OCVB）は、実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を甲（県）に提出し、その承認を受けなければならない」と定めている。

本事業は、令和 3 年 4 月 1 日に委託金額 77,682,000 円にて委託契約が締結され、同年 10 月 8 日に変更後金額 154,970,000 円にて委託業務変更契約が締結されている。

当該変更の際し、OCVB より同日付「『令和 3 年度 教育旅行推進強化事業』委託業務変更契約書について（提出）」と題する文書（沖ビューロー第 288-10 号）及び、別添として、委託業務変更契約書、事業計画書、工程表が提出されている。

これに対し、県は同日付「令和 3 年度『教育旅行推進強化事業』に係る実施計画書の変更について（通知）」と題する文書（文振第 485 号）にて、上記 OCVB からの

文書（沖ビューロー第 288-10 号）について、「委託契約書第 4 条の規定に基づき承認します」としている。

このように、OCVB からは「委託業務変更契約書」の提出としているのに対し、県からは「実施計画書の変更」を承認するものと対応しており、整合していない。

**【指摘】**

実施計画書の変更がある場合、契約書 2 条 3 項に基づく変更であるのか、契約書 4 条 1 項に基づく変更であるのか、統一した手続を行うべきである。

(ウ) 追加業務

上記の通り、本事業は、令和 3 年 4 月 1 日に委託金額 77,682,000 円にて委託契約が締結されたものが、同年 10 月 8 日に契約変更により委託金額 77,288,000 円増額となっている。当該増額の理由は、変更後の実施計画書を見ると、新たに「VI. 安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援（予算：66,739,655 円）」に関する業務を追加したことによるものである。

上記追加業務の内容は「沖縄修学旅行を実施する学校に対し、県内移動時の 3 密を回避し、安全・安心な教育活動を提供するため、バスやタクシーの増車に係る費用について支援することにより、旅行実施の後押しする」というものであり、コロナ禍の真っ只中であつた令和 3 年度における旅行事情からすれば、やむを得ない追加業務といえる。

もともと、「安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援」という業務自体は、必ずしも、「教育旅行推進強化」という本事業の一部として実施し、OCVB に対する随意契約として締結すべきものとは思われない。

しかも、当初の委託金額の 2 倍近くの委託金額に増額されており、軽微な変更とはいえない。その上、実績報告書を見ると、「VI. 安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援」の当初予算 60,672,415 円（税抜）の実績額は 1,276,294 円（税抜）にとどまっており、予算は付けてみたものの、実際には運用できなかったという実態が明らかとなっている。

**【意見】**

「安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援」という追加業務について、別途発注することなく、OCVBの随契として本事業に組み入れる必要性があったのか検証されたい。

(エ) 再委託

OCVBは令和3年12月17日付で、再委託先を「株式会社イー・ピー・シー」、再委託予定業務を「株式会社日本教育新聞社発行『日本教育新聞』への広告出稿」とする再委託承認申請書を県に提出し、同日、県は、これについて、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

ところが、その後、OCVBと上記再委託先「株式会社イー・ピー・シー」との間では、再委託契約ではなく、「有料広告枠売買契約書」を作成しており、有料広告枠の売買契約を締結するに至っている。そのため、再委託条件である「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」について、約定がなされていない。

OCVBと株式会社イー・ピー・シーとの間で作成された「有料広告枠売買契約書」を確認すると、第1条1項に「甲（株式会社イー・ピー・シー）は、以下の有料広告枠を売り渡し、乙（OCVB）は、これを買受けるものとする」と規定されており、売買契約の体裁となっている。

しかし、同第3条1項には「甲は、乙から提出を受けた広告を掲載場所に掲載する」と定められており、広告枠の売買にとどまらず、業務委託の実態をも有するものといえる。

本事業の委託業務仕様書「5. (4)オ」には、県の承認を不要とする「その他、簡易な業務」として「20万円未満の記事広告出稿」が掲げられている趣旨からすると、県としても、20万円以上の記事広告出稿については、県の承認が必要な再委託業務として捉えているものと考えられる。

**【指摘】**

再委託承認申請を行い、再委託条件を付した上で再委託承認がなされた場合、当該再委託条件を遵守させる再委託契約（契約名称が「売買契約」等であっても、契約内容に再委託の実態がある場合を含む）を締結するよう指導すべきである。

また、OCVB は令和 3 年 10 月 28 日付で、再委託先を「映像制作ユニット」、再委託予定業務を「沖縄修学旅行歓迎動画制作業務」とする再委託承認申請書を県に提出し、同日、県は、これについて、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

ところが、OCVB と上記再委託先「映像制作ユニット」との間では、業務委託契約書を作成することなく、同社から OCVB に対し「請書」の提出のみとなっている。

OCVB 会計規程 45 条は「契約は、沖縄県財務規則の規定に準じて行うものとする」と定めており、沖縄県財務規則第 107 条 1 項は以下のように定めている。

次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、契約書を省略し、前条第 1 項に規定する事項を約定し、これを誠実に履行する旨を記載した請書を提出させることができる。

- (1) 契約代金の額が 100 万円未満の指名競争契約又は随意契約をしようとするとき。

(後略)

上記「沖縄修学旅行歓迎動画制作業務」の委託金額は 995,500 円であり、100 万円未満であるため、契約書を省略し、請書の提出に代えていること自体は問題ない。

しかし、上記の通り、県は OCVB からの再委託承認申請に対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

また、委託契約書 6 条 3 項において、「乙（OCVB）は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない」と定められている。

したがって、再委託先に対し、再委託条件を遵守させるよう、書面で約定する必要がある。

**【指摘】**

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

ウ ③令和3年度 国内需要安定化事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) 国内路線強化事業（沖縄観光新規需要開拓含む）
  - ア メディアプロモーション
  - イ 航空会社等連携プロモーション
  - ウ 地方自治体・空港等の連携プロモーション
  - エ 世界自然遺産登録に向けたプロモーション
- (2) イベントプロモーション
- (3) 招聘事業
- (4) WEB 観光情報発信
- (5) 効果測定

一方、仕様書に基づき OCVB により作成・提出された実施計画書に記載された事業内容等は以下の通りである。

1. エリア別路線強化事業（156,101,011 円）
  - (1) メディアプロモーション
  - (2) タイアッププロモーション
    - ①航空会社連携プロモーション
    - ②鉄道連携プロモーション
    - ③空港等連携プロモーション
    - ④旅行会社等連携プロモーション
  - (3) 招聘事業

- (4) 県外イベントプロモーション
2. 世界自然遺産登録に向けたプロモーション (7,000,000 円)
  3. WEB更新・強化およびデジタルプロモーション (20,000,000 円)

上記、仕様書と実施計画書の内容を比較すると、仕様書の業務内容「(1)国内路線強化事業」に相当する実施計画書の業務は「1. エリア別路線強化事業」と思われるが、「1. エリア別路線強化事業」の中には、「招聘事業」「県外イベントプロモーション」が含まれる業務内容となっている。

もともと、仕様書では、「国内路線強化事業」と、「イベントプロモーション」「招聘事業」は別項目の業務である。

また、仕様書における「(1)国内路線強化事業（沖縄観光新規需要開拓含む）」の中には、「世界自然遺産登録に向けたプロモーション」が含まれているが、実施計画書では「2. 世界自然遺産登録に向けたプロモーション (7,000,000 円)」が別項目の業務とされている。

さらに、仕様書の「(6)効果測定」業務については、実施計画書に記載がない。

このように、仕様書の業務内容と、実施計画書の業務内容の位置づけが大きく異なってしまっているため、本事業の実施計画書は、仕様書の内容を正しく反映したものとはいえない。そのため、業務完了時に、仕様書通りに業務が実施されているかどうかを確認することも困難である。

#### 【意見】

実施計画書の業務内容については、仕様書の業務内容に基づいて作成し、特に、仕様書に記載された業務内容について、修正等を行う場合であっても、大項目については仕様書に記載された業務内容を反映されたい。

#### 【指摘】

仮に、実施計画書の作成段階において、仕様書の業務内容が実態にそぐわないことが判明したような場合には、仕様書自体を変更すべきである。

上記実施計画書と同時に提出された事業費見積書（予算書）における「1. エリア別路線強化事業」の業務内容は以下のように記載されている。

- (1) メディアプロモーション
  - ①メディアプロモーション
- (2) タイアッププロモーション
  - ①航空会社等連携プロモーション
  - ②鉄道連携プロモーション
  - ③空港連携プロモーション
  - ④旅行会社等連携プロモーション
  - ⑤出張旅費（職員派遣）
- (3) 招聘事業
  - ①招聘事業
- (4) イベントプロモーション
  - ①イベントプロモーション
- (5) アンテナショップ等との連携プロモーション
- (6) 販促ツール作成

上記の通り「(5)アンテナショップ等との連携プロモーション」及び「(6)販促ツール作成」については、仕様書及び実施計画書には項目として挙げられていない。

#### 【意見】

実施計画書に記載された業務内容と事業費見積書に記載された業務内容は、出来る限り統一して記載されたい。

#### (イ) 実施計画書の変更

令和3年12月24日、県とOCVBは、契約書2条3項に基づき、委託金額を242,782,000円から、266,982,000円に変更する旨協議し、同日付で変更契約を締結している。また、併せてOCVBから「国内需要安定化事業（令和3年度）業務委託の変更契約に係る経費見積および実施計画変更について」と題する文書（沖ビューロー第401-8号）が提出され、県は、同日付で、これに対し、契約書4条の規定に基づき承認する旨通知している。

契約書4条1項には、「乙（OCVB）は、実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を甲（県）に提出し、その承認を受けなければならない」と定めている。

もともと、契約書 4 条 1 項の規定は、OCVB の都合により実施計画書を変更する場合の規定であるところ、上記の通り、県と OCVB は、契約書 2 条 3 項に基づき委託金額の変更をしていることから、OCVB の都合による変更とはいえない。

**【指摘】**

実施計画書の変更がある場合、契約書 2 条 3 項に基づく変更であるのか、契約書 4 条 1 項に基づく変更であるのか、統一した手続を行うべきである。

エ ④令和 3 年度 フィルムツーリズム推進事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) フィルムコミッション窓口業務
- (2) 受入整備強化
- (3) 国内外マーケット出展等
- (4) 地域魅力発信
- (5) その他

(イ) 再委託

以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ① 再委託承認申請日：令和 3 年 9 月 1 日  
再委託先：NO MARK 株式会社  
再委託予定業務：沖縄フィルムオフィスウェブサイト改修  
再委託予定額：748,000 円  
県の再委託承認日：令和 3 年 9 月 2 日
- ② 再委託承認申請日：令和 4 年 2 月 25 日  
再委託先：NO MARK 株式会社  
再委託予定業務：撮影受入推進における全国制作者向け SNS 広告制作出稿



業務

再委託予定額：528,000 円

県の再委託承認日：令和 3 年 2 月 28 日

③ 再委託承認申請日：令和 3 年 10 月 8 日

再委託先：株式会社東洋企画印刷

再委託予定業務：TV アニメ「白い砂のアクアトープ」ロケ地マップの制作

再委託予定額：913,000 円

県の再委託承認日：令和 3 年 10 月 12 日

上記①～③の再委託においては、OCVB と上記各再委託先との間で、業務委託契約書を作成することなく、再委託先から OCVB に対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和 3 年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB 会計規程 45 条及び沖縄県財務規則第 107 条 1 項の通り、100 万円未満の契約金額においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

**【指摘】**

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、上記②の再委託について、OCVB は令和 4 年 2 月 25 日付で、再委託先を「NO MARK 株式会社」、再委託予定業務を「撮影受入推進における全国制作者向け SNS 広告制作出稿業務」、再委託予定額を「528,000 円」とする再委託承認申請書を県に提出し、同年 2 月 28 日、県は、これについて、上記再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

上記再委託先「NO MARK 株式会社」は OCVB に対し、同年 2 月 25 日付で「請書」を提出しており、これをもって契約書の作成に代えている。

契約書 22 条 2 項は「乙（OCVB）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10 日前までに再委

託承認申請書を甲（県）に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、OCVB は、県に対する再委託承認申請提出日と同じ日（2月25日）に「NO MARK 株式会社」との間で「撮影受入推進における全国制作者向け SNS 広告制作出稿業務」委託契約を締結しており、明らかに上記契約条項に違反している。

#### 【指摘】

OCVB が再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、OCVB は令和 3 年 5 月 25 日付で、再委託先を「光文堂コミュニケーションズ株式会社」、再委託予定業務を「県と TV アニメ『白い砂のアクアトープ』のコラボポスターのポスターデータ作成、印刷、空港設置における委託業務」とする再委託承認申請書を県に提出し、同月 26 日、県は、これについて、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

ところが、OCVB と上記再委託先「光文堂コミュニケーションズ株式会社」との間では、業務委託契約書は作成されておらず、同社から OCVB に対する「請書」の提出もなされていない。

OCVB 会計規程 45 条は「契約は、沖縄県財務規則の規定に準じて行うものとする」と定めており、沖縄県財務規則第 107 条 2 項は以下のように定めている。

次に掲げるものについては、前条及び前項の規定にかかわらず契約書の作成及び請書の提出を省略することができる。

- (1) 1 件の契約金額が 20 万円未満のもの  
(後略)

上記「県と TV アニメ『白い砂のアクアトープ』のコラボポスターのポスターデータ作成、印刷、空港設置における委託業務」の委託金額は 195,800 円であり、1 件の契約金額が 20 万円未満であるため、契約書の作成および請書の提出を省略すること自体は問題ない。

しかし、上記の通り、県は OCVB からの再委託承認申請に対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っており、委託契約書 22 条 3 項において、「乙（OCVB）は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない」と定められていることから、請書の作成を省略する場合であっても、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

**【指摘】**

請書の作成を省略をする場合であっても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について、書面によって約定すべきである。

オ ⑤令和 3 年度 観光人材育成・確保促進事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) 観光人材の育成
  - ① エントリー層向け
  - ② 現場リーダー層向け
  - ③ 経営者層向け
  - ④ フォローアップ研修の実施
  - ⑤ その他
- (2) 人材の確保促進
  - ① 企業研修自走化への支援
  - ② オンラインセミナーの実施
  - ③ インターンシップ生等受入支援
- (3) その他の取組

本事業に関する委託契約は、県と沖縄観光人材育成コンソーシアム（代表企業：OCVB、構成員：株式会社 OTS サービス経営研究所）（以下「OCVB 等コンソーシア

ム」という。)との間で、令和3年5月26日に締結されているところ、契約書第2条1項は以下の通り定めている。

乙（OCVB等コンソーシアム）は、仕様書に基づき、次の項目について作成した実施計画書を契約締結後すみやかに甲（県）に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務の具体的な内容及び各項目区分ごとの費用
- (2) 業務の実施方法
- (3) 業務の工程表
- (4) 担当者の業務割当表

OCVB等コンソーシアムから県に提出された、令和3年5月26日付「『令和3年度観光人材育成・確保促進事業』業務受託にかかる実施計画書について（提出）」と題する文書には、次のように記載されている。

みだしのことについて、委託契約書第2条に基づき、下記のとおり提出いたします。

記

1. 事業見積書
2. 実施計画書
3. 事業スケジュール表
4. 実施体制図

以上

もともと、OCVB等コンソーシアムが県に提出した文書に「実施計画書」は含まれておらず、代わりに「令和3年度 観光人材育成・確保促進事業 事業計画書」と題する文書が提出されている。

**【指摘】**

OCVB等コンソーシアムに対し、契約書第2条に基づく文書として、実施計画書を提出させるべきである。

また、OCVB等コンソーシアムが提出した上記事業計画書には、「4. 事業内容」として、以下の項目が記載されている。

- (1) 基本方針
- (2) 観光人材の育成
  - (ア) エントリー層と現場リーダー層対象
  - (イ) 研修受講者募集方法
  - (ウ) 応募条件
  - (エ) 選定方法
  - (オ) 研修カリキュラム
  - (カ) 研修スケジュール
  - (キ) 最終発表会
  - (ク) フォローアップ研修
  - (ケ) 経営者層対象
  - (コ) 支援の流れ
- (3) 人材の確保促進
  - (ア) 企業研修自走化への支援
  - (イ) オンラインセミナーの実施
  - (ウ) インターシップ生等受入支援（原文ママ）
- (4) その他の取組
  - (ア) 地域の観光協会等向け研修（連続セミナー）
  - (イ) 実行委員会の開催

上記事業計画書の「4. 事業内容」は、概ね、仕様書に記載された事業内容に沿ったものといえる。

上記の通り、「(2)観光人材の育成」には、(ア)から(コ)までの項目が掲げられている。もっとも、その内容を確認すると、(ア)から(キ)までが「エントリー層と現場リーダー層対象」に関する項目であり、(ケ)及び(コ)が「経営者層対象」に関する項目であるにもかかわらず、(ア)から(コ)まで、一連の項目として掲げられているため、分かりづらいものとなっている。

そこで、仕様書の事業内容の記載に出来る限り合わせ、例えば、以下のような項目とすることが望ましい。

- (2) 観光人材の育成
  - ア エントリー層と現場リーダー層対象

- (ア) 研修の概要
- (イ) 研修受講者募集方法
- (ウ) 応募条件
- (エ) 選定方法
- (オ) 研修カリキュラム
- (カ) 研修スケジュール
- (キ) 最終発表会
- イ 経営者層対象
  - (ア) 内容
  - (イ) 支援の流れ
- ウ フォローアップ研修

#### 【意見】

実施計画書の事業内容の項目は、仕様書の事業項目と合わせた内容にて記載するか、仕様書の内容を修正されたい。

また、上記事業計画書の「4. 事業内容」「(2)観光人材の育成」「(ケ)経営者層対象」においては、経営者層を対象にコンサルタントや税理士等の専門家を派遣する旨記載されているが、派遣回数については「協議のうえ決定し、4回を上限とした無償派遣とする。4回を超える場合は有償とし、場合によっては他機関へつなげる」と記載されている。

一方、仕様書「4 事業内容」「(1)観光人材の育成」「⑤その他」には、「経営者層向け専門家派遣については、1社につき4回以上の派遣とする」と定められている。

しかし、事業計画書の規程ぶりでは、専門家派遣の回数は4回が上限であるため、4回を下回ることも想定され、仕様書が定める「4回以上の派遣」を満たさないこともあり得る。

#### 【指摘】

実施計画書の事業内容は、仕様書が定める基準を満たすものとすべきであり、仮に、仕様書の基準に不都合があるような場合には、仕様書自体を修正・変更すべきである。

(イ) 実施計画書の変更

OCVB等コンソーシアムは、県に対し、令和3年9月21日付「『令和3年度観光人材育成・確保促進事業委託業務』計画変更承認申請書」（沖ビューロー第259-6号）を提出し、併せて、「令和3年度観光人材育成・確保促進事業 事業計画書（変更後）」と題する文書を提出している。

これに対し、県は、同年9月24日付「『令和3年度観光人材育成・確保促進事業委託業務』計画変更承認について」と題する文書において「みだしのことについて、令和3年9月21日付け沖ビューロー第259-6号にて申請のあった事業計画の変更について、承認する」としている。

もともと、契約書第5条1項には「乙（OCVB等コンソーシアム）は、実施計画書を変更しようとするときは、あらかじめ計画変更承認申請書を甲（県）に提出し、その承認を受けなければならない」と定められている通り、計画変更承認は、事業計画の変更に対してではなく、「実施計画書」の変更に対して行うべきものである。

**【指摘】**

契約書第5条1項の規定に基づき、実施計画書の変更に対して、承認を行うべきである。

(ウ) 再委託

以下の通り、OCVB等コンソーシアムは各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- |  |
|--|
| ① 再委託承認申請日：令和3年10月25日<br>再委託先：株式会社りゅうせきフロントライン<br>再委託予定業務：観光関連企業向けオンラインセミナー配信業務<br>再委託予定額：237,765円<br>県の再委託承認日：令和3年11月8日 |
| ② 再委託承認申請日：令和4年1月20日   |

<p>再委託先：株式会社電通沖縄</p> <p>再委託予定業務：「動画視聴型セミナー」に係るラジオ広報業務</p> <p>再委託予定額：222,007 円</p> <p>県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 20 日</p>
<p>③ 再委託承認申請日：令和 3 年 8 月 20 日</p> <p>再委託先：IJU 株式会社</p> <p>再委託予定業務：講師データベース・マッチングサイト育人（はぐんちゅ） 改修業務</p> <p>再委託予定額：981,750 円</p> <p>県の再委託承認日：令和 3 年 9 月 6 日</p> <p>再委託変更承認申請日：令和 3 年 11 月 17 日</p> <p>変更後再委託額：987,250 円</p> <p>県の再委託変更承認日：令和 3 年 11 月 17 日</p>
<p>④ 再委託承認申請日：令和 3 年 9 月 7 日</p> <p>再委託先：株式会社エマエンタープライズ</p> <p>再委託予定業務：専門家派遣受入事業者募集に向けた広告展開（ラジオ CM）業務</p> <p>再委託予定額：195,910 円</p> <p>県の再委託承認日：令和 3 年 9 月 21 日</p>
<p>⑤ 再委託承認申請日：令和 4 年 1 月 12 日</p> <p>再委託先：沖縄ワタベウェディング株式会社</p> <p>再委託予定業務：インターンシップ生受け入れガイドライン活用促進動画 撮影・編集業務</p> <p>再委託予定額：104,500 円</p> <p>県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 12 日</p>

上記①～③の再委託について、OCVB 等コンソーシアムの各構成員（OCVB 及び株式会社 OTS サービス経営研究所）と上記各再委託先との間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先から OCVB に対し「請書」の提出のみとなっている。



前記「イ ②令和3年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB 会計規程 45 条及び沖縄県財務規則第 107 条 1 項の通り、100 万円未満の契約金額においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託先に再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

**【指摘】**

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、上記④及び⑤の再委託について、OCVB 等コンソーシアムの各構成員（OCVB 及び株式会社 OTS サービス経営研究所）と上記各再委託先の間では、業務委託契約書は作成されておらず、各再委託先から OCVB に対する「請書」の提出もなされていない。

前記「エ ④令和3年度 フィルムツーリズム推進事業」において指摘した通り、OCVB 会計規程 45 条及び沖縄県財務規則第 107 条 2 項の通り、20 万円未満の契約金額においては、契約書の作成および請書の提出を省略すること自体は問題ないが、その場合であっても、再委託先に再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

**【指摘】**

請書の作成を省略する場合であっても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について、書面によって約定すべきである。

また、上記③及び④の再委託について、再委託承認申請書は OCVB から提出されている。

本業務委託契約は、県と OCVB 等コンソーシアムとの間で締結されているものであるから、再委託承認申請についても、同コンソーシアム名義にて行うべきである。

**【指摘】**

業務委託契約が県とコンソーシアムとの間で締結されている場合には、再委託承認申請書はコンソーシアム名義にて提出させるべきである。

また、上記④の再委託について、令和3年9月7日付け再委託申請書は、同一日付けのものが2つ存在する。一つは、再委託予定期間が「契約締結の日～令和4年3月31日」であり、もう一つは「契約締結の日～令和3年11月30日」となっている（それ以外の項目は全て同一である。）。そのため、どちらが正しい再委託承認申請書であるか判然としない。

なお、これに対する県の再委託承認書（令和3年9月21日付け）では、再委託承認期間が「契約締結の日～令和3年11月30日」となっていることから、後者の方が正しいようにも思える。

県の再委託承認においては、再委託の条件として「承認を受けた内容及び再委託先に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること」と定められている。

**【指摘】**

県の再委託承認後に、再委託承認期間の変更が生じる場合には、予め変更申請を行うべきであり、県の再委託承認前に、既に提出した再委託承認申請書の内容に変更が生じる場合には、提出済みの再委託承認申請書について、修正・撤回する旨の文書を提出させるべきである。

また、OCVB等コンソーシアムは、令和3年9月17日付で、再委託先を「NO MARK 株式会社」、再委託予定業務を「オンラインセミナー事業オンデマンド型セミナー動画制作業務」、再委託予定額を「1,539,1200円」とする再委託承認申請書を県に提出し、同日付けで、県は再委託承認を行っている。

ところが、OCVBと上記再委託先「NO MARK 株式会社」との間では、「オンデマンド型セミナーの動画制作業務」について、令和3年9月17日付けで業務委託契約を締結している。

県とOCVB等コンソーシアムとの間で締結した本業務委託契約書22条2項は、「乙（OCVB等コンソーシアム）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10日前までに再委託承

認申請書を甲（県）に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、OCVB は、県に対する再委託承認申請提出日と同じ日（9月17日）に「NO MARK 株式会社」との間で再委託契約を締結しており、明らかに上記契約条項に違反している。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、OCVB等コンソーシアムは、令和3年5月26日付で、再委託先を「株式会社宿屋塾」、再委託予定業務を「沖縄観光キャリアカレッジⅢファシリテート業務」、再委託予定額を「2,420,000円」とする再委託承認申請書を県に提出し、同日付けで、県は、これについて、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

ところが、OCVB等コンソーシアムの構成員である株式会社OTSサービス経営研究所と上記再委託先「株式会社宿屋塾」との間では、「沖縄観光キャリアカレッジⅢ」（原文ママ）について、令和3年5月26日付けで業務委託契約を締結している。

県とOCVB等コンソーシアムとの間で締結した本業務委託契約書22条2項は、「乙（OCVB等コンソーシアム）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、株式会社OTSサービス経営研究所は、県に対する再委託承認申請提出日と同じ日（5月26日）に株式会社宿屋塾との間で再委託契約を締結しており、明らかに上記契約条項に違反している。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、県と OCVB 等コンソーシアムとの間で締結した本業務委託契約書 22 条 1 項は、再委託禁止条項を定めており、「(3)本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に、乙が契約の履行を委任し、又は請負わせること」を禁止している。

しかし、株式会社 OTS サービス経営研究所と上記再委託先「株式会社宿屋塾」との間で締結した「沖縄観光キャリアカレッジⅢ」業務委託契約書には、契約当事者が「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」ではないことを表明する規程（反社会的勢力ではないことの確約表明）はなく、県からの再委託条件である「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」及び「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」について、一切約定がない。

**【指摘】**

再委託に関する業務委託契約書には、契約当事者が反社会的勢力ではないことの確約表明及び再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。

(エ) 各書類の提出日

前記の通り、本事業に関する委託契約は、県と OCVB 等コンソーシアムとの間で、令和 3 年 5 月 26 日に締結されているところ、契約日と同じ日（5 月 26 日）に OCVB 等コンソーシアムから実施計画書が提出されており、その承認日も同じ日付け（5 月 26 日）である。また、再委託先を「株式会社宿屋塾」、再委託予定業務を「沖縄観光キャリアカレッジⅢファシリテート業務」とする再委託承認申請書の提出日も同じ日付け（5 月 26 日）であり、その再委託承認日も同じ日付け（5 月 26 日）となっている。

上記文書の作成日付が全て同一であることからすると、県は、本事業に関し、形式的に書類を提出させているだけで、実施計画書及び再委託承認申請に対する適正な審査を実施していないのではないかとの疑念を払拭することができない。

**【意見】**

契約締結日、契約の相手方からの書類の提出日、県の承認日がいずれも同一日付けというのは、不自然であり、県は提出書類について適正に審査するよう徹底されたい。

カ ⑥令和3年度 観光危機管理体制構築支援事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) 観光危機管理意識醸成のためのセミナー等の開催
- (2) 観光危機管理に関するアンケート調査の実施
- (3) 災害図上訓練等の実施
- (4) 海外向け情報発信文等の翻訳及び情報発信
- (5) 観光危機管理計画等の策定支援
- (6) 関係機関との連携体制構築

委託契約書第2条1項は、OCVBが作成すべき実施計画書について、次のように定めている。

乙（OCVB）は、仕様書に基づき、次の項目について作成した実施計画書を契約締結した日から10日以内の日までに甲（県）に提出し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 業務の具体的な内容及び各項目区分ごとの費用
- (2) 業務の実施方法
- (3) 業務の工程表
- (4) 担当者の業務割当表

上記契約書の定めに従い、令和3年4月1日にOCVBは実施計画書を県に提出し、同日、県はこれを承認している。OCVBが作成した実施計画書における「3. 業務内容」の項目は以下の通りである。

- (1) 市町村等の観光危機管理計画やマニュアル策定支援
- (2) 観光危機管理意識啓発
  - ①セミナーの開催
  - ②観光危機管理 WEB 広報

- ③観光危機管理に関するアンケート調査の実施
- ④海外向け情報提供文等の翻訳及び情報発信
- (3) 観光危機管理体制運用図上訓練等の実施
- (4) 関係機関との連携体制構築に向けた支援

ここで、上記実施計画書の(2)④「海外向け情報提供文等の翻訳及び情報発信」についての具体的な内容は次のように記載されている。

実施内容：感染症や災害等の観光危機が発生した場合（観光危機発生のおそれがある場合も含む）に、海外に向けた情報発信文等の翻訳を行い、情報発信を行う。

一方、前記仕様書の委託業務内容「(4)海外向け情報発信文等の翻訳及び情報発信」については、次のように定められている。

感染症や災害等の観光危機が発生した場合（観光危機発生のおそれがある場合も含む）に、海外に向けた情報発信文等の翻訳を行い、情報発信を行うこと。翻訳は原則として、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語の4ヶ国語へ翻訳する。ただし必要な場合には、4ヶ国語以外にも翻訳を行うこと。

前記の通り、契約書2条1項は、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法等について、実施計画書を作成することを義務づけている。

ところが、OCVBが作成した実施計画書のうち、④「海外向け情報提供文等の翻訳及び情報発信」については、上記の通り、仕様書に記載された業務内容より少ない記載となっており、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法を設定したものとは言い難い。にもかかわらず、県は安易に実施計画書の承認を行っている。

同様に、上記実施計画書の(1)「市町村等の観光危機管理計画やマニュアル策定支援」についての具体的な内容は次のように記載されている。

実施内容：市町村の観光危機管理計画やマニュアル等の策定に係る支援（策定のポイントやアドバイス等）を行う。

実施時期：令和3年6月、7月、10月頃

実施回数：3回程度（オンライン開催含む）

一方、前記仕様書の委託業務内容「(5)観光危機管理計画等の策定支援」については、次のように定められている。

市町村、観光関連事業者等の観光危機管理計画及びマニュアル等の策定に係る支援（策定のポイントやアドバイス等）を行うこと。市町村については、県内5圏域ごとに説明会を実施し、策定支援を行うこと。

このように、上記業務についても、仕様書に記載された業務内容より少ない記載となっており、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法を設定したものとは言い難い。

**【指摘】**

契約書の定めに従い、仕様書に基づかない実施計画書を承認すべきではなく、仕様書に基づいて、実施計画書における業務の具体的内容や業務の実施方法を策定させるべきである。

(イ) 再委託

以下の通り、OCVBは各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ① 再委託承認申請日：令和3年12月1日  
再委託先：株式会社サーベイリサーチセンター沖縄事務所  
再委託予定業務：沖縄県における観光危機管理の進捗状況アンケート調査業務  
再委託予定額：990,000円  
県の再委託承認日：令和3年12月3日
- ② 再委託承認申請日：令和3年6月4日  
再委託先：セッテンラボ株式会社  
再委託予定業務：沖縄観光危機管理WEBサイト運用・保守管理業務  
再委託予定額：396,000円

<p>県の再委託承認日：令和3年6月7日</p> <p>③ 再委託承認申請日：令和3年10月11日</p> <p>再委託先：KAKKY GRAFFITI</p> <p>再委託予定業務：沖縄観光危機管理セミナー2021のライブ配信及び動画収録・編集</p> <p>再委託予定額：242,000円</p> <p>県の再委託承認日：令和3年10月19日</p> <p>④ 再委託承認申請日：令和3年7月16日</p> <p>再委託先：一般社団法人観光危機管理研究所</p> <p>再委託予定業務：観光危機管理に関する市町村勉強会</p> <p>再委託予定額：646,140円</p> <p>県の再委託承認日：令和3年7月19日</p>
--

上記①～④の再委託について、OCVBと上記各再委託先の間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先からOCVBに対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和3年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB会計規程45条及び沖縄県財務規則第107条1項の通り、100万円未満の契約金額においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

**【指摘】**

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

上記①の再委託について、OCVBは、令和3年12月1日付で、再委託先を「株式会社サーベイリサーチセンター沖縄事務所」、再委託予定業務を「沖縄県における観光危機管理の進捗状況アンケート調査業務」、再委託予定額を「990,000円」とす



る再委託承認申請書を県に提出し、同年 12 月 3 日付けで、県は再委託承認を行っている。

県と OCVB との間で締結した本業務委託契約書 5 条 2 項は、「乙（OCVB）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10 日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、OCVB と上記再委託先「株式会社サーベイリサーチセンター沖縄事務所」との業務委託契約締結日は令和 3 年 12 月 9 日であり、明らかに上記契約条項に違反している。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、上記③の再委託について、OCVB は、令和 3 年 10 月 11 日付で、再委託先を「KAKKY GRAFFITI」、再委託予定業務を「沖縄観光危機管理セミナー2021 のライブ配信及び動画収録・編集」、再委託予定額を「242,000 円」とする再委託承認申請書を県に提出し、同年 10 月 19 日付けで、県は再委託承認を行っている。

上記再委託先が OCVB に提出した同年 10 月 29 日付け請書を確認すると、同再委託先は法人ではなく、「KAKKY GRAFFITI」という屋号を用いる個人事業主のようである。ただし、OCVB が県に提出した再委託承認申請書の「再委託先」欄には個人名の記載はない。

**【指摘】**

個人事業主に対し再委託を行おうとする場合、再委託承認申請書の「再委託先」欄には屋号のみでなく、個人名も記載するよう指導すべきである。

また、上記④の再委託について、OCVB は、令和 3 年 7 月 16 日付で、再委託先を「一般社団法人観光危機管理研究所」、再委託予定業務を「観光危機管理に関する市町村勉強会」、再委託予定額を「646,140 円」とする再委託承認申請書を県に提出し、県は、同年 7 月 19 日付けで、「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あ

らかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

もともと、上記再委託先「一般社団法人観光危機管理研究所」から OCVB に対して提出された令和 3 年 7 月 26 日付け「請書」の契約金額は「527,388 円」となっており、上記再委託承認申請書の金額と異なっている。

そこで、県所管課に確認したところ、「契約金額 527,388 円は差し替え前の資料を誤って提出したと思われる。実際の契約金額は、別添請書の通り 646,140 円である」との回答があった。

しかし、先に提出された請書と追加で提出された請書を確認すると、契約金額以外の内容は全て同一内容であり、作成日付も同一（令和 3 年 7 月 26 日）である。そして、両者とも、再委託先代表者の記名押印、収入印紙の貼付及び消印がなされていることからすると、両者とも、正式な契約書（合意文書）としての性質を有するものといえる。それゆえ、契約書（請書）の内容（合意内容）を変更・修正する場合には、当初の内容を変更・修正する旨の文書を提出させるべきである。

また、仮に、先に提出された請書の内容自体誤りであった（当該内容にて合意していない）としても、同一日付で金額が異なる請書が 2 通存在するという状況は、契約書類の保管・管理が不適切であると言わざるを得ない。

**【指摘】**

契約書（請書）の内容（合意内容）を変更・修正する場合には、当初の内容を変更・修正する旨の文書を提出させるべきである。

**【指摘】**

同一日付・同一内容で金額のが異なる契約書（請書）が 2 通存在し、1 通は誤って作成された（当該内容で合意していない）ような場合には、誤って作成された契約書（請書）を破棄するなど、適切に契約書類の保管・管理をすべきである。

また、OCVB は、令和 4 年 1 月 18 日付けで、再委託先を「『令和 3 年度観光危機管理体制運用図上訓練』企画支援業務受託コンソーシアム」（幹事企業名：一般社団法人観光危機管理研究所、共同企業体：国際航業株式会社）、再委託予定業務を「令和 3 年度観光危機管理体制運用図上訓練」、再委託予定額を「3,498,880 円」とする再委託承認申請書を県に提出している。これに対し、県は、OCVB が上記再

委託先に対して遵守させるべき事項として、「一括再々委託の禁止」、「暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止」、「守秘義務」等の再委託条件を付した上で、同年1月25日付で、再委託承認を行っている。

前記の通り、OCVBが再委託契約を行おうとする場合には、10日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に県の承認を受けなければならないところ、OCVBと上記再委託先との業務委託契約締結日は令和4年1月25日であり、明らかに契約条項に違反している。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、県とOCVBとの委託契約書5条3項において、「乙（OCVB）は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない」と定められており、OCVBは再委託先に対し、再委託条件等を遵守させるため、再委託先との間で書面で約定しなければならない。

ところが、OCVBと上記再委託先「『令和3年度観光危機管理体制運用図上訓練』企画支援業務受託コンソーシアム」との間に締結した令和4年1月25日付け「『令和3年度観光危機管理体制運用図上訓練』企画支援業務 業務委託契約書」の記名押印欄を見ると、OCVBと上記コンソーシアムの幹事企業「一般社団法人観光危機管理研究所」しか記名押印していない。

**【指摘】**

再委託先がコンソーシアムやジョイントベンチャーの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。

キ ⑦令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業

(ア) 委託業務内容

業務委託仕様書に定められた業務内容は以下の通りである。

- (1) 海外路線誘致活動強化事業
- (2) 国際チャーター便包括支援事業

- (3) 定期便就航促進・活性化支援事業
- (4) 海外新規市場開拓事業
- (5) 海外重点市場誘致強化事業
- (6) 海外潜在市場活性化事業
- (7) 沖縄国際観光イノベーション事業
- (8) 海外コンテンツマーケティング事業

(イ) 再委託

以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ① 再委託承認申請日：令和 3 年 4 月 1 日  
再委託先：Discover the World Marketing GmbH  
再委託予定業務：令和 3 年度委託駐在員観光誘致機能強化事業業務委託契約書（ドイツ連邦共和国）（原文ママ）  
再委託予定額：7,750,000 円  
県の再委託承認日：令和 3 年 4 月 1 日
- ② 再委託承認申請日：令和 3 年 4 月 1 日  
再委託先：Interface Tourism  
再委託予定業務：令和 3 年度委託駐在員観光誘致機能強化事業業務委託契約書（フランス共和国）（原文ママ）  
再委託予定額：7,750,000 円  
県の再委託承認日：令和 3 年 4 月 1 日
- ③ 再委託承認申請日：令和 3 年 4 月 1 日  
再委託先：Hume Whitehead Limited  
再委託予定業務：令和 3 年度委託駐在員観光誘致機能強化事業業務委託契約書（英国）（原文ママ）  
再委託予定額：7,750,000 円

<p>県の再委託承認日：令和3年4月1日</p> <p>④ 再委託承認申請日：令和3年4月1日</p> <p>再委託先：The Walshe Group</p> <p>再委託予定業務：令和3年度委託駐在員観光誘致機能強化事業業務委託契約書（オーストラリア連邦）（原文ママ）</p> <p>再委託予定額：7,750,000円</p> <p>県の再委託承認日：令和3年4月1日</p> <p>⑤ 再委託承認申請日：令和3年4月1日</p> <p>再委託先：株式会社テラ・ウェブ・クリエイト</p> <p>再委託予定業務：令和3年度SNS記事及びコメントの管理に伴うクラウド型データベース「Salesforce」運用</p> <p>再委託予定額：1,003,200円</p> <p>県の再委託承認日：令和3年4月1日</p>
---

上記①～⑤の再委託について、OCVBと上記各再委託先との間では、令和3年4月1日にそれぞれ契約書を作成し、再委託契約を締結している。

県とOCVBとの間で締結した本業務委託契約書6条2項は、「乙（OCVB）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、OCVBは、県に対する再委託承認申請提出日と同じ日（4月1日）に上記再委託先との間で再委託契約を締結しており、明らかに上記契約条項に違反している。しかも、①～④については、OCVBの再委託承認申請書における再委託予定業務欄の記載は「令和3年度委託駐在員観光誘致機能強化事業業務委託契約書」となっていることからすれば、OCVBは既に上記各再委託先と既に再委託契約を締結済みであるか、締結することが明らかな状況の下、再委託申請しているといえ、県とOCVBとの間で締結した契約書に定めた再委託制限条項は事実上無意味なものとなっている。そして、県も再委託申請がなされた4月1日のうちに再委託承認していることからすると、再委託申請内容を十分にチェックしているとは言い難い。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

**【意見】**

契約締結日、契約の相手方からの書類の提出日、県の承認日がいずれも同一日付けというのは、不自然であり、県は提出書類について適正に審査するよう徹底されたい。

また、上記①～④の再委託について、OCVB と上記各再委託先との間で締結した再委託契約書には、県からの再委託条件である「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」及び「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」について、約定がされていない。

**【指摘】**

再委託契約書には、再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。

また、OCVB は、令和 3 年 4 月 20 日付で、再委託予定業務を「台湾・香港市場観光プロモーション業務」、再委託予定額を「11,000,000 円（概算）」、再委託先を「未定」、再委託予定期間を「令和 3 年 6 月上旬～令和 3 年 10 月下旬」とする再委託承認申請書を県に提出している。これに対し、県は、同日付けで、再委託を承認する業務を「台湾・香港市場観光プロモーション業務」、再委託承認額を「11,000,000 円」、再委託先を「未定」、再委託承認期間を「令和 3 年 6 月上旬～令和 3 年 10 月下旬」とする再委託承認を行っている。また、同再委託承認においては、「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件が付されている。

その後、令和 3 年 7 月 9 日、OCVB は、「NO MARK 株式会社」との間で、「令和 3 年度沖縄観光国際化ビッグバン事業『台湾・香港市場観光プロモーション業務』業務委託契約」を締結しているが、同契約において委託期間は「契約締結の日から令和 3 年 12 月 28 日まで」、委託料は「10,999,967 円」と定められている。

OCVBが「NO MARK株式会社」との間で締結した上記業務委託契約内容は、再委託先、再委託承認額及び再委託承認期間において、変更が生じており、OCVBは同契約を締結する前に予め変更申請を行い、県の承認を得る必要があった。

**【指摘】**

県による再委託条件に基づき、再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。

また、OCVBは、令和3年12月17日付で、再委託予定業務を「SDGsを配慮した花笠マハエノベルティ制作業務」、再委託予定額を「2,000,000円（概算）」、再委託先を「未定」、再委託予定期間を「令和4年1月中旬～令和4年3月下旬」とする再委託承認申請書を県に提出し、同年12月17日付けで、県は、同業務、同期間にて、再委託承認額を「2,000,000円（上限額）」、再委託先を「未定」とする再委託承認を行っている。また、同再委託承認においては、「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件が付されている。

もっとも、上記再委託承認書には「令和3年12月16日付け申請のあった再委託については、以下の条件を付して承認します。」と記載されており、OCVBからの申請日が誤って記載されている。

**【指摘】**

再委託承認書には、正しい申請日を記載すべきである。

その後、OCVBは、(Ⅰ)令和4年1月25日、株式会社ヒラヤマとの間で、「令和3年度沖縄観光国際化ビッグバン事業『SDGsを配慮した花笠マハエノベルティ制作業務』（高単価ノベルティ）業務委託契約」（委託期間：契約締結の日から令和4年3月7日まで、委託料：999,900円）を締結し、続けて、(Ⅱ)令和4年1月26日、有限会社サン印刷との間で、「令和3年度沖縄観光国際化ビッグバン事業『SDGsを配慮した花笠マハエノベルティ制作業務』（低単価ノベルティ）業務委託契約」（委託期間：契約締結の日から令和4年3月7日まで、委託料：1,000,000円）を締結している。

OCVB と上記 2 社との再委託契約(I)(II)は、令和 3 年 12 月 17 日付け再委託承認申請書及び同日付け再委託承認書における再委託を 2 本に分けて発注するものであり、申請内容から大幅な変更が生じているため、OCVB は同契約を締結する前に予め変更申請を行い、県の承認を得る必要があった。

**【指摘】**

県による再委託条件に基づき、再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。

また、以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ⑥ 再委託承認申請日：令和 3 年 5 月 31 日  
再委託先：チャイナマーケティングラボ沖縄合同会社  
再委託予定業務：淘最霓虹公式 WeChat 記事“沖縄の魅力”発信プロジェクト業務  
再委託予定額：1,500,000 円  
県の再委託承認日：令和 3 年 5 月 31 日  
OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 3 年 6 月 9 日
- ⑦ 再委託承認申請日：令和 3 年 12 月 17 日  
再委託先：ABSee 株式会社  
再委託予定業務：北京市場向け沖縄観光文化コンテンツプロモーション業務  
再委託予定額：1,551,000 円  
県の再委託承認日：令和 3 年 12 月 17 日  
OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 3 年 12 月 26 日

前記の通り、本業務委託契約書には、再委託を行う場合には、10 日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならないと定められている。



しかし、上記⑥及び⑦の再委託について、OCVBは、上記各再委託先との業務委託契約締結日より10日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに上記契約条項に違反している。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、以下の通り、OCVBは各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ⑧ 再委託承認申請日：令和3年10月13日  
再委託先：映像制作 Younit  
再委託予定業務：「海外沖縄ファンへのメッセージ」プロジェクト動画収録・編集業務  
再委託予定額：968,000円  
県の再委託承認日：令和3年10月13日  
OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年10月25日
- ⑨ 再委託承認申請日：令和3年4月16日  
再委託先：映像制作 Younit  
再委託予定業務：TTE2021（2021台北国際観光博覧会）VJブースステージ無料PR動画撮影・編集業務  
再委託予定額：242,000円  
県の再委託承認日：令和3年4月16日  
OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年4月26日
- ⑩ 再委託承認申請日：令和4年2月14日  
再委託先：株式会社エマエンタープライズ  
再委託予定業務：VISIT OKINAWA JAPAN WEB コンテンツ新規記事コーディング

及び公開業務

再委託予定額：370,865 円

県の再委託承認日：令和4年2月14日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年2月24日

⑪ 再委託承認申請日：令和4年1月25日

再委託先：有限会社サン印刷

再委託予定業務：離島パンフレット繁体字版データ制作業務

再委託予定額：660,000 円

県の再委託承認日：令和4年1月25日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年2月4日

⑫ 再委託承認申請日：令和3年6月7日

再委託先：株式会社インペインターグローバル

再委託予定業務：第8回日韓フォトコンテストの広告出稿業務

再委託予定額：284,781 円

県の再委託承認日：令和3年6月8日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年6月17日

⑬ 再委託承認申請日：令和3年12月14日

再委託先：majimu

再委託予定業務：エコノベルティ（蜜ろうラップ）制作業務

再委託予定額：430,000 円

県の再委託承認日：令和3年12月14日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年12月24日

⑭ 再委託承認申請日：令和3年12月21日

再委託先：光文堂コミュニケーションズ株式会社

再委託予定業務：名入れボールペン制作業務

再委託予定額：482,900 円

県の再委託承認日：令和3年12月21日

OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 1 月 4 日

⑮ 再委託承認申請日：令和 4 年 1 月 26 日

再委託先：琉球フットボールクラブ株式会社

再委託予定業務：FC 琉球タイ人選手を活用した情報発信事業

再委託予定額：816,629 円

県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 26 日

OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 2 月 4 日

⑯ 再委託承認申請日：令和 3 年 4 月 1 日

再委託先：OTT Group Limited

再委託予定業務：オンライン・トラベル・トレーニング（OTT）における旅  
行業界向け e-ラーニングコース継続の業務執行による  
契約の締結について

再委託予定額：966,470 円

県の再委託承認日：令和 3 年 4 月 1 日

OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：2021 年 4 月 1 日

⑰ 再委託承認申請日：令和 3 年 4 月 1 日

再委託先：有限会社島運送

再委託予定業務：令和 3 年度新規開拓市場向け観光宣伝物の発送（上半期）  
委託事業

再委託予定額：1,920,319 円

県の再委託承認日：令和 3 年 4 月 1 日

OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 3 年 4 月 10 日

⑱ 再委託承認申請日：令和 3 年 10 月 1 日

再委託先：有限会社島運送

再委託予定業務：令和 3 年度新規開拓市場向け観光宣伝物の発送（下半期）  
委託事業

再委託予定額：2,086,539 円

県の再委託承認日：令和3年10月1日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年10月11日

⑱ 再委託承認申請日：令和3年4月1日

再委託先：株式会社南海エクスプレス

再委託予定業務：令和3年度戦略開拓市場（東南アジア諸国）用宣伝物の発送について（上半期）委託事業

再委託予定額：1,734,000円

県の再委託承認日：令和3年4月1日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年4月10日

⑳ 再委託承認申請日：令和3年10月1日

再委託先：株式会社南海エクスプレス

再委託予定業務：令和3年度戦略開拓市場（東南アジア諸国）用宣伝物の発送について（下半期）

再委託予定額：1,734,000円

県の再委託承認日：令和3年10月1日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年10月11日

上記⑧～⑳の再委託について、OCVBと上記各再委託先の間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先からOCVBに対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和3年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

#### 【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、上記⑧～⑩の再委託については 100 万円未満の契約金額であり、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、⑪～⑭の再委託については、契約金額が 100 万円以上である。

OCVB 会計規程における契約関係の規程は、「契約は、沖縄県財務規則の規定に準じて行うものとする。ただし、会長が同規則によることが著しく不相当と認めるときは、この限りでない」との定めしかない（同規程 45 条）。

沖縄県財務規則 106 条 1 項は、契約書の作成に関し、以下の通り定めている。

契約担当者は、契約を結ぼうとするときは、次に掲げる事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 契約履行の期限又は期間
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 保証金及び契約違反の場合における保証金の処分に関する事項
- (7) 監督又は検査に関する事項
- (8) 前払金、出来高払についての特約に関する事項
- (9) 各当事者の一方から契約内容の変更又は中止の申出があった場合における損害の負担に関する事項
- (10) 天災その他不可抗力による損害の負担に関する事項
- (11) 価格等の変動若しくは変更に基づく対価又は契約内容の変更に関する事項
- (12) 契約に関する紛争の解決方法に関する事項
- (13) その他必要な事項

また、同規則 107 条 1 項は、契約書作成の省略について、以下の通り定めている。

次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず、契約書を省略し、前条第 1 項に規定する事項を約定し、これを誠実に履行する旨を記載した請書を提出させることができる。

- (1) 契約代金の額が 100 万円未満の指名競争契約又は随意契約をしようとする

とき。

- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物件の売却の場合において契約の相手方が直ちに代金を納付して、その物件を引き取るとき（次項第3号に掲げるものを除く。）。
- (4) 随意契約で契約担当者が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき。

上記⑰～⑳の再委託については「宣伝物の発送委託業務」であることから、上記財務規則107条1項の「(4) 随意契約で契約担当者が特に契約書を作成する必要がないと認めるとき」に該当するものとして、契約書の作成を省略したものと考えられる。

もっとも、業務委託仕様書「7 業務の再委託について委託業務内容」「(4)再委託の承認について」において、「資料等の発送業務」に関する再委託であっても、委託金額が100万円以上の場合には県の再委託承認が必要となる旨定められていることからすると、何ら基準を設けず、「契約担当者が特に契約書を作成する必要がない」との判断に委ねるべきではない。

また、地方自治法234条1項・2項は、契約は原則として一般競争入札によるべきであり、政令で定める場合に限って、例外的に随意契約ができる旨定めている。そして、同法施行令167条の2第1項1号及び沖縄県財務規則137条の2は、随意契約によることができる場合として、売買、貸借、請負その他の契約であって、その予定価格が、以下の契約種類に応じた金額を超えないものと定めている。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

上記⑰～⑳の再委託については、契約金額が100万円を超える業務委託契約であるから、本来、一般競争入札によるべきものといえる。

**【指摘】**

沖縄県財務規則に従い、100万円を超える再委託契約を締結する場合には、原則として契約書を作成すべきであり、例外的に契約書の作成を省略する場合には、省略することができる基準を設け、仕様書等に盛り込むべきである。

**【指摘】**

100万円を超える業務委託契約を締結する場合には、原則として、一般競争入札によるべきである。

前記の通り、本業務委託契約書には、再委託を行う場合には、10日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならないと定められている。

しかし、上記⑮～⑰及び⑲の再委託については、OCVBは、上記各再委託先との業務委託契約締結日より10日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに上記契約条項に違反している。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、OCVBは、令和3年4月20日付で、再委託予定業務を「中国市場向け映像の撮影・編集業務」、再委託予定額を「998,800円」、再委託先を「株式会社 Imagine Craft」、再委託予定期間を「令和3年4月29日～令和4年3月31日」とする再委託承認申請書を県に提出し、同日付で、県は、再委託承認を行っている。また、同再委託承認においては、「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件が付されている。

もともと、県に対するヒアリングによると、上記再委託予定業務については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、契約締結に至らなかったとのことである。

**【指摘】**

再委託承認を得た再委託予定業務について、実際に契約締結に至らなかった場合には、変更申請ないし再委託申請の取下げを行うべきである。

ク ⑧令和3年度 沖縄観光受入対策事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

(1) 安全な観光地づくり事業

- ・感染症対策を含む沖縄観光安心安全ガイド（日本語版、多言語翻訳版）の作成、配布（14,000部）
- ・台風時観光客対策協議会の運営（協議会2回、分科会3回）
- ・観光客向け台風対策マニュアルの作成、配布（14,000部）
- ・台風時の各離島を含む沖縄全域の気象情報、交通機関等の情報収集及び提供
- ・台風による那覇空港における足止め客への対応 等

(2) 観光の日（8月1日）・観光月間推進事業

- ・観光の日、観光月間の県民、観光客への周知
- ・観光の日、観光月間におけるPRイベントの運営
- ・その他観光の日、観光月間に関すること 等

令和3年4月1日にOCVBは実施計画書を県に提出し、同日、県はこれを承認している。OCVBが作成した実施計画書に記載されている事業内容は以下の通りである。

**【1】安全な観光地づくり事業費**

（事業内容）

[1] 安全な観光地発信事業費

- ・感染症対策を含む沖縄観光安心安全ガイドの作成、配布
- ・広報関連

[2] 台風時観光客受入事業費

- ・台風時観光客受入推進協議会会議の運営
- ・観光客向け台風対策マニュアルの作成、配布
- ・台風時の各離島を含む沖縄全域の気象情報、交通機関等の情報収集及び提



供

- ・台風による那覇空港における足止め客への対応

## 【2】観光の日・観光月間推進事業費

(事業内容)

### [1] 観光の日・観光月間広報宣伝事業

- ・観光の日、観光月間の県民、観光客への周知
- ・観光の日、観光月間におけるPRイベントの運営等

契約書2条1項は、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法等について、実施計画書を作成することを義務づけている。

ところが、上記の通り、仕様書の業務内容に「感染症対策を含む沖縄観光安心安全ガイド（日本語版、多言語翻訳版）の作成、配布（14,000部）」、「台風時観光客対策協議会の運営（協議会2回、分科会3回）」、「観光客向け台風対策マニュアルの作成、配布（14,000部）」と記載されている通り、仕様書の業務内容の方が、実施計画書の業務内容よりも詳細な内容となっている。また、仕様書では「台風時観光客対策協議会」と定めているのに対し、実施計画書では「台風時観光客受入推進協議会会議」となっており、開催すべき会議の名称すら異なっている。

このようにOCVBの実施計画書は、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法を設定したものとは言い難い。それにもかかわらず、県は安易に実施計画書の承認を行っている。実施計画書は、仕様書に記載されている業務内容の各項目について、具体的（かつ、仕様書より詳細）に、業務内容及び業務の実施方法等について策定されるべきである。例えば、「⑨令和3年度沖縄観光誘致対策事業」において提出されている「令和3年度沖縄観光誘致対策事業 事業計画」は、仕様書の項目よりも具体的、詳細に業務内容及び業務の実施方法が記載されており、望ましいといえる。

### 【指摘】

仕様書に定めた業務内容を省略した実施計画書を承認すべきでなく、実施計画書は、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法等について策定されるべきである。

(イ) 再委託

以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- |   |
|---|
| <p>① 再委託承認申請日：令和 3 年 4 月 13 日<br/>再委託先：有限会社ウエスト沖縄<br/>再委託予定業務：台風時ラジオ広報委託業務<br/>再委託予定額：871,200 円<br/>県の再委託承認日：令和 3 年 4 月 14 日<br/>OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 3 年 4 月 15 日</p> <p>② 再委託承認申請日：令和 4 年 3 月 11 日<br/>再委託先：株式会社国際印刷<br/>再委託予定業務：「台風対策マニュアル（カード版）」制作業務<br/>再委託予定額：605,000 円<br/>県の再委託承認日：令和 4 年 3 月 11 日<br/>OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 3 月 14 日</p> <p>③ 再委託承認申請日：令和 4 年 3 月 11 日<br/>再委託先：株式会社近代美術<br/>再委託予定業務：「沖縄観光安心安全ガイド（多言語カード版）」制作業務<br/>再委託予定額：900,900 円<br/>県の再委託承認日：令和 4 年 3 月 11 日<br/>OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 3 月 14 日</p> |
|---|

上記①～③の再委託について、OCVB と上記各再委託先の間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先から OCVB に対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和 3 年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB 会計規程 45 条及び沖縄県財務規則第 107 条 1 項の通り、100 万円未満の契約金額に

においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

**【指摘】**

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、県と OCVB との間で締結した本業務委託契約書 5 条 2 項は、「乙（OCVB）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10 日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、上記①～③の再委託については、OCVB は、上記各再委託先との業務委託契約締結日より 10 日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに上記契約条項に違反している。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

ケ ⑨令和 3 年度 沖縄観光誘致対策事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) 誘客プロモーション対策事業
  - ア テーマ別誘客プロモーション
    - ・国内誘客プロモーションの展開
    - ・海外誘客プロモーションの展開
  - イ 路線別誘客プロモーション
  - ウ 沖縄ナイト・セミナー事業
  - エ メディアミックス事業
  - オ 観光宣伝物作成事業

(2) 観光客誘致基盤形成事業

ア クルーズ船誘客促進・受入体制強化事業

イ 観光情報サイト管理・運営

OCVB から県に提出された、令和 3 年 4 月 1 日付「令和 3 年度『沖縄観光誘致対策事業』業務計画書について」と題する文書には、次のように記載されている。

みだしのことについて、委託契約書第 2 条に基づき、下記のとおり提出いたします。

記

1. 事業費見積書
2. 事業実施計画書
3. 事業スケジュール表（工程表）
4. 担当者の業務割当表

以上

もともと、OCVB が県に提出した文書に「事業実施計画書」はなく、代わりに「令和 3 年度沖縄観光誘致対策事業 事業計画」と題する文書が提出されている。

**【指摘】**

契約書第 2 条に基づく文書である「実施計画書」として提出させるべきである。

(イ) 再委託

OCVB は、令和 3 年 9 月 8 日付けで、再委託先を「企画公募により選定」、再委託予定業務を「『沖縄観光感謝の集い 2022in 大阪、東京（仮称）』実施業務」、再委託予定額を「11,000,000 円」とする再委託承認申請書を県に提出し、県は、同年 9 月 17 日付で、再委託承認を行っている。その後、令和 3 年 11 月 4 日、OCVB は、「株式会社アドスタッフ博報堂株式会社明治アドエージェンシー共同企業体」との間で、「沖縄観光感謝の集い 2022in 大阪、東京（仮称）」実施業務に関し、業務委託契約を締結している。

県と OCVB との契約書 6 条 3 項において、「乙（OCVB）は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければ

ならない」と定められており、OCVBは再委託先に対し、再委託条件等を遵守させるため、再委託先との間で書面で約定しなければならない。

ところが、OCVBと上記再委託先との間で締結した令和3年11月4日付け「『沖縄観光感謝の集い2022in大阪、東京（仮称）』実施業務 業務委託契約書」の記名押印欄を見ると、OCVBと上記共同企業体の代表者しか記名押印していない。

**【指摘】**

再委託先が共同企業体やコンソーシアムの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。

また、OCVBは、令和3年7月26日付で、再委託先を「未定」、再委託予定業務を「令和3年度地域の観光資源を活用したプロモーション事業『東京・沖縄誘客連携事業』」、再委託予定額を「4,000,000円（概算）」とする再委託承認申請書を提出し、県は同日付で「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

その後、令和3年9月17日、OCVB、沖縄総合事務局及び公益財団法人東京観光財団を発注者、株式会社AABを受注者とし、発注者と受注者との間で、令和3年度地域の観光資源を活用したプロモーション事業「ドイツ、カナダから国際都市『東京』及び世界水準の観光リゾート地を目指す『沖縄』への周遊促進事業」に関する業務委託契約を締結している。同契約における契約金額は16,000,000円であるが、各発注者の分担額として、沖縄総合事務局が8,000,000円、OCVB及び公益財団法人東京観光財団が各4,000,000と定められている。

OCVBによる令和3年7月26日付け再委託申請書の内容と、上記再委託業務の内容とは大枠において整合しているものの、そもそも同申請書から、発注者3名による業務発注であることを読み取ることはできないし、業務委託の名称も異なっている。

**【指摘】**

OCVBを含む複数の発注者による業務委託契約を行う場合には、その旨再委託承認申請書等に記載すべきであり、再委託承認を受けた内容に変更が生じるときには、予め変更申請を行うべきである。

また、以下の通り、OCVBは各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- |  |
|--|
| <p>① 再委託承認申請日：令和3年6月25日<br/>再委託先：株式会社宣伝<br/>再委託予定業務：ブルーパワープロジェクトにかかるシリコンバンド製作<br/>再委託予定額：2,489,463円<br/>再委託の必要性：受託した事業において、人員・技術、設備等、専門性を生かした業務の遂行が必要なため<br/>再委託先選定理由：複数社見積書を取り寄せ、最安価の業者へ委託<br/>県の再委託承認日：令和3年6月28日<br/>再委託承認期間：令和3年6月30日～令和3年7月26日<br/>OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年6月30日</p> <p>② 再委託承認申請日：令和3年7月6日<br/>再委託先：一般競争入札により選定<br/>再委託予定業務：ブルーパワープロジェクトにかかるシリコンバンド製作<br/>再委託予定額：5,500,000円<br/>再委託の必要性：受託した事業において、人員・技術、設備等、専門性を生かした業務の遂行が必要なため<br/>県の再委託承認日：令和3年7月16日<br/>再委託承認期間：令和3年7月26日～令和3年11月12日<br/>入札により決定した再委託先：株式会社近代美術<br/>OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年7月26日</p> |
|--|

前記「キ ⑦令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業」において述べた通り、随意契約によることができる場合としては、売買、貸借、請負その他の契約であって、その予定価格が、次の各号の契約種類に応じ、当該各号に定める額を超えないものと定められている。

- |                     |
|---------------------|
| (1) 工事又は製造の請負 250万円 |
|---------------------|

(2) 財産の買入れ 160 万円
(3) 物件の借入れ 80 万円
(4) 財産の売払い 50 万円
(5) 物件の貸付け 30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100 万円

上記①及び②の再委託は、シリコンバンドの「製造の請負」業務に該当するものといえ、①については、250 万円以下の請負代金であるため、随意契約によることが可能である。

もともと、上記①と②の再委託に関する契約書を確認すると、以下の事項を除いて、全く同一内容の契約である。

<p>①の再委託</p> <p>契約締結日：令和 3 年 6 月 30 日</p> <p>契約先（再委託先）：株式会社宣伝</p> <p>納入期限：令和 3 年 7 月 26 日まで</p> <p>契約金額：2,489,463 円</p> <p>契約期間：令和 3 年 6 月 30 日 ～令和 3 年 9 月 30 日</p>	<p>②の再委託</p> <p>契約締結日：令和 3 年 7 月 26 日</p> <p>契約先（再委託先）：株式会社近代美術</p> <p>納入期限：令和 3 年 8 月 20 日まで</p> <p>契約金額：4,672,800 円</p> <p>契約期間：令和 3 年 7 月 26 日 ～令和 3 年 11 月 12 日</p>
--	---

そうすると、上記①と②は、分離して発注することなく（①のみ随意契約とすることなく）、併せて発注することが可能だったのではないかと思える。

この点について、県所管課に確認したところ、分離して発注した経緯について、以下のような回答があった。

<p>「ブルーパワープロジェクト」は、「観光月間」でもある 8 月 1 日に観光で沖縄県を訪れる方に、感染予防に対する協力を求め、渡航前に PCR 検査やワクチン接種を実施してもらい、感染予防対策に協力した観光客に「ブルーリストバンド」を配布するものである。なお、同リストバンドを協力店舗に提示することで特典を受けることができる。</p> <p>最初の随意契約では、当該プロジェクトの開始時期である 8 月 1 日に間に合わせるため、急いで製作する必要があったため、3 者見積を行い、委託事業者を決定している（72,500 個）。その後の来県者数が流動的であり、製造過多とならないよ</p>
---

う、当面必要な個数を確保した後、感染状況や市場動向を見て、追加分を入札で対応する予定となっていた。

ところが、初回発注する中で、以下の事情が判明した。

- (1) 納品までに3～4週間の期間がかかることが分かった。
- (2) 令和3年8月は、本土のお盆と沖縄のお盆が2週にわたって続くことから、工場等の稼働停止により、更に期間を要することが見込まれた。
- (3) 沖縄方面への飛行機搭乗者を対象とした無料PCR検査を夏休み期間中に開始するとの話が急遽上がってきたため、配布対象者の増加が見込まれた。  
(実際、沖縄県に向かう羽田、成田、伊丹、関西、福岡各空港の乗客に対する無料PCR検査が令和3年7月20日に開始された。)

以上の理由から、本プロジェクト開始前に追加分の発注が必要であると判断し、プロジェクトを円滑に進めていくため、早めに入札を行った経緯がある。

以上の経緯からすると、上記①と②の再委託を分離発注の上、②のみ一般競争入札とした点については、合理性が認められる。

もっとも、上記①及び②の再委託について、OCVBと上記各再委託先との間で締結した「シリコンバンド製作業務契約書」は、契約締結日、契約先(再委託先)、納入期限、契約金額及び契約期間を除いて、全く同一の契約書となっており、OCVBに納入するブルーリストバンドの個数すら定められていない。しかも、契約書の表紙(1枚目)は「シリコンバンド製作業務契約書」となっているが、契約書の2枚目では、タイトルが「物品売買契約書」となっており、統一された標記となっていない。

#### 【指摘】

同一内容の再委託契約を2回以上に分けて実施する場合には、再委託承認申請書の「再委託を予定する業務」や「再委託の必要性」等に、最初に申請・承諾を受けた再委託承認申請と2回目以後の再委託承認申請の内容が区別できるような事項(2回目の発注であることや、その理由等)を記載すべきであり、県の承認後に締結する再委託契約書においても、両者が異なるものであることが分かる項目(発注個数等)を明記すべきである。



また、上記①及び②の再委託について、OCVB と上記各再委託先との間で締結した「シリコンバンド製作業務契約書」には、県からの再委託条件である「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」及び「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」について、約定がない。

**【指摘】**

再委託契約書には、再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。

また、上記①の再委託について、OCVB は、上記各再委託先との業務委託契約締結日より 10 日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、県と OCVB との契約内容に違反している。

その上、①の再委託については、再委託承認期間を「令和 3 年 6 月 30 日～令和 3 年 7 月 26 日」として承認されているにもかかわらず、再委託契約の契約期間は「令和 3 年 6 月 30 日～令和 3 年 9 月 30 日」と変更されている。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

**【指摘】**

再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。

また、以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

③ 再委託承認申請日：令和 4 年 3 月 2 日

再委託先：光文堂コミュニケーションズ株式会社

再委託予定業務：「おきなわ物語」広報宣伝物製作業務

再委託予定額：999,955 円

県の再委託承認日：令和4年3月2日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年3月12日

④ 再委託承認申請日：令和4年1月11日

再委託先：光文堂コミュニケーションズ株式会社

再委託予定業務：販促ツールのノベルティ制作

再委託予定額：907,500 円

県の再委託承認日：令和4年1月11日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年1月11日

⑤ 再委託承認申請日：令和4年2月24日

再委託先：株式会社ワンダーリ्यूキュー

再委託予定業務：SNSを活用したエシカルトラベル強化プロモーション業務

再委託予定額：998,000 円

県の再委託承認日：令和4年2月24日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年3月3日

⑥ 再委託承認申請日：令和4年1月28日

再委託先：ゆいまーる沖縄株式会社

再委託予定業務：沖縄デザインのグリーティングカード製作業務

再委託予定額：660,000 円

県の再委託承認日：令和4年1月31日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年2月7日

⑦ 再委託承認申請日：令和4年1月28日

再委託先：有限会社サン印刷

再委託予定業務：「英語リゾートホテルマップ」及び「リゾートホテルデータベース英語版」修正業務

再委託予定額：770,000 円

県の再委託承認日：令和4年1月28日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年2月8日

上記③～⑦の再委託について、OCVBと上記各再委託先の間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先からOCVBに対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和3年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB会計規程45条及び沖縄県財務規則第107条1項の通り、100万円未満の契約金額においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

**【指摘】**

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、本業務の委託契約には、再委託を行う場合には、10日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならないと定められている。

しかし、上記④～⑥の再委託については、OCVBは、上記各再委託先との業務委託契約締結日より10日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに契約条項に違反している。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

コ ⑩令和3年度 観光2次交通機能強化事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

(1) 観光系路線バスのコンタクトレス決済導入に係る実証実験に関する業務

- (2) 観光客の動態データの取得及び分析に関する業務
- (3) 「沖縄観光 2 次交通の利便性向上に向けた検討委員会」の運營業務
- (4) Google マップでの経路検索等の観光客への周知・拡散に関する業務
- (5) 民間の大手検索サイト反映後の観光客の利便性向上の状況などオープンデータ化に伴う効果検証業務

本業務については、令和 3 年 8 月 11 日、県とオリエンタルコンサルタンツ・沖縄観光コンベンションビューロー共同企業体（代表者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支社、構成員：OCVB）（以下「オリエンタルコンサルタンツ JV」という。）との間で委託契約を締結している。

(イ) 再委託

契約書 5 条 2 項は、受託者が契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならないと定めている。また、同条 3 項は、受託者が、再委託する場合には、受託者が本契約を遵守するために必要な事項について、再委託先と書面で約定しなければならない旨定めている。

以下の通り、オリエンタルコンサルタンツ JV は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」、「承認を受けた内容に変更が生じるときは、あらかじめ変更申請を行い承認を得ること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ① 再委託承認申請日：令和 3 年 8 月 18 日
- 再委託先：株式会社 TENOHIRA
- 再委託予定業務：OTTOP プロモーション動画の作成
- 再委託予定額：330,000 円
- 再委託予定期間：令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日
- 県の再委託承認日：令和 3 年 8 月 18 日
- 再委託承認期間：令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日
- 再委託契約締結（請書提出）日：2021 年 8 月 18 日



本業務の受託者であるオリエンタルコンサルタンツ JV は、各再委託先に対し、再委託承認書において付された再委託条件等を遵守させる義務があり、当該事項について、各再委託先との間で、書面で約定しなければならない。

**【指摘】**

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

前記の通り、本業務の委託契約には、再委託を行う場合には、10日前までに再委託承認申請書を県に提出し、事前に書面による県の承認を受けなければならないと定められている。

しかし、上記①の再委託について、再委託承認申請日と再委託契約日は同一日付け（令和3年8月18日）であり、④については、再委託承認申請日が令和3年11月2日、再委託契約日は同年11月8日であり、10日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに契約条項に違反している。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

また、上記①の再委託について、再委託承認期間は令和3年9月3日～令和4年1月31日のところ再委託契約日は令和3年8月18日であり、②の再委託について、再委託承認期間は令和3年10月19日～令和4年3月18日のところ再委託契約日は令和3年10月18日であり、③の再委託について、再委託承認期間は令和3年11月17日～令和4年2月15日のところ再委託契約日は令和3年11月16日であり、④の再委託について、再委託承認期間は令和3年11月17日～令和4年3月24日のところ再委託契約日は令和3年11月8日であり、いずれも再委託承認期間内に再委託契約を行っていない。

さらに、④の再委託について、再委託先は「株式会社小田原機器」として再委託承認されているが、再委託先からの「注文請書」には、再委託承認された再委託先とは異なる住所、氏名が記載されている。

**【指摘】**

再委託するに当たっては、再委託承認の内容を遵守させるべきであり、再委託承認書の内容と異なる内容にて再委託を行おうとする場合には、予め変更申請を行い、県の承認を受けるべきである。

ところで、上記2点の指摘を踏まえて、県所管課から以下のような意見がなされた。

県としては契約予定日から10日以上の日程を確保の上、承認を行っている。一方で、今回の指摘を踏まえた場合、契約者は、契約事務を遂行するに当たり、余裕を持った期間で県の承認を得たにもかかわらず、県に申請時に示した再委託契約日当日に請書を交わすことが求められることになり、契約者並びに再委託者間の事務を拘束してしまいかねない。

なお、再委託の承認の際には、申請書と併せて契約者と再委託者間の仕様書を提出してもらっているが、その仕様書内に実施期間が付されており、実際の履行期間を逸脱するものではないことを確認している。

以上のことから、今回の指摘については、形式的な審査を重要視することで、民間の事務を拘束することになりかねないため、指摘について再考頂きたい。

まず、上記意見において「県としては契約予定日から10日以上の日程を確保の上、承認を行っている。」と述べるが、前記の通り、①と④の再委託については、契約締結日の10日前までに再委託承認申請書を提出していない。④の再委託について、再委託先（株式会社小田原機器）が作成・提出した「注文請書」には「発注年月日 2021年11月8日」「契約期間 2021年11月8日～2022年3月24日」と記載されており、県とオリエンタルコンサルタンツJVとの間で締結した契約書の契約条項に違反していることは明らかである。

また、上記意見は、要するに、契約者（本業務ではオリエンタルコンサルタンツJV）が余裕を持った再委託予定期間（例えば、①の再委託では令和3年9月3日～令和4年1月31日）にて再委託承認申請を行い、同期間にて県の承認を得たものの、同再委託承認期間の初日（①では令和3年9月3日）に請書を交わすことが求められることになり、契約者及び再委託先の事務を拘束するおそれがある、ということのようである。

しかし、監査人が指摘するのは、県とオリエンタルコンサルタンツ JV との間で締結した契約書に基づき「必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべき」こと及び県が承認した「再委託承認の内容を遵守させるべきであり、再委託承認書の内容と異なる内容にて再委託を行おうとする場合には、予め変更申請を行い、県の承認を受けるべき」ことであり、適切に契約内容を履行するよう指摘しているに過ぎない。仮に、監査人の指摘によって、不適切な事務手続が発生するというのであれば、県が締結した契約書の内容ないし県による再委託承認書の内容を見直す必要がある。

この点、上記①の再委託で言うと、オリエンタルコンサルタンツ JV が申請した再委託承認書における再委託予定期間及び県が承認した再委託承認期間は令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日であり、同 JV と再委託先（株式会社 TENOHIRA）との再委託契約日（再委託先からの請書の作成日）は令和 3 年 8 月 18 日となっているが、そもそも、再委託契約（請書の作成）を再委託承認期間である令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日の間に行うこと（例えば、期間初日の令和 3 年 9 月 3 日付で行うこと）が、どれだけ民間の事務を拘束するというのであろうか。また、上記再委託先からの請書は、「件名：映像制作 案件」、「お見積り金額：¥330,000」として、その内訳についても以下の記載しかなく、同請書を作成することで「民間の事務を拘束する」ものとは考えられない。

品名	単価	数量	単位	合計
映像制作 費	¥300,000	1	式	¥300,000
		小計		¥300,000
		消費税		¥30,000
		合計		¥330,000

なお、上記①の再委託において、再委託期間を令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日とし、再委託契約日（再委託先からの請書の作成日）は令和 3 年 8 月 18 日としたいのであれば（契約日より 10 日前までの再委託承認申請書の提出は当然必要であるが）、令和 3 年 8 月 18 日に締結した契約書・請書に「契約締結日にかかわらず、契約期間は令和 3 年 9 月 3 日～令和 4 年 1 月 31 日とする」などと記載すれば良く、民間の事務を拘束することはない。



県が策定した「再委託の適正化に係る通知」（総務部財政課）によれば、「再委託は、契約の競争性、公平性、信頼性が適切に保持されることを前提として、当該委託業務の履行が確保される場合にかぎり、必要最小限の範囲でこれを行わせるものとする」と定められており、再委託はあくまで必要最小限の範囲で認められるものであり、再委託の適正性については厳格な審査がなされるべきである。

県は「形式的な審査を重要視」すべきでない旨の意見を述べているが、かかる意見は上記「再委託の適正化に係る通知」によって、再委託の適正化を図ろうとする県の方針と矛盾するものである。

#### サ ⑩令和3年度 クルーズ船プロモーション事業

##### (ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) クルーズ船誘致活動</li><li>(2) セールスプロモーション</li><li>(3) クルーズ船寄港促進支援</li><li>(4) 受入体制強化</li><li>(5) その他</li></ol> |
|--|

##### (イ) 再委託

OCVBは、令和3年11月17日付で、再委託先を「Solid Bit Hong Kong Limited」、再委託予定業務を「大衆点評タイアップキャンペーン」、再委託予定額を「5,000,000円」とする再委託承認申請書を県に提出し、県は、同日付けで、再委託承認期間を「契約締結日～令和4年3月15日」として、再委託承認を行っている。

ところが、OCVBと上記再委託先との間で締結した2022年1月6日付け契約書（“[Hashtag campaign and target promotion of China’s cruise market] Services” Service Agreement）によると、「Article2. Term」において「1. The term of the Services will be from the date of execution of this Agreement until [March 25th 2022]」と記載されており、契約期間は契約締結日から2022年3月25日までとなっている。

**【指摘】**

再委託承認を受けた内容に変更が生じるときには、予め変更申請を行うべきである。

また、OCVBは、令和3年9月9日付で、再委託先を「株式会社 EGL OKINAWA」、再委託予定業務を「欧米系小型クルーズ船 県内小規模離島寄港へ向けた国内ランドオペレーター招聘事業」、再委託予定額を「2,492,200円」とする再委託承認申請書を県に提出し、県は、同日付けで、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

ところが、OCVBと上記再委託先との間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先からOCVBに対し、令和3年9月16日付け「請書」の提出のみとなっている。

前記「キ ⑦令和3年度 沖縄観光国際化ビッグバン事業」において述べた通り、随意契約によることができる場合としては、売買、貸借、請負その他の契約であって、その予定価格が、次の各号の契約種類に応じ、当該各号に定める額を超えないものと定められている。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

上記再委託契約は100万円を超える業務委託契約であり、本来、一般競争入札によるべきものといえる。

**【指摘】**

沖縄県財務規則に従い、100万円を超える再委託契約を締結する場合には、原則として契約書を作成すべきであり、例外的に契約書の作成を省略する場合には、省略することができる基準を設け、仕様書等に盛り込むべきである。

**【指摘】**

例外的に契約書の作成を省略し、請書に代えた場合であっても、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

**【指摘】**

請書に、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

また、県と OCVB との間で締結した本業務委託契約書 6 条 2 項は、「乙（OCVB）は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、別紙の仕様書に基づき取り扱うとともに、10 日前までに再委託承認申請書を甲（県）に提出し、事前に書面による甲の承認を受けなければならない」と定めている。

しかし、OCVB は、上記再委託先との業務委託契約締結日（令和 3 年 9 月 16 日）より 10 日前までに再委託承認申請書を提出しておらず、明らかに上記契約条項に違反している。

**【指摘】**

再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず 10 日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

シ ⑫令和 3 年度 戦略的 MICE 誘致促進事業

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

(1) マーケティングに基づく誘致・プロモーション活動

- ア MICE 商談会・見本市参加
- イ MICE プロジェクトの開催
- ウ MICE セミナーの開催
- エ キーパーソン招聘
- オ 個別 MICE 催事の誘致活動
- カ MICE 開催実態調査・分析

- キ MICE 営業に関する情報の集約
- ク MICE 情報の発信
- ケ 県外事務所との定期ミーティング開催
- (2) MICE 開催支援
  - ア 開催支援金
    - (ア) コンベンション開催支援
    - (イ) ミーティング・コンベンション貸切バス等運行支援
  - イ 開催歓迎支援（ミス沖縄や芸能団の派遣等）
- (3) 受入体制の整備
  - ア 沖縄 MICE ネットワークの運営
  - イ MICE 専門人材の育成
  - ウ SDGs を活用したサステナビリティガイドライン策定業務

(イ) 再委託

以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、これに対し、県は、OCVB が上記再委託先に対して遵守させるべき事項として、「一括再々委託の禁止」、「暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止」、「守秘義務」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

- ① 再委託承認申請日：令和 4 年 1 月 17 日
  - 再委託先：企画提案コンペティションにより決定
  - 再委託予定業務：「沖縄 MICE ブランド」プロモーション用素材制作業務
  - 再委託予定額：7,500,000 円以内
  - 県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 20 日
  - OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 2 月 16 日
  - 決定した再委託先：株式会社サン・エージェンシー・映像制作 Younit コンソーシアム
- ② 再委託承認申請日：令和 3 年 10 月 6 日
  - 再委託先：企画提案コンペティションにより決定
  - 再委託予定業務：「沖縄 MICE オンライン FAM ツアー&オンライン商談会（通称：沖縄 MICE プロジェクト）」実施運営等業務

再委託予定額：18,000,000円

県の再委託承認日：令和3年10月18日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和3年11月30日

決定した再委託先：「沖縄MICEオンラインFAMツアー&オンライン商談会  
(通称：沖縄MICEプロジェクト) 実施運営等業務」事  
業受託コンソーシアム

③ 再委託承認申請日：令和4年1月4日

再委託先：企画提案コンペティションにより決定

再委託予定業務：「おきなわMICEナビ」Webサイト・CMS改修および多言語  
翻訳業務

再委託予定額：12,000,000円

県の再委託承認日：令和4年1月7日

OCVBと再委託先との業務委託契約締結日：令和4年2月4日

決定した再委託先：令和3年度「おきなわMICEナビ」Webサイト・CMS改修  
および多言語翻訳業務コンソーシアム

県とOCVBとの委託契約書5条3項において、「乙（OCVB）は、再委託する場合には、乙が本契約を遵守するために必要な事項について再委託先と書面で約定しなければならない」と定められており、OCVBは再委託先に対し、再委託条件等を遵守させるため、再委託先との間で書面で約定しなければならない。

もともと、OCVBと上記各再委託先との間で締結した再委託業務に関する契約書の記名押印欄を見ると、OCVBと再委託先である各コンソーシアムの代表企業しか記名押印していない。しかも、上記イ及びウについては、契約書上、再委託先の代表企業以外の構成員の名称すら明らかでなく、再委託条件等を遵守させるために再委託先と書面で約定したものとは到底いえない。

#### 【指摘】

再委託先がコンソーシアムやジョイントベンチャーの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。

ス ⑬令和3年度 観光誘致対策事業（MICE 推進課）

(ア) 委託業務内容

委託業務仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

(1) MICE 需要開拓

- ア MICE 関連情報の収集・分析によるマーケティングの精緻化
- イ 効果的なプロモーションの展開
- ウ 主催者等との情報交換会並びにプロモーションの展開
- エ 県外・海外での MICE セールス活動の強化
- オ 県内外、海外への情報発信

(2) MICE 開催支援

- ア コンベンション開催支援
- イ ミーティング・コンベンション貸切バス等運行支援
- ウ 開催歓迎支援（ミス沖縄、芸能団派遣等）

(3) その他

本事業は、前記「シ ⑫令和3年度 戦略的 MICE 誘致促進事業」と同じく、MICE 誘致に関する事業であり、両者には、MICE に関するプロモーションの展開、セールス活動、セミナーの開催、MICE 開催支援など、同一内容の業務が見受けられる。

ここで MICE とは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称である (観光庁ホームページ)。

上記「シ⑫」と「ス⑬」の事業の委託業務完了報告書 (実績報告書) を見ると、共に「オンライン MICE セミナー『沖縄 MICE トレーニングプログラム』を実施した」として、同トレーニングプログラムの実施内容一覧が挙げられており、明らかに業務内容が重複している。

上記「シ⑫」と「ス⑬」の事業の業務内容については重複・関連しており、あえて、2 事業に分けた上で、しかも OCVB に対する特命随意契約として発注すべき必然性は見当たらない。

### 【意見】

重複・関連した業務内容について、あえて複数の事業として分離発注する必要があるかどうか、十分に検討されたい。

#### セ ⑭令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業（スポーツ観光誘客促進事業）

##### (ア) 委託業務内容

本業務については、令和3年4月1日、県とOCVBとの間で、委託金額54,544,000円にて委託契約を締結したが、県において、「『観るスポーツ』を目的とした誘客促進」及び「FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催に向けた誘客促進」を委託業務として追加したことから、委託料を50,000,000円増額し、同年10月8日、委託金額104,544,000円にて改定契約を締結している。

委託業務仕様書（変更後のもの）に定められた委託業務内容は以下の通りである。

- (1) スポーツ観光誘客におけるマーケティングリサーチの実施
- (2) 県外及び国外におけるスポーツ観光誘客促進のためのプロモーションの実施
- (3) スポーツアイランド沖縄の優位性及び魅力の発信業務
- (4) 本県へのスポーツを活用したツアー造成のための取組
- (5) 県内スポーツチームを活用したプロモーションの実施
- (6) スポーツコミッション沖縄との連携
- (7) 「観るスポーツ」を目的とした誘客促進
- (8) FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催に向けた誘客促進

OCVBは、令和3年4月1日付けで「令和3年度『スポーツ観光誘客促進事業』実施計画書について」と題する文書（沖ビューロー第14-24号）を提出し、契約書2条1項に基づき「事業実施計画書」を提出した、としている。

もともと、実際に提出されているのは「令和3年度 スポーツツーリズム戦略推進事業（スポーツ観光誘客促進事業）事業計画書」である。

### 【指摘】

契約書2条1項の規定通り、契約締結後10日以内に実施計画書として提出させるべきである。

また、本業務の委託契約書 3 条 1 項は「甲（県）又は乙（OCVB）の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議するものとする」と定め、同条 2 項は「前項の協議が整った場合、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする」と定めている。

前記の通り、本業務は委託業務として『『観るスポーツ』を目的とした誘客促進』及び「FIBA バスケットボールワールドカップ 2023 開催に向けた誘客促進」が追加され、改定契約が締結されている。

しかし、OCVB から、上記委託業務の追加に伴う、実施計画書の変更内容が記載された書面の提出はなく、これに対する県の承認通知もなされていない。

#### 【指摘】

実施計画書の内容が変更となる場合には、OCVB から実施計画書の変更内容を記載した書面を提出するよう求め、これに対し、承認の手続を履行すべきである。

#### (イ) 再委託

以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、再委託承認を行っている。

- |  |
|--|
| ① 再委託承認申請日：令和 3 年 12 月 13 日<br>再委託先：B. MARKETING 株式会社<br>再委託予定業務：FIBA バスケットボールワールドカップ 2023in 沖縄プロモーションに係る WEB 記事制作業務<br>再委託予定額：372,620 円<br>県の再委託承認日：令和 3 年 12 月 13 日<br>再委託承認額：372,620 円<br>OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 3 年 12 月 27 日<br>再委託先に対する委託料：1,194,826 円 |
| ② 再委託承認申請日：令和 3 年 12 月 24 日<br>再委託先：グローバルゴルフメディアグループ株式会社<br>再委託予定業務：女子ゴルフメディアを活用したプロモーション業務<br>再委託予定額：2,750,000 円  |



県の再委託承認日：令和 3 年 12 月 24 日
再委託承認額：2,750,000 円
OCVB と再委託先との業務委託契約締結日：令和 4 年 1 月 14 日
再委託先に対する委託料：3,850,000 円

上記①及び②の再委託について、OCVB の各再委託先に対する委託料は、県の再委託承認額を上回っている。

**【指摘】**  
再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。

また、上記①の再委託について、令和 3 年 12 月 13 日付け再委託承認申請書（再委託先：B. MARKETING 株式会社）における「再委託先の適格性」欄の「業務履行に必要な人員・技術・設備等」、「期間内の適正な業務履行の確保」、「指名停止措置を受けている者」、「暴力団員に該当する者」、「暴力団と密接な関係を有する者」に一切チェックがなされていない。

上記チェック項目は、再委託先の適格性を示す極めて重要な項目であり、1 項目でも適格性に欠けている場合には、再委託を承認すべきでない。それにもかかわらず、県は同日付けで再委託承認しており、再委託承認申請書について適正な審査をしていないことが明らかである。

**【指摘】**  
再委託承認申請書における「再委託の適格性」について、適正に審査すべきである。

また、以下の通り、OCVB は各再委託承認申請を行い、県は、これらに対し、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」等の再委託条件を付した上で、再委託承認を行っている。

③ 再委託承認申請日：令和 3 年 12 月 10 日
再委託先：(公財) 日本バスケットボール協会

再委託予定業務：FIBA バスケットボールワールドカップ 2023 開催プロモーション実施に伴うツール制作業務

再委託予定額：677,600 円

県の再委託承認日：令和 3 年 12 月 10 日

④ 再委託承認申請日：令和 4 年 1 月 4 日

再委託先：株式会社琉球コラソン

再委託予定業務：男子ハンドボールチーム“琉球コラソン”アウェイ戦活用プロモーション業務

再委託予定額：770,000 円

県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 4 日

⑤ 再委託承認申請日：令和 4 年 1 月 17 日

再委託先：琉球アスティーダスポーツクラブ株式会社

再委託予定業務：男子プロ卓球チーム“琉球アスティーダ”公式戦活用プロモーション業務

再委託予定額：343,474 円

県の再委託承認日：令和 4 年 1 月 17 日

上記③～⑤の再委託について、OCVB と上記各再委託先との間では、業務委託契約書を作成することなく、再委託先から OCVB に対し「請書」の提出のみとなっている。

前記「イ ②令和 3 年度 教育旅行推進強化事業」において指摘した通り、OCVB 会計規程 45 条及び沖縄県財務規則第 107 条 1 項の通り、100 万円未満の契約金額においては、契約書に代えて請書を作成すること自体は問題ないが、再委託に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。

#### 【指摘】

請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

ソ ⑮令和3年度 未来の産業人材育成事業

(ア) 委託業務内容

業務委託仕様書に定められた委託業務内容は以下の通りである。

(1) 必要な人員の配置

ア 産業界と学校現場をつなぐコーディネーターの配置

- (ア) 未来の産業人材育成事業の総括と今後の施策展開の方向性や課題解決方策の検討
- (イ) 業界団体等と連携したカリキュラムの開発及び取組の実施並びに報告書の作成
- (ウ) 県からの業務進捗状況や業務内容等に関する問い合わせへの円滑な対応

イ 事務局職員の配置

(2) 当事業の総括と今後の施策展開の方向性や課題解決方策の検討及び調査

(3) 小中学校において業界理解を深め、未来の産業人材を育成するための取組

ア 職業人講和等の実施

- (ア) 実施回数については、雇用のミスマッチや人材不足が課題となっている業界を重点的に実施する。
- (イ) 実施校の募集、開拓等（34校、参加者数3,400人以上、本島北部及び離島の小中学校8校以上）
- (ウ) 学校の申込から実施までの間は原則として2か月以上確保し、産業界講師の準備の時間を十分に確保することとする。
- (エ) 取組を実施するときは、保護者や教員に対する学校からの見学の呼びかけを働きかけることとする。

イ 学校現場で実施する仕組みの構築及び年間計画への組入れの調整

ウ 未来の産業人材を育成する好事例（カリキュラム）の創出及び事例集の作成

エ 児童生徒を対象に企業視察等を実施し、県内産業への興味喚起につながる取組を実施すること

オ アンケート調査の実施

(4) 教員が業界理解を深め、未来の産業人材を育成するための取組を実施すること

(5) 産学官が連携してキャリア教育を継続していくための意見交換や課題の共有等を行う取組を実施すること

本業務は令和3年度にOCVBと締結した業務委託契約において、唯一、随意契約でないものであるが、関係書類（契約書、仕様書、再委託承認申請書、再委託承認書、再委託契約書、委託料の確定通知、検査調書、請求書等）を確認したところ、特段、指摘・意見はない。

なお、本業務においては、上記の通り、発注段階において仕様書に詳細な業務内容が示されており、契約書上、受注者（OCVB）による実施計画書の作成は求められていない。

#### 4 沖縄コンベンションセンターの指定管理について

県の大型 MICE 施設である「沖縄コンベンションセンター」（沖縄県宜野湾市真志喜 4 丁目 3 番 1 号所在）については、運営当初から令和 2 年 3 月 31 日まで OCVB が指定管理者として指定されていたが、令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの指定期間においては、初めて他社（株式会社コンベンションリンクージ）が指定管理者として指定された。

令和 4 年 8 月に、令和 5 年 4 月 1 日以後の指定管理者が公募されており、募集されている指定期間は「令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間」に変更されている。

沖縄コンベンションセンターの所管課である「沖縄県文化観光スポーツ部 MICE 推進課」に、指定管理期間が現行の 3 年間から 5 年間に変更した理由を確認したところ、以下のような回答があった。

現行の指定管理期間は、コンセッション方式導入検討の準備期間として、通常 5 年間とすべきところ 3 年間としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により検討が行えていない状況であった。

次期指定管理期間については、下記理由により 5 年の指定管理期間とした。

- ① コロナ収束の状況も見ながら、コンセッション方式導入検討するために 4 年程度の期間が必要であること。
- ② 「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」において、業務に高い専門性があり、人材の育成や確保、事業の企画等に期間を要する施設の場合、指定管理期間は 5 年が目安としていること。
- ③ MICE 施設の運営においては、新規事業者が指定管理者となった場合、体制整備に 1 年かかることや、1～2 年目に MICE 誘致活動を実施した場合、その結果が出るのは 4～5 年目となること。

令和 4 年 11 月、沖縄コンベンションセンターの指定管理者として、沖縄コンベンションセンター共同事業体（代表者：株式会社沖縄コングレ、構成員：株式会社コングレ、構成員：株式会社ピーエムエージェンシー、構成員：OCVB）が選定され、新たに指定管理者として指定されている。

OCVB は、令和 2 年以前には、沖縄コンベンションセンターの指定管理を単独で担っていたが、今回単独ではなく、共同企業体として公募に応じた理由について、OCVB に確認したところ、以下の回答があった。

OCVB は、県と連携して、沖縄県全体の MICE 振興を推進する役割があり、コロナ禍において落ち込んだ MICE がようやく回復しつつあるなか、MICE の誘致・受入業務の更なる強化を図る必要があると考え、県最大の MICE 施設の管理運営に関わり、MICE の誘致拡大につなげていくことを目的に今回の指定管理者公募に応募している。沖縄コンベンションセンターについては、長年 OCVB が管理を携わった施設のため、単独での応募も検討したが、以前の指定管理を行っていた状況と異なり OCVB 職員数も減少しているなど、単独での管理運営は厳しいと判断し、全国的にも実績のある会社と JV を組み今回の応募に至った。

沖縄コンベンションセンターの指定管理料について、現行 3 年間の額と、今後 5 年間の額について、県所管課に確認したところ、以下の通り回答があった。

前回、県が示した指定管理料の上限額は、3 年間で 66,945 千円以内であったが、指定管理者からの提案金額は 3 年間で 0 円であったため、0 円とした。

しかし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、施設の運営に要する費用を再算定し、146,079 千円を増額補正している。令和 3 年度及び令和 4 年度については、補正はない。

そのため、現指定管理期間の指定管理料は 146,079 千円である。

今後 5 年間については、合計で 51,957 千円を見込んでいる。

沖縄コンベンションセンターの指定管理については、特段、指摘・意見する点はない。

## 第4章 沖縄県環境整備センター株式会社

### 1 法人の概要

#### (1) 設立年月日

平成25年3月6日

#### (2) 目的等

##### ア 設立目的

産業廃棄物の適正な処理体制を確保し、生活環境と健全な経済社会活動を支えることを目的とし、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の運営を行う。

##### イ 事業内容

- ① 産業廃棄物及び市町村の委託を受けた一般廃棄物の処理に関する事業
- ② 廃棄物の適正処理及び再生利用の普及に関する事業
- ③ その他前各号に付帯する一切の事業

##### ウ 施設の概要

#### (ア) 施設の種類

産業廃棄物管理型最終処分場（4分割構造とし、移動可能な被覆による被覆型最終処分場）

#### (イ) 施設の規模

埋立容量：約90,000 m<sup>3</sup>、埋立面積：約15,300 m<sup>2</sup>

#### (ウ) 埋立廃棄物の種類

##### a 産業廃棄物

①燃え殻、②汚泥（無機性）、③廃油（タービッチ類に限る）、④廃プラスチック類、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧ゴムくず、⑨金属くず、⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑪廃石膏ボード（リサイクル不可なものに限る）、⑫鉱さい、⑬がれき類、⑭ばいじん、⑮建設混合廃棄物（選別後残さ）、⑯13号廃棄物

※ ②④⑤⑥⑦⑩⑪⑬については石綿含有産業廃棄物を含む。

##### b 特別管理産業廃棄物

廃石綿等（飛散性アスベスト）

##### c 一般廃棄物

焼却残さ等

d 災害廃棄物

(エ) 埋立期間

令和2年より15年間の予定

(3) 所管課

環境部環境整備課

(4) 所在地

沖縄県名護市字安和2045番地1

(5) 基本財産と県の出資（令和3年度決算値）

ア 資本金

100,000,000円

イ 株式総数

15,720株

ウ 株主構成

順位	株主名	株数	比率
1	沖縄県	6,800	43.25%
2	沖縄振興開発金融公庫	6,000	38.17%
3	名護市	2,000	12.72%
4	(一社) 沖縄県建設業協会	400	2.54%
5	(一社) 沖縄県産業資源循環協会	300	1.91%
6	琉球セメント(株)	100	0.64%
7	(株) 沖医メディカルサポート	100	0.64%
8	(公社) 沖縄県工業連合会	20	0.13%

(6) 沿革等

ア 設立経緯

沖縄経済の発展に伴い、年間約180万トンもの産業廃棄物が排出され、埋立など最終処分される廃棄物は約4万トンに達していたが、県内の最終処分場はひっ迫しているため、県外へ移送して処分せざるをえない状況にあった。そこで、平成17



年3月に「沖縄県公共関与産業廃棄物処理施設整備基本構想」が策定され、平成17～18年度にかけて開催された公共関与事業促進会議において検討された結果を受け、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の運営主体として、第三セクターによる株式会社として設立された。

イ 沿革

平成25年3月 沖縄県環境整備センター（株）設立  
 平成29年 産業廃棄物管理型最終処分場の建設工事に着手  
 令和1年10月 産業廃棄物管理型最終処分場（愛称「安和エコパーク」）が竣工

(7) 県の財政支援等の状況（各年度とも決算値）

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県補助金等	2,083,033,000	26,113,000	0
県委託金	0	0	0
県貸付金	104,400,000	0	0
県出資金	0	0	0
合計	2,187,433,000	26,113,000	0
県貸付金年度末残高	494,900,000	180,000,000	110,000,000
県の債務保証及び損失補償額	0	0	0

(8) 組織体制（R4.7.1現在）

ア 役員

常勤取締役 1名（内、県派遣1名（環境部参事監））  
 非常勤取締役 5名（内、県職員1名（副知事））  
 非常勤監査役 1名

イ 職員

職員総数 4名  
 （内訳：管理職3名（内、県派遣1名）、一般職1名）

## 2 財務状況

### (1) 財務諸表の推移

#### ア 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
流動資産	388	98	144	45
固定資産	607	623	651	27
資産計	995	721	795	73
流動負債	411	90	20	△69
固定負債	120	192	192	—
負債計	531	283	213	△69
資本金	786	100	100	—
資本剰余金		364	364	—
利益剰余金	△321	△25	118	143
純資産計	464	438	582	143
負債・純資産計	995	721	795	73

科目別の主な内訳と著増減内容は次のとおりである。

流動資産：現金預金 73 百万円（前期比 33 百万円増加）、売掛金 68 百万円（前期比 12 百万円増加）である。

固定資産：有形固定資産 559 百万円（うち土地 454 百万円。前期比 9 百万円減少は、主に減価償却による減少 10 百万円である。）、投資その他の資産 91 百万円（前期比 36 百万円増加。主に維持管理積立金の積立て 40 百万円である。維持管理積立金とは特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるために、(独)環境再生保全機構へ県知事からの通知額に従い積み立てたものである。）である。

流動負債：主なものは未払消費税等 11 百万円である（前期比 2 百万円減少）。流動負債全体で前期比 69 百万円減少したのは、1 年内返済予定長期借入金 70 百万円の約定返済があったためである。

固定負債：固定負債 192 百万円のうち 110 百万円は借入金（借入先は全て沖縄県）である。

純資産：利益剰余金 143 百万円増加は、当期純利益 143 百万円計上されたため。  
 なお令和 2 年度において、欠損填補の無償減資を実施した（資本金 686 百万円を資本剰余金に振り替え、資本剰余金を繰越利益剰余金に 321 百万円振り替えた）。

沖縄県環境整備センター株式会社は、設立以来資本金の額が 5 億円以上であったため、会社法上の大会社に該当し（会社法第 2 条第 6 号）、会計監査人による会社法監査の対象であったが（会社法 328 条、会社法第 436 条第 2 項第 1 号）、令和 2 年度に欠損填補の無償減資により、資本金の額が 5 億円未満となったため、令和 3 年度は会計監査人の監査を受けていない。令和 2 年度までの会計監査人監査報告書によると、いずれの年も無限定適正意見が表明されていた。

令和 3 年度は、監査役による会計監査が実施されており、適正意見が表明されていた。

#### イ 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和 1 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	増減
売上高	10	186	299	113
売上原価	26	147	102	△44
売上総利益	△16	38	196	157
販管費	61	55	55	△0
営業利益	△77	△17	140	157
営業外収益	0	2	2	0
営業外費用	—	0	0	0
経常収益	△76	△14	143	158
特別利益	3,415	26	—	△26
特別損失	3,390	24	—	△24
税引前当期純利益	△51	△13	143	156
法人税等	0	11	0	△11
当期純利益	△52	△25	143	168

売上高は産業廃棄物等の受入手数料である。最終処分場施設は令和1年10月末に竣工し産業廃棄物等の受け入れを開始しており、年々売上高は増加している。

当該施設は埋立容量 88,000 m<sup>3</sup> (約 75,000 トン)、運用期間 15 年のため単年度あたりの受入量は 5,000 m<sup>3</sup> (約 4,200 トン) を見込んでいる。受入量は、令和2年度 4,752 トン、令和3年度 7,995 トンと順調に受入量は増加しており、今後も安定した売上が見込まれる。

売上原価 102 百万円の主な内訳は、最終処分場の運転管理業務委託料 36 百万円、固定資産税 27 百万円である。

販管費は、前期と横ばいであり、特筆すべき項目はない。

営業外収益、営業外費用については、特筆すべき項目はない。

特別損益については、令和2年度に補助金受領、それに伴う圧縮損計上があり、反動減となっている。

## (2) 財務に関する監査手続

### ア 顧問税理士による確認

上述した通り、令和3年度は会計監査人による監査は受けていないものの、税務申告書には顧問税理士による「税理士法第33条の2第1項に規定する書面」が添付されている。当該書面によると、税理士が自ら計算し、整理した主な事項は次の通り。

### (ア) 法人税・地方法人税

区分	事項
現金	現金は出納帳で管理されており、残高が一致していることを確認した。
普通預金	普通預金については、毎月の帳簿預金残高が通帳残高と一致していることを確認した。決算時には、預金通帳残高が預金残高証明書と一致していることを確認した。
売掛金	決算時において、請求書の締日ごと、かつ、得意先別に入金状況を請求書控により確かめました。また、再度、当期に計上すべき収入に漏れがないこと、そして、締め後の売掛分間違いがないことを確かめた。

前払費用、長期前払費用	長期火災保険料について、前払費用に該当する金額を計算し、1年基準によりそれぞれ前払費用及び長期前払費用に振り替えていることを確認した。
固定資産	消耗品費、修繕費、消耗品費（原価）及び修繕費（原価）に、固定資産に該当するものがないか確かめた。また、除却資産、売却資産の有無を確かめた。
維持管理積立金、特定災害防止準備金、繰延税金負債	特定廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における維持管理に要する費用の支出に備えるために、(独)環境再生保全機構へ県知事からの通知額通りの金額が支払われていることを確認した。 また、県知事からの通知額の60%が、利益処分により特定災害防止準備金及び繰延税金負債に計上されていることを確認した。
長期借入金	沖縄県からの借入金であり、約定どおりの入金が行われていることを確認した。

(イ) 消費税・地方消費税

区分	事項
納税義務	基準期間における課税売上高が10,574,615円であることから、課税事業者及び本則課税適用であることを確認した。
仕入税額控除の計算方式	当期における課税売上高が5億円以下であり、かつ課税売上割合が95%以上であることから、仕入税額控除の全額を控除している。
課税売上	最終処分場受入れによる売上高が課税売上として処理されていることを確認した。雑収入の内容を確認し、課税資産の譲渡等に該当するものは課税売上として処理されていることを確認した。
非課税売上	非課税売上に計上されている取引は以下の通りである。 ・預金利息
不課税売上	不課税売上に計上されている取引は以下の通りである。 ・税金還付金 ・産廃税返金 ・消費税差額
課税仕入	課税仕入れに集計されている取引の中に非課税仕入、不課税取引に

	該当するものはないか確認した。また、取得した固定資産が課税仕入れとして適正に処理されていることを確認した。
非課税仕入	以下の取引が非課税仕入として処理されていることを確認した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険料</li> <li>・ 商品券</li> <li>・ 保険料</li> <li>・ 行政手数料</li> </ul>

(ウ) 総合所見

総合所見として次の通り記載があった。

当社は毎月の巡回監査において、個々の取引につきその網羅性、真実性につき確認すると共に適時性についても確認、必要であればその都度修正処理させています。決算においては会社資産等の資料を確認し、税法基準と照らし必要な別表調整を行っています。経営者は経営に関する意識、納税に関する意識ともに高く健全な考え方を持っています。以上より、提示された帳簿資料の範囲内において決算書、申告書共に法令に準拠し、適正に作成されているものと判断しました。

(エ) 「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト

当該法人の計算書類が「中小企業の会計に関する基本要領」（平成 24 年 2 月 1 日）に準拠して作成されていることを顧問税理士が確認し、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」が決算書に添付されていた。

なお、「中小企業の会計に関する基本要領」とは、中小企業庁が所管する「中小企業の会計に関する検討会」において公表されたもので、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。

当該チェックリストの所見欄には、次の通り記載があった。

毎月の巡回監査時に取引内容をチェックし、仕訳の誤りがあればその都度訂正しています。また、原資記録の保存状態は良好で、証憑書類等も整然と保管されております。

以上検討の結果、提示を受けた帳簿等の範囲において、一般的に公正妥当と認められる会計基準及び中小企業の会計に関する基本要領に基づいて作成されたものと認めます。

イ その他の監査手続

顧問税理士により上記手続が実施されていたことから、財務に関する監査手続は下記を除き省略した。

(ア) 県からの借入金

令和3年度期首時点において残高のある借入金は次の通り。

(単位：円)

NO.	貸付日	当初貸付額	期首残高	当期返済	期末残高
1	H28. 2. 29	110,000,000	70,000,000	70,000,000	0
2	H29. 3. 31	110,000,000	110,000,000	0	110,000,000
	計	220,000,000	180,000,000	70,000,000	110,000,000

a 「NO.1」の借入について

借入理由は開業前の運営資金である。令和3年3月31日に一括返済することになっていたが、処分場の設計変更見直し等による施設の稼働遅れにより、返済期日までに返済財源確保できず、令和3年3月に変更契約を締結している。変更契約では当初貸付額110百万円を令和3年3月に40百万円、令和4年3月に70百万円返済する内容となっている。

当該変更については、令和3年3月22日付け環境整備センターの取締役会において「中長期収支計画では返済時期を令和5年度末まで猶予となっていたが、資金繰りに問題ないのか」との質問がなされている。つまり、県と環境整備センターの協議では、当初の返済期限（令和3年3月31日限り）について、令和6年3月31日までと3年延長され、その後、令和3年3月31日までに4000万円、令和4年3月31日までに残りの7000万円を返済する、という内容に度々変更となっていることになる。

このように、貸付金の返済期限が度々変更された経緯について、県所管課に確認したところ、以下のような回答があった。

【令和2年7月】

- ・財政課から、令和2年4～6月の環境整備センターの売上額が計画を大きく下回っているとの指摘とともに、貸付金1億1000万円の返済猶予は認められないとの見解が示される。

【令和2年8月】

- ・環境部と環境整備センターの間で事務調整会議を実施。
- ・令和2年度内に返済した場合、資金ショートが見込まれる。そこで、処理単価の見直し、減資による節税、大口取引先の開拓などの経営努力を重ねた上で、3年程度の返済猶予（令和5年度）を要望する。

【令和2年10月】

- ・財政課より、支払猶予等は認められず、全額期限内返済を求める旨の方針が改めて示される。
- ・その後、令和3年2月まで、環境整備センターの経営状況の報告、確認事項への回答など、随時ヒアリング・調整を実施。

【令和3年2月】

- ・環境整備センターの令和2年度末の現金残高が約7000万円となる見通しを受けて、財政課から年度中に一部返済が可能かどうかの確認があり、環境整備課から、収支見込み通り、約7000万円の残高がある場合には、運営費3か月分（4000万円）を差し引いた3000万円の返済が可能である旨回答。
- ・財政課より、令和3年3月末日までに4000万円、令和4年3月末日までに7000万円を返済するという条件にて猶予を認めるので、契約変更手続きを進めるよう連絡を受ける。なお、令和3年度末の資金残高については現段階では議論しないこと、コロナ禍において県も大幅な税収減が見込まれる状況にあり、環境整備センターだけ特別扱いはできないため、金融機関との調整を進めるなど、環境整備センターとしても最大限の経営努力が必要であるとの見解も併せて示される。



上記経緯の通り、県は、環境整備センターからの返済猶予の要望を安易に認め  
ておらず、環境整備センターの経営状況も踏まえた上で、分割返済を求めるなど  
適切に対応しているものといえる。

設計変更等の見直しによる稼働遅れはやむを得ないものである。当該変更契約  
に基づき、令和3年度は約定通り返済されており、特段指摘すべき事項はない。

b 「NO.2」の借入について

借入理由は開業初期の運営資金である。返済期日は令和6年3月31日（7年後  
期日一括返済）、貸付利率は無利子となっている。無利息貸付けとした理由につ  
いて予算執行伺いによると、「当該事業は、県が政策的に関与し、自ら実施主体  
となって整備・運営を行う必要があるが、事業の効率性の観点から第三セクター  
方式を採用しているため」とのことであり、特段指摘すべき事項はない。

また、上記の通り、平成28年3月7日付け貸付金1億1000万円の返済期限に  
ついて変更された経緯があることから、平成29年3月13日付け貸付金1億1000  
万円の返済期限（令和6年3月31日限り）についても、期限延長等の要望がな  
いかどうか、県所管課に確認したところ、以下の通り回答があった。

・令和5年度末に返済期限を迎える平成29年3月13日付け貸付金について  
は、令和5年度早期に予定している被覆施設移設工事の時期と重複し、環境  
整備センターの資金繰りに多大な影響があることから、2年間期限を延長す  
る案について協議を行う予定。具体的な調整については、移設工事費用が固  
まり次第行うこととしている。

後述する通り、被覆施設移設工事については、工法すら決まっておらず、着工  
時期も工事費も定まっていない。このような不十分な計画に対し、県は安易に財  
政支援を行うべきではない。

**【意見】**

県は、不十分な経営計画に対し、安易な財政支援を行うことのないよう、十分に留意  
されたい。

(イ) 賞与引当金

令和3年度から賞与引当金が計上されていない。引当金の計上を中止した理由は、金額的重要性が乏しいためとのことであった。監査人が試算したところ、要引当額は640千円であり、総資産795百万円に照らし金額的重要性は乏しいと判断でき、会社処理は容認できる。

### 3 監査の結果

#### (1) 中長期計画について

県は、平成 16 年 11 月 19 日に「公社等の指導監督要領」を策定し、公社等外郭団体に対する県の指導要綱及び調整に必要な事項を定めている。なお、同指導要綱は、ほぼ毎年改正がなされており、直近では、令和 4 年 7 月 6 日に一部改正されている。

上記「公社等の指導監督要領」は、「10 公社等への支援内容等の公表」において、以下の通り、公社等に関する公表事項を定めている。

行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるため、県は次に掲げる公社等の情報を公表するものとする。

ア 法人名称、主な業務内容並びに上位 5 者の出資者名及びそれぞれの出資等の額  
イ 役員氏名（県の派遣職員又は県退職者の場合は、派遣される日に在職していた県の組織名又は退職時の役職名）

ウ 貸借対照表、収支（損益）計算書等の財務諸表

エ 過去 3 事業年度分の県の補助、貸付、出資、委託等の内容及び支援額並びに年度末現在の県の債務保証額及び損失補償額

オ 県の派遣職員数及び当該派遣職員の従事する業務

カ 公社等の短中長期計画

キ 公社等が県と委託契約をした場合の随意契約の状況（契約金額、理由等）

ク 公社等が行う県民サービスの業務内容

また、「公社等の指導監督要領」は、「15 情報公開」において、「所管部統括監は、公社等自らが事業内容及び経営状況等を積極的に公開するよう指導するものとする。」と定めている。

沖縄県環境整備センター株式会社（以下「環境整備センター」という。）は、平成 26 年 1 月に「中・長期計画」を策定しており、当該計画については、県のホームページにて開されている。同中・長期計画の「施設の整備計画」については、以下の通り記載されている。

#### 4 施設の整備計画

##### (1) 基本構想

##### ①施設規模・構造

項目	概要
施設規模	約 15 万 m <sup>3</sup>
埋立年数	15 年
施設形態	被覆型（屋根付き）
貯留構造物	コンクリート（遮水シート）
年間埋立量	8,200 m <sup>3</sup> /年（覆土 1,600 m <sup>3</sup> /年含まず）
浸出水処理能力	25 m <sup>3</sup> /日 放流なし、散水等利用
受入廃棄物	産業廃棄物・一般廃棄物

②施設整備費

項目	費用
土地購入費	1.5 億円
最終処分場建設費	31.7 億円
当初税負担	1.5 億円
諸経費	1.0 億円
合計	35.7 億円

③施設概要

項目	内容
建設予定地	名護市字安和地内
施設の種類	管理型最終処分場
廃棄物の受入基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別が徹底されていない混合廃棄物は受け入れない。</li> <li>・中間処理可能な廃棄物のうち、未処理廃棄物は受け入れない。</li> </ul>
年間埋立量	産業廃棄物 7,300 m <sup>3</sup> /年、一般廃棄物 900 m <sup>3</sup> /年、埋立廃棄物計 8,200 m <sup>3</sup> /年、覆土 1,600 m <sup>3</sup> /年
受入対象廃棄物	産業廃棄物：①燃え殻、②無機性汚泥、③鉍さい、④ばいじん、⑤建設混合廃棄物 一般廃棄物：①燃え殻、②災害廃棄物

(2) 基本設計

後日追加

(3) 実施設計

後日追加

上記中長期計画において、計画期間は平成 25 年度から平成 45 年度（施設整備及び施設運営（営業）期間）となっているが、中長期計画策定時点では、未だ最終処分場の施設整備計画について、基本構想にとどまっており、「基本設計」及び「実施設計」に関して「後日追加」と記載されたままであり、極めて粗い計画が公表されたままとなっている。

環境整備センターは、前記「沿革」にて述べた通り、平成 25 年 3 月に設立されたが、平成 29 年に「産業廃棄物管理型最終処分場」の建設工事に着手し、令和 1 年 10 月に同処分場（愛称「安和エコパーク」）が竣工した。そして、令和 2 年 2 月から同処分場の運営を開始し、現在に至っている。

しかし、この間、上記中・長期計画は一度も更新されていない。

上記の通り、中長期計画は極めて粗い内容であり、基本設計・実施設計に関して「後日追加」と記載されたものの、その計画が追記されることはなかった。当然、施設の建設工事に関する計画、施設の運営に関する計画についても、何ら追記されることなく、現在に至っている。

県所管課に確認したところ、中長期計画は令和 5 年度に更新される予定とのことであるが、計画を策定した平成 26 年 1 月から既に 9 年経過しているにもかかわらず、現在まで一切更新が無く、少なくとも、上記中長期計画に「後日追加」する旨記載された基本設計・実施設計の内容、施設の建設計画及び運用計画については、その都度、計画を更新すべきであった。

このように、中長期計画が設立当初から何ら更新されずに放置されていたことは、県民に対する適切な情報公開がなされているものとはいえない。

#### 【指摘】

「公社等の指導監督要領」「10」「15」に基づき、中長期計画について、実情に沿った内容にて随時更新の上、県民に対し、積極的に情報公開するよう指導すべきである。

また、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」（平成 13 年 3 月総務部財政課）「第 3 管理運営の指導監督に係る留意事項」においては、「(7) 部局長は、公社等外郭団体の経営状況について、設立目的・趣旨に沿った事業が展開されているか、経営環境の変化に対応した事業内容の見直しが図られているか、中・長期的な安定的な事業計画と収支計画が策定されているかなどの多様な観点から点検し、県行政施策との関連を明確にし公社等外郭団体の健全な運営が確保されるよう指導すること」と

定められていることからすると、中長期計画そのものについて、検証すべきことが求められている。

上記の通り、設立後の中長期計画公表から、9年間も更新されていないにもかかわらず、そのまま放置されていたのは、取りも直さず、県側において、公社等が策定した中長期計画について、その策定内容、実施状況等について、検証する体制が整っていないからと考えられる。

#### 【意見】

「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」「第3 管理運営の指導監督に係る留意事項」に鑑み、公社等が策定した中長期計画について、その策定内容、実施状況、及び、更新すべき内容等について、検証する体制を構築されたい。

#### (2) 最終処分場の被覆施設移設について

##### ア 移設方式の決定に関して

最終処分場は、4分割の埋立地があるが、周辺環境への負荷の低減を図るため、埋立地に被覆施設（屋根）を設置したクローズドシステムとなっている。

埋立地は概ね3年半で満杯となる予定であり、埋立終了後は防水シート等で覆い、雨水が流入しないような措置を講じた後、被覆施設を次の埋立地に移設する必要がある。移設時期については、令和5年度の初め～半ばを予定している。

被覆施設の移設には、多額の費用がかかるところ、施設運用当時は具体的な移設計画及び資金調達方法について十分な検討がなされていなかった。

令和3年5月27日に行われた環境整備センターの取締役会において、①被覆施設移転作業の方式比較（解体設置方式、増設方式、曳家方式）、②資金調達方法（補助金、借入金、出資金）について審議された。

財務中長期シミュレーションによると、移設時も含め年商240百万円確保できれば50百万円程度の移設費であれば対応できるが、移設費は、150百万円程度必要であると考えられており、何らかの資金調達が必要な状況である、とされている。

その後、令和3年9月16日に、移設方式を曳家方式とする旨の取締役会決議がなされた。

最終処分場の被覆施設の移設に関し、県と環境整備センターとの間で、どのような協議を行ったのか、県の所管課に確認したところ、令和5年1月時点で、以下のような回答があった。

- ・ 県は、令和3年4月～7月の調整会議において、環境整備センターより、3方式（解体移設方式、増設方式、曳家方式）の比較検討について説明を受けた。
- ・ 環境整備センターからは、搬入停止のない増設案について補助金摘要の要望があったが、国庫補助対象外となるため断念するに至った。また、県は工事費が最も安価かつ工期の短い曳家方式について合意した。

しかし、移設工事の発注準備段階で曳家方式の見積業者から辞退を受け、工法変更を余儀なくされており、現時点で工法及び概算工事費が定まっていない。工事スケジュールについても、着工未定のため目途が立っていない。

最終処分場4分割のうち1面は、令和5年中旬には満杯となる見込みとのことであり、そのため、早急に被覆施設の移設を実施する必要がある。このまま、移設工事が実施できない状況が続けば、最終処分場の運用を継続することができなくなり、環境整備センターを設立した意義が失われることとなりかねない。

最終処分場の運用開始後、被覆施設の移設が必要となることは施設の計画段階から分かっていたはずである。それゆえ、環境整備センターは、移設に関し、シミュレーションを行い、県はこれに対して意見を述べるなど、十分な協議が行われて然るべきであった。

それにもかかわらず、未だ、工法すら定まっていないのは、前記の通り、中長期計画を策定していないなど、重要な計画に関し、県への報告が滞っており、県との協議、県による指導・監督が十分でなかったからと言わざるを得ない。

しかも、県は、環境整備センターの株式43%以上を保有する筆頭株主であるにもかかわらず、株主総会において特段意見を述べていない。

#### 【指摘】

県は、外郭団体に対し、指導・監督すべき立場にあり、最終処分場の被覆施設の移設等の重要事項について、定期的に報告を求めた上で、十分な協議を実施すべきである。

#### 【指摘】

環境整備センターの筆頭株主として、移設方針等の重要事項について、株主総会で意見を述べるなど、適正にチェックすべきである。

#### イ 被覆施設の移設に伴う資金調達について

前記の通り、環境整備センターは、県からの貸付金について、度々、償還期限の延長を要請するなどして、資金繰りを行っている。被覆施設の移設に伴う資金調達に関し、県所管課に確認したところ、以下のような回答があった。

- ・資金調達については、原則、民間金融機関からの借入を求めており、必要最低限度について支援をすることとしている。
- ・県としては、財政支援として令和5年度末返済期限を迎える貸付金1億1000万円について返済期限を2年延長する案を検討している。
- ・環境整備センターからの新規貸付金要望については、概算工事費が未定のため予算調整が出来ないことから保留としている。

#### 【意見】

県は、不十分な経営計画に対し、安易な財政支援を行うことのないよう、十分に留意されたい。

#### ウ 収支計画について

令和2年12月15日に行われた環境整備センター取締役会では、環境整備センターの「中長期収支計画案」として、今後の6年間の売上見込みについて説明がなされており、令和2年度の売上げ見込みを1億2000万円、令和3年度～令和7年度については毎年2億4000万円（1か月平均2000万円）と設定している。

また、被覆施設の移設費については、令和6年度、令和10年度、令和14年度にそれぞれ2億円を見込んでいるとしている。

被覆施設を移設する年度においては、移設期間を3か月見込んでいることから、当該年度の売上げを1億8000万円（1か月当たり2000万円×3か月分の減収）とし、被覆施設の移設がない年度においては、毎年9000万円～1億円の利益が出る見込みとしている。

この点、被覆施設の移設期間（3か月）においては稼働しない（営業しない）計画だったのか、仮に、そうであるならば、3か月の休止期間のため、顧客が離れるなどの弊害が考えられるが、休止期間を設けずに運営はできないのか等の検討がなされたかどうかについて、県所管課に確認したところ、以下のような回答があった。



- ・本施設の浸出水処理設備や浸出水貯槽は散水管理を基に設計されており、大雨に対応できないことから、屋根は必須となる。
- ・基本計画において停止期間は想定されていたものの、費用試算のみであり、顧客離れ等の弊害については議論されていなかった。
- ・受入停止期間のない方法として増設案や分割移設案があるが、建設コストが掛かることや構造上の問題等がある。

#### 【意見】

被覆施設移設のための休止期間における売上減少等について、単なる費用試算にとどまらず、顧客獲得（顧客離れ）等の要因も検討した上で、十分な収支計画がなされているか、環境整備センター側と協議されたい。

#### (3) 売上実績

令和4年3月25日に行われた環境整備センターの取締役会において、令和3年4月～令和4年2月（11か月）の売上は約2億4600万円であり、目標額年商2億4000万円（月平均2000万円）を達成している旨の報告がなされている。そして、令和3年度の最終的な売り上げは、299,211,280円となっている。

もっとも、上記年商達成については、一時的に、沖縄県中部にある民間最終処分場が従前受け入れていた一般廃棄物を受入れたことによる2282万円の売上げがあったこと、及び、一時的に、がれき類を受け入れたことによる売上げが5410万円であったことが要因とされており、今後も、安定した売上げが確保できるかが課題とされている。

この点、令和2年12月15日に行われた環境整備センターの取締役会においても「積極的な営業活動を行わないと2億4000万円という売上げは厳しい」との意見がなされている。

そこで、令和4年度の売上について問い合わせたところ、令和4年4月～12月（9か月）の売上は181,309,950円（月平均20,145,550円）との回答があり、目標額を達成していることを確認した。

県は、環境整備センターに対し、毎月、売上額及び受入実績について報告を求めており、現時点の売上実績について特段、指摘・意見はない。

(4) 役員の就任について

県による「公社等の指導監督要領」には、「6 代表役員等への就任の制限」として、以下のような規定を置いている。

<p>6 代表役員等への就任の制限</p> <p>(1) 公社等の自立化を促進するため、県の知事及び副知事（以下「知事等」という。）は、次に掲げる場合を除き、公社等の代表役員に就任しないものとする。</p> <p>ア 県民運動を推進する上で、その象徴的な存在として知事等が代表となる必要があると認められる場合</p> <p>イ 理事の大多数を市町村長が占めるなど公社等の実施事業が市町村行政と密接に関連しているとともに、県行政とも高い関連性を有しており、県及び市町村行政との整合性等を図る観点から知事等が代表となる必要があると認められる場合</p> <p>ウ 公社等の基本財産等が県民から付託された多額の県有財産であることから、当該県有財産を適切かつ効率的に運用し、公益事業を実施していく観点から、知事等が代表となる必要があると認められる場合</p> <p>(2) 所管部統括監は、(1)のアからウまでのいずれかに該当するものとして知事等に公社等の代表役員への就任の承諾（再任を含む。）を求めようとする場合は、あらかじめ、総務統括監に合議するものとする。</p> <p>(3) 県の一般職の職員（以下「県職員」という。）は、派遣条例に基づき公社等へ派遣される場合を除いて、公社等の代表役員に就任しないものとする。</p> <p>(4) 公社等の健全な経営に資するため、知事等及び県職員は、公社等の監事又は監査役に就任しないものとする。</p>
---

上記の通り、「公社等の指導監督要領」において、知事及び副知事は原則として公社等の代表役員に就任しないものとされているが、環境整備センターは設立から現在に至るまで、県副知事が代表取締役役に就任している。

この点について、県所管課に対し、上記「6 代表役員等への就任の制限(1)」の例外規定「ア」「イ」「ウ」のいずれに該当するものと考えているか、確認したところ、以下の通り回答があった。

<p>・例外規定の「ウ」に該当する。</p>
------------------------

環境整備センターは、県の出資及び補助金等多額の資金が投入され、県有財産を適切かつ効率的に運用し公益事業を実施していくこと、また、地元住民との良好な信頼関係の形成に向けた県の姿勢を明確に示すことから、当面の間、副知事が代表取締役として就任する必要がある。

また、県副知事の環境整備センター代表取締役への就任について、直近では、令和4年6月に照屋義実副知事が代表取締役に再任されている。

副知事の代表取締役就任に当たっては、上記「6 代表役員等への就任の制限(2)」の通り、所管課統括監から、事前に総務統括監との間で合議を執り行っているところ、当該合議において、副知事が代表取締役に就任する理由及び就任期間について、以下の通り説明されている。

**【副知事が代表取締役に就任する理由】**

- ・産業廃棄物管理型最終処分場の安全性・信頼性を維持し、民間人材等の活用、安定した経営体制の構築に努める必要がある。

環境整備センターについては、これまでの住民説明会等の中で、「民間だけでは整備・管理が信頼できない」との意見等を踏まえ、施設の建設から供用開始まで当分の間、県から職員を派遣し、最終処分場の安心・安全の確保に責任を負うこととして事業を進めてきた。

当施設は、供用開始から間もないことから、施設の安全性の確保、経営体制の安定化及び地元地域との信頼関係維持のため、当面の間、責任を負う必要がある。

- ・環境整備センターの出資金については、令和4年3月末現在、7.86億円であり、その内訳は、沖縄県3.4億円、沖縄公庫3.0億円、名護市1.0億円、(一社)沖縄県産業廃棄物協会など関係団体及び地元企業等46百万円である。
- ・処分場の整備費用(平成29年度本体工事以降の補助金事業費)は約34.55億円(税抜)、その資金調達は国庫交付金約9.37億円、県補助金約25.18億円で、内訳が起債約18.96億円、一般財源が約6.22億円である。
- ・処分場の整備・運営については、県から出資及び補助金等多額の資金を投入しており、県有財産の適切かつ効率的な運用、公益事業を実施していくという観点及び、地元住民との良好な信頼関係の維持に向けた県の姿勢を明確に示すという観点から、当面の間、副知事が代表取締役に就任する必要がある。

【副知事の代表取締役就任期間について】

担当副知事が環境整備センターの代表取締役に就任する期間は、処分場の安定した施設運営及び経営体制の構築までの当面の間とする。

確かに、上記「副知事が代表取締役に就任する理由」については一定の合理性が認められる。

しかし、環境整備センターは、令和2年2月に廃棄物の搬入を開始し、既に3年が経過し、4分割された最終処分場のうち、1面については埋立が満杯となり、被覆施設移設が実施される状況にある。そうすると、「供用開始から間もない」とは言い難い。

また、環境整備センターは、代表取締役に就任している副知事以外に、環境部参事監が、派遣により、常勤として取締役（肩書としては専務取締役）に就任しており、施設の安全性の確保、経営体制の安定化及び地元地域との信頼関係維持といった点について、副知事が代表取締役に就任しなければ実現し得ないものとは考えられない。

そもそも、副知事は代表取締役に就任しているとは言っても、あくまで非常勤であり、その業務執行権限は実質的には常勤取締役に委ねられているものと言わざるを得ない。

そうすると、副知事が環境整備センターの取締役に就任する必要性があったとしても、代表取締役に就任すべき必要性があるとは思われない。

また、前記の通り、環境整備センターは、中長期計画の策定・更新が滞っており、極めて重要な被覆施設の移設計画についても頓挫するなど、施設の安全性の確保についても懸念が生じている。県は、環境整備センターの筆頭株主として、環境整備センターの最終意思決定機関である株主総会において、施設の安全性の確保や運営状況について意見を述べ、指導・監督すべき立場にあるといえる。それにもかかわらず、株主総会において何ら意見を述べていないのは、環境整備センターの代表取締役に副知事が就任していることの弊害とも考えられる。

加えて、仮に、環境整備センターによる最終処分場の安定した施設運営及び経営体制の構築まで、副知事が引き続き代表取締役に就任すべき場合であったとしても、現状は「当面の間」として具体的な期間が設定されていない。いわゆる副知事の充て職とならないよう、具体的な任期を設定すべきである。

**【意見】**

副知事が今後も引き続いて、環境整備センターの代表取締役役に就任する必要性があるのか、仮に、取締役役に就任すべき必要性がある場合であっても、非常勤取締役の就任では目的を達成できないのか否かについても、検討されたい。

**【意見】**

引き続き副知事が代表取締役役に就任する必要性があると認められる場合であっても、その就任期間について、具体的な任期を定めることを検討されたい。

## 第5章 那覇空港ビルディング株式会社

### 1 法人の概要

#### (1) 設立年月日

平成4年12月1日

#### (2) 目的等

##### ア 設立目的

公共性のより一層の確保及び那覇空港旅客ターミナル施設の一元的な管理運営を行うことを目的に、第3セクター方式による株式会社として設立された。

##### イ 事業内容

- ① 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- ② 航空思想の普及及び観光の振興に関する事業
- ③ 貸室業
- ④ 石油類、酒類、煙草、薬品、郵便切手、収入印紙類の販売
- ⑤ 日用雑貨品、飲食物等の販売
- ⑥ 旅行斡旋業
- ⑦ 損害保険代理業
- ⑧ 自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- ⑨ 貸自動車業
- ⑩ 駐車場の経営
- ⑪ 広告宣伝業
- ⑫ 倉庫業
- ⑬ 建物の管理、警備並びに電気、水道設備等の運転、保守管理業
- ⑭ 前各号に附帯する一切の業務

##### ウ 施設の概要（平成31年3月現在）

#### (ア) 建物名称

那覇空港旅客ターミナルビル

#### (イ) 施設の規模

延べ床面積 約152,612㎡

#### (3) 所管課

企画部交通政策課

(4) 所在地

沖縄県那覇市字鏡水 150 番地

(5) 基本財産と県の出資（令和 3 年度決算値）

ア 資本金

3,566,854,000 円（内、県出資金 891,713,500 円）

イ 株式総数

47,640 株

ウ 株主構成

順位	株主名	株数	比率
1	沖縄県	12,000	25.00%
2	DFS ベンチャーシンガポールリミテッド	7,000	14.58%
3	沖縄振興開発金融公庫	3,774	7.86%
4	オリオンビール（株）	3,500	7.29%
5	ANAホールディングス（株）	2,800	5.83%
6	日本航空（株）	2,730	5.69%
7	日本トランスオーシャン航空（株）	2,450	5.10%
8	ダイキン工業（株）	2,160	4.50%
9	ロイヤルホールディングス（株）	2,150	4.48%
10	那覇市	1,536	3.20%
11	（株）琉球銀行	1,400	2.92%
12	（株）沖縄銀行	1,400	2.92%
13	大同火災海上保険（株）	1,160	2.42%
14	沖縄電力（株）	720	1.50%
15	沖縄セルラー電話（株）	720	1.50%
16	（株）ローソン	720	1.50%
17	コクヨ（株）	720	1.50%
18	（株）沖縄海邦銀行	700	1.46%
19	コザ信用金庫	360	0.75%

(6) 沿革等

ア 設立経緯

航空需要が年々増加傾向を示し、空港旅客ターミナル施設の機能が限界に達していたことから、新たな旅客ターミナルビルを整備する必要があり、その管理運営を行うため第3セクター方式の法人が設立された。

イ 那覇空港及び法人の沿革（ホームページより）

昭和8年	旧日本海軍によって「海軍小禄飛行場」として開設。
昭和11年3月	海軍小禄飛行場は、那覇飛行場の名称となり逓信省の管理となる。
昭和17年8月	那覇飛行場、海軍の管轄となり再度「海軍小禄飛行場」と改称され、拡張が行われた。
昭和29年11月	那覇民間空港用ターミナルビルの供用開始。
昭和34年4月	那覇空港ターミナルビル（旧国内線第2ターミナルビル）完成（5.9 供用開始）。
昭和47年5月15日	本土復帰、運輸省所轄の第2種空港「那覇空港」として滑走路2,700m運用開始。
昭和50年4月	暫定ターミナルビル（旧国内線第1ターミナルビル）完成。
昭和61年3月	那覇空港3,000m滑走路供用開始。
昭和61年7月	新国際線ターミナルビル供用開始。
平成2年4月	「那覇空港周辺地域整備について」の県方針決定始。
平成3年11月	「第6次空港整備計画」閣議決定。
平成4年5月	那覇空港開港20周年式典開催。
平成4年8月	運輸省において、「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」を策定。
平成4年12月1日	那覇空港ビルディング株式会社設立。
平成5年5月	那覇空港ターミナル地域整備事業の起工式。
平成8年12月17日	那覇空港国内線新旅客ターミナルビル建設着手。
平成9年1月23日	那覇空港国内線新旅客ターミナルビル起工式。
平成11年3月25日	那覇空港国内線新旅客ターミナルビル竣工。
平成11年5月25日	那覇空港国内線新旅客ターミナルビル竣工式、落成式典及び祝賀会。



平成 11 年 5 月 26 日	那覇空港国内線新旅客ターミナルビル供用開始。
平成 12 年 10 月 4 日	那覇市都市景観賞受賞。
平成 14 年 5 月	那覇空港開港 30 周年。
平成 14 年 9 月 19 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル第一次増築工事竣工。
平成 14 年 12 月 1 日	那覇空港ビルディング株式会社創立 10 周年。
平成 15 年 10 月 1 日	国際線旅客ターミナルビルを引き継ぐ。
平成 16 年 11 月 30 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル第二次増築工事竣工。
平成 19 年 3 月 29 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル 2 階手荷物検査場拡張及び貸室エリア拡張工事。
平成 21 年 3 月 19 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル旅客用和式トイレの洋式化への改修工事。
平成 21 年 9 月 25 日	ほじょ犬専用トイレ整備（南側特定駐車場）。
平成 24 年 5 月	那覇空港開港 40 周年。
平成 24 年 6 月 20 日	那覇空港新国際線旅客ターミナルビル起工式。
平成 24 年 12 月 1 日	那覇空港ビルディング株式会社創立 20 周年。
平成 25 年 9 月 20 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル第三次増築工事竣工。
平成 26 年 1 月 10 日	那覇空港新国際線旅客ターミナルビル竣工。
平成 26 年 2 月 14 日	那覇空港新国際線旅客ターミナルビル竣工式、落成式典及び祝賀会。
平成 26 年 2 月 17 日	那覇空港新国際線旅客ターミナルビル供用開始。
平成 27 年 3 月 20 日	那覇空港新国際線旅客ターミナルビル 4 階ロビー内にて礼拝室供用開始。
平成 27 年 12 月 17 日	新立体駐車場（P3）第 1 期分供用開始。
平成 28 年 9 月 21 日	新立体駐車場（P3）第 2 期分を含め全面供用開始。
平成 28 年 10 月 4 日	那覇空港国際線旅客ターミナルビル 44 番コンコース増築部分供用開始。
平成 30 年 2 月 28 日	那覇空港国内線旅客ターミナルビル第四次増築工事竣工。

平成 31 年 3 月 13 日 那覇空港際内連結ターミナル施設 竣工式、落成式典  
及び祝賀会。

平成 31 年 3 月 18 日 那覇空港際内連結ターミナル施設供用開始。

令和 2 年 10 月 那覇空港国際線（CIQ）施設増改築工事竣工。

(7) 県の財政支援等の状況（各年度とも決算値）

（単位：円）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
県補助金等	0	0	0
県委託金	0	0	0
県貸付金	0	0	0
県出資金	0	0	0
合計	0	0	0
県貸付金年度末残高	1, 210, 758, 000	1, 100, 772, 000	990, 786, 000
県の債務保証及び損失 補償額	0	0	0

(8) 組織体制（R4. 7. 1 現在）

ア 役員

常勤取締役 5 名（内、県派遣 1 名（参事監））

非常勤取締役 7 名

常勤監査役 1 名

非常勤監査役 3 名

イ 職員

職員総数 69 名

（内訳：管理職 4 名、一般職 65 名）

## 2 財務状況

### (1) 財務諸表の推移

#### ア 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
流動資産	12,691	6,692	4,098	△2,593
固定資産	50,227	50,050	49,212	△838
資産計	62,919	56,743	53,311	△3,432
流動負債	6,482	5,141	5,217	76
固定負債	30,571	27,472	25,480	△1,991
負債計	37,053	32,613	30,698	△1,914
資本金	3,566	3,566	3,566	—
利益剰余金	22,276	20,543	19,039	△1,503
利益準備金	19	28	28	—
別途積立金	19,570	22,150	20,500	△1,650
繰越利益剰余金	2,687	△1,635	△1,488	146
その他有証評価差額金	21	19	5	△13
純資産計	25,865	24,129	22,612	△1,517
負債・純資産計	62,919	56,743	53,311	△3,432

科目別の主な内訳と著増減内容は次のとおりである。

流動資産：現金預金 3,331 百万円である（前期比 1,086 百万円減少）。

固定資産：有形固定資産 47,400 百万円のうち、建物 41,925 百万円である。（国内線特定天井改修工事、電気設備等浸水対策工事等に係る部分払い 415 百万円増加（建設仮勘定増加）、減価償却△2,755 百万円等により、前期比 838 百万円減少）。

流動負債：1 年内返済予定長期借入金 2,420 百万円（約定返済により前期比 877 百万円減少）、未払金 1,971 百万円（前期比 829 百万円増加）である。

固定負債：長期借入金 23,717 百万円である（約定返済により、前期比 1,885 百万円減少）。

純資産：別途積立金 1,650 百万円の取崩しによる欠損填補、当期純損失 1,318 百万円計上により利益剰余金 1,503 百万円減少した。

那覇空港ビルディング株式会社（以下「那覇空港ビルディング」という。）は、資本金の額が5億円以上であり、会社法上の大会社に該当し（会社法第2条第6号）、会計監査人による会社法監査の対象である（会社法328条、会社法第436条第2項第1号）。会計監査人監査報告書によると、無限定適正意見が表明されている。

## イ 損益計算書

（単位：百万円）

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
売上高	12,304	5,536	6,109	573
売上原価	7,488	7,210	7,438	227
売上総利益	4,815	△1,674	△1,328	345
販管費	738	545	522	△23
営業利益	4,076	△2,219	△1,850	369
営業外収益	86	294	98	△195
営業外費用	187	185	159	△25
経常収益	3,975	△2,110	△1,911	199
特別利益	82	61	118	57
特別損失	212	273	84	△189
税引前当期純利益	3,846	△2,322	△1,876	446
法人税等	1,164	△685	△558	127
当期純利益	2,681	△1,637	△1,318	319

売上高は建物貸付料収入3,147百万円、施設使用料収入1,620百万円、駐車場収入828百万円、その他収入512百万円である。平成30年度に入域観光者数999万人となり、翌令和1年度に売上高は過去最高となったものの令和1年12月の新型コロナウイルスが確認されて以降、入域観光者数は激減した。下期以降観光客数も回復傾向にあり、売上高は前年比573百万円増加した。

売上原価については、特筆すべき事項はない。

営業外収益98百万円のうち、7百万円は受取手数料である（前期比0.3百万円減少）。受取手数料は主に沖縄県から受託していた「那覇空港国内線サーモグラフィ

一設置監視業務」にかかる手数料収入である。前期に比し手数料が減少したのは、航空局から受託していた「CIQ 施設増改築工事」の事務手数料収入がなくなったためである。

営業外費用 159 百万円のうち、157 百万円は借入金の支払利息である。

特別利益 118 百万円のうち 116 百万円は固定資産受贈益である（テナント退去に伴う資産の無償譲渡による資産受入）。

特別損失 84 百万円のうち、82 百万円は固定資産除却損である（うち 55 百万円は新国際線ビルダブルデッキ延伸に伴う歩道庇撤去によるもの）。

## (2) 財務に関する監査手続

上述したとおり、那覇空港ビルディングは、会計監査人により無限定適正意見の監査報告を受けているため、財務に関する監査手続は下記を除き省略した。

### ア 建設仮勘定

建設仮勘定の期末残高が多額（1,226 百万円）であったため、明細を入手し、資産性のない支出項目の有無を確認した。A. 電気設備等浸水対策工事 572 百万円、B. 国内線特定天井改修工事 437 百万円、C. 駐車場建設工事 194 百万円等に係る工事代金の部分払いである。

A 令和 4 年 5 月、B 令和 4 年 6 月、令和 4 年 9 月（全ての完成は令和 6 年 12 月予定）に完成・引渡しを受けており、資産性に問題ないと判断した。

C は駐車場工事に係る設計料である。コロナ禍における駐車場利用者台数の減少と事業資金の減少により工事を保留しているが、再開時期についても国と協議中であり資産性に問題ないと判断した。

### イ 固定資産減損

「固定資産の減損に係る会計基準 二 減損損失の認識と測定 1. 減損の兆候」によると、減損の兆候がある場合として、「資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」と定められている。

この点に関し、令和 2 年度、令和 3 年度は 2 期連続して営業利益がマイナスとなっており、減損の兆候がある場合に該当する。

同会計基準「二 減損損失の認識と測定 2. 減損損失の認識」によると、「減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する」と定められている。

資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した社内資料を閲覧したが、計算方法に特段問題は検出されず、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っており、減損損失の認識は不要であると判断した。

この点に関し、会計監査人から会社が入手した「監査実施概要書」においても、「令和4年3月に会計監査人と確認し、減損損失認識の必要性はないと判断いたしました」と記載されており、特段指摘すべき事項はない。

#### ウ 繰延税金資産の回収可能性

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）によると、「過去3年又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている」企業は、分類4となり、繰延在勤資産は翌期に解消する一時差異についてのみ計上できると規定されている。但し、「重要な税務上の欠損金が生じた原因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去（3年）及び当期の課税所得又は税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得を見積もる場合、将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることを企業が合理的な根拠をもって説明するときは（分類2）に該当するものとして取り扱い、第20項及び第21項の定めに従って繰延税金資産を見積もる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする」と規定されている。

那覇空港ビルディングは、令和3年度末に1,488百万円の税務上の欠損金があるため、原則は（分類4）の企業に分類されるが、上記但し書きの規定により、（分類2）の企業として取り扱っている。

この点に関し、会計監査人から会社が入手した「監査実施概要書」においても、「貸借対照表に計上されている繰延税金資産の回収可能性について、特に指摘すべき事項はないものと判断しました」と記載されており、特段指摘すべき事項はない。

## エ 未払金

上記の通り、未払金残高は前期比 829 百万円増加している。増加した主なものは、那覇市への不動産取得税、固定資産税の未払 704 百万円である。これは、固定資産税並びに不動産取得税の会計処理方法について、従来、賦課決定があった日に費用処理する方法によっていたが、当事業年度より、賦課期日をもって費用処理する方法に変更したためである。なお、当該変更に関し、会計監査人から会社が入手した「監査実施概要書」においても、正当な理由に基づく会計方針の変更である旨記載されており、特段指摘すべき事項はない。

### 3 監査の結果

#### (1) 短中長期計画について

##### ア 「公社等の指導監督要領」の規定

「公社等の指導監督要領」は、「10 公社等への支援内容等の公表」において、以下の通り、公社等に関する公表事項を定めている。

行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるため、県は次に掲げる公社等の情報を公表するものとする。

ア 法人名称、主な業務内容並びに上位 5 者の出資者名及びそれぞれの出資等の額

イ 役員氏名（県の派遣職員又は県退職者の場合は、派遣される日に在職していた県の組織名又は退職時の役職名）

ウ 貸借対照表、収支（損益）計算書等の財務諸表

エ 過去 3 事業年度分の県の補助、貸付、出資、委託等の内容及び支援額並びに年度末現在の県の債務保証額及び損失補償額

オ 県の派遣職員数及び当該派遣職員の従事する業務

カ 公社等の短中長期計画

キ 公社等が県と委託契約をした場合の随意契約の状況（契約金額、理由等）

ク 公社等が行う県民サービスの業務内容

また、「公社等の指導監督要領」は、「15 情報公開」において、「所管部統括監は、公社等自らが事業内容及び経営状況等を積極的に公開するよう指導するものとする。」と定めている。

##### イ 那覇空港ビルディングによる計画策定

那覇空港ビルディングは、第 29 期経営計画、中期経営計画（2020（令和 2）年度～2022（令和 4）年度）を策定し、これを公表している。

第 29 期経営計画及び中期経営計画（2020（令和 2）年度～2022（令和 4）年度）は、令和 2 年 3 月 19 日に行われた第 167 回取締役会において、同計画を承認されたが、令和 2 年 9 月 28 日に行われた第 171 回取締役会において修正された。

第 171 回取締役会議事録によると、修正理由として、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて収益が悪化したことがあげられている。



#### ウ 計画の策定基準

那覇空港ビルディングが短中期経営計画を策定しこれを公表していることは、「公社等の指導監督要領」に沿った適切な対応といえる。

ただ、今後も、既に定めた経営計画を修正する事態が発生することは十分に予想される。

この点、「公社等の指導監督要領」、「10 公社等への支援内容等の公表」における「公社等の短中長期計画」の公表は、「行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深める」ことを目的として公表される。

当初策定された経営計画の策定過程について事後検証がなされないならば、無限定に経営計画を修正することが許容されることとなり、中期経営計画の公表を求めた趣旨を没却しかねない。言い換えれば、策定方法の事後検証が可能となれば、ずさんな計画策定を防止して、県民の理解を深めるための適切な経営計画の公表が可能となる。

計画計画の策定に関し事後検証を可能にするために、経営計画の策定基準及び修正する場合の修正基準を定めることが望ましい。

那覇空港ビルディングに対し経営計画の策定基準を定めているかヒアリングを行ったところ、具体的な策定基準は定めていないとの回答であった。

そこで、経営計画の策定に関し、事後検証を可能にするために、経営計画の策定基準及び修正する場合の修正基準を定めることが望ましいことから、県としても、那覇空港ビルディングに対し策定基準及び修正基準を定めるよう求めるとともに、同基準を共有することが望ましい。

#### 【意見】

県としても、那覇空港ビルディングに対し、経営計画を策定するにあたり、従来の事業実績、将来の事業の見通し等策定基準を定めるとともに、計画を修正するにあたり、事業の状況に著しい変化が生じた場合等の修正基準を定めるよう求め、同基準を共有されたい。

#### エ 長期経営計画について

那覇空港ビルディングは、長期経営計画を定めておらず、公表もされていない。

これは、「公社等の指導監督要領」、「10 公社等への支援内容等の公表」、「カ」に

違反するため、沖縄県は、那覇空港ビルディングに対し、長期経営計画を策定するよう求めるべきである。

**【指摘】**

沖縄県は、那覇空港ビルディングに対し、長期経営計画を策定するよう求めるべきである。

(2) 備品の管理について

ア 固定資産管理規程による定め

那覇空港ビルディングでは、固定資産の管理について、「固定資産の管理については、別に定める『固定資産管理規程』による。」（経理規程第5章第27条）とし、「この規程の対象となる固定資産とは、耐用年数が1年以上でかつ金額10万円以上のもので次のものをいう。(1)有形固定資産 土地、建物、建物付属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品、建物仮勘定 (2)無形固定資産 営業権、特許権、借地権、商標権、電気ガス水道施設利用権、ソフトウェア」（固定資産管理規程第1章第2条）と定めるものの、10万円未満の備品の管理について、特段の定めを置いていない。

イ ヒアリング結果

備品の管理についてヒアリングを行ったところ、10万円以上の備品の管理については、固定資産管理台帳を作成しており、「毎期末及びその他必要と認めるとき、固定資産台帳の記録と現物資産を照合しなければならない。」（固定資産管理規程第4章第15条）との規程にそって、固定資産台帳の記録と現物照合を行っているとのことであった。

10万円未満の備品の管理については、特に「一覧表」等の書類によって、管理していないとのことであった。

ウ 資産無償譲渡契約について

(ア) 那覇空港ビルディングは、令和3年11月19日、店舗の賃借人との間で、原状回復に際し、店舗の備品等について、賃借人を譲渡人、那覇空港ビルディングを譲受人として、資産無償譲渡契約を締結した。

(イ) 那覇空港ビルディングが譲り受けた資産の内訳は、資産譲渡契約添付の「別紙資

産」に表示されているのみである。

この点、那覇空港ビルディングが譲り受けた資産は、現在、他の店舗において使用されているところ、当該店舗では、シール等を添付する等して、那覇空港ビルディングの資産と当該店舗の資産との区別を行っていなかった。また、当該店舗の賃借人が使用している那覇空港ビルディング所有の資産の状況を把握するための資料はなんら作成されていない。そのため、那覇空港ビルディングの資産と当該店舗の資産の区別は判然としない。

賃貸借契約終了後、賃借人は原状回復義務を負うところ、原状回復にあたり、那覇空港ビルディングと当該店舗の賃借人の資産の区別が判然としない状態では、資産の所有を巡って争いとなる恐れがある。

そこで、10万円未満の譲受資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。

**【意見】**

10万円未満の資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。

(3) 内部統制システムについて

ア 那覇空港ビルディングにおける内部統制システムについて

那覇空港ビルディングは、「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンス・リスク管理要綱」、「内部監査規程」、「内部通報制度規程」、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を定めている。

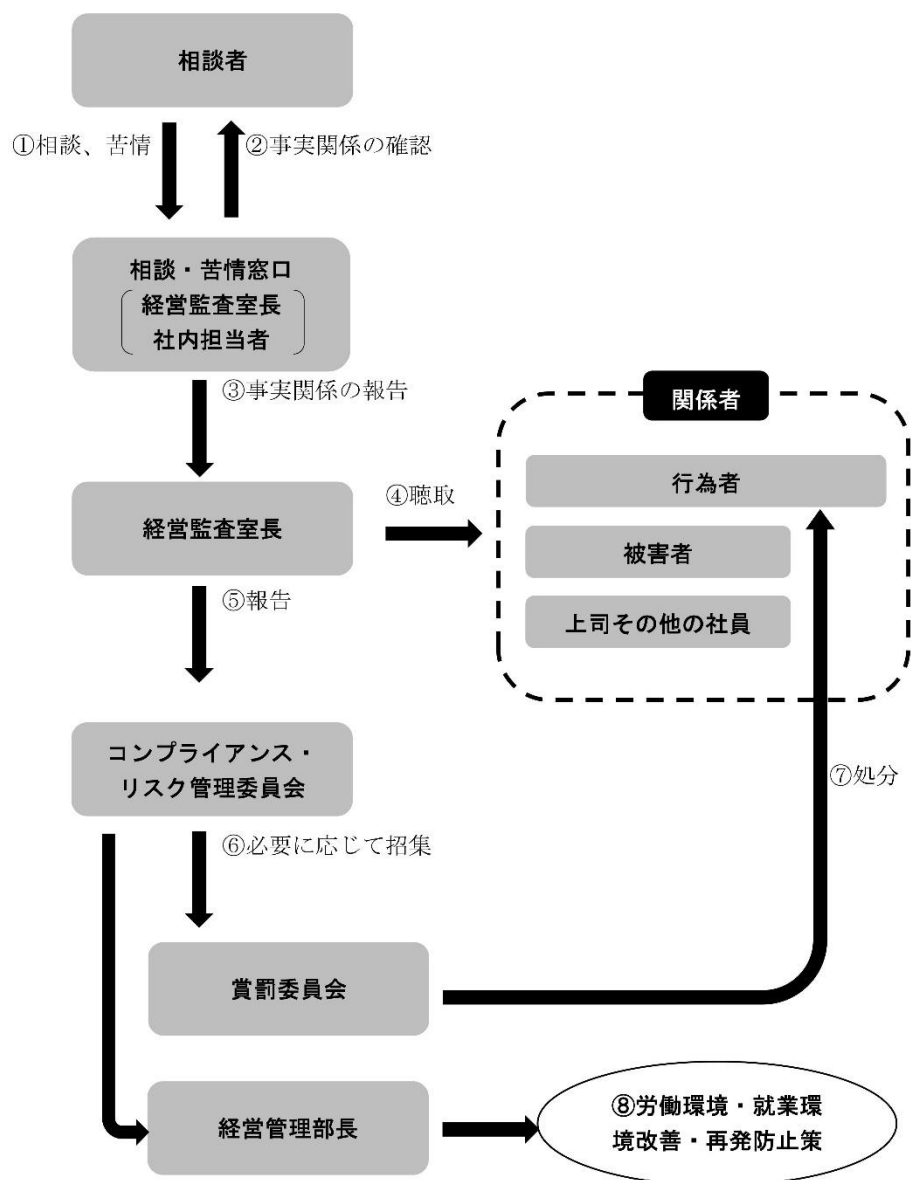
イ ハラスメントについて

(ア) 那覇空港ビルディングは、「ハラスメントは許しません！！」と題する書面を作成し社員に配布している。

同書面には、ハラスメントの具体例、相談窓口等が記載されている。

同社に対し、これまでの相談件数、相談受領後の手続きについてヒアリングを行ったところ、相談件数は1件であり、相談後の手続きは、以下のハラスメントに関する相談苦情の流れに沿って行われたとのことであった。

## ハラスメントに関する相談苦情の流れ



- (イ) 「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第5条1項は以下のとおり定める。

**【(相談及び苦情への対応) 第5条1項】**

経営監査室長は、相談窓口担当者の名前を人事異動等の変更の都度、周知するとともに、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。

この点、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行ったか否かヒアリングを行ったところ、対応マニュアルは作成されていなかったが、研修については、社外研修として、令和5年2月1日に行われた「一令和4年度労働法口座第2講－ハラスメントにおける企業の実務対応～発覚から紛争解決までの対応について～」に相談担当者が出席したとのことであった。

したがって、規程にそって対応マニュアルを作成することを検討すべきである。

**【指摘】**

那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメント相談のための対応マニュアルを作成すべきである。

- (ウ) 「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第6条は、以下のとおり定める。

**【(再発防止の義務) 第6条】**

経営管理部長は、職場におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止措置を講じなければならない。

この点、上記(2)のとおり、これまでのハラスメントに関する相談件数をヒアリングしたところ、相談件数は1件であった。

また、相談後の再発防止に関する対応を実施についてヒアリングしたところ、再発防止に関する対応を実施した記録はないとのことであった。

よって、職場におけるハラスメント事案が生じた場合には、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第6条に沿った具体的対応を行うよう検討すべきである。

#### 【指摘】

職場におけるハラスメント事案が生じた場合には、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第6条に沿った具体的対応を行うよう検討すべきである。

(エ) 前述のとおり、ヒアリングの結果、これまでになされたハラスメントの相談件数は1件であった。

この点、ハラスメント相談窓口についての周知方法を確認したところ、前述の「ハラスメントは許しません！！」と題する書面を作成し社員に配布し、新入社員に対し内部統制システムに関する研修を行っているとのことであった。

しかし、「ハラスメントは許しません！！」と題する書面の作成年月日は令和3年4月16日となっており、同日以降については、同書面の配布はなされていない。

また、新入社員に行っている研修資料として、「令和4年度新入社員研修 内部統制システムについて」と題する資料の提供を受けたが、同資料は、専ら会社法における内部統制システムを説明しており、ハラスメントの相談窓口を含むハラスメントに関する記載はなかった。

以上からすると、相談件数が1件に留まっているのは、ハラスメントの相談窓口の周知徹底がなされておらず、社員が相談窓口を認識していないことに起因している可能性がある。

そこで、那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメントの相談窓口の周知方法を検討されたい。

#### 【意見】

那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメントの相談窓口の周知方法を検討されたい。

#### (4) 契約関係

那覇空港ビルディングは、令和3年9月30日に株式会社ジェイシーシー（以下「ジェイシーシー」という。）との間で、ジェイシーシーの経営していた「あだん」の店舗内設備について、那覇空港ビルディングを譲受人、ジェイシーシーを譲渡人として、無償譲渡契約を締結したが、同契約締結時には契約書を作成しておらず、同年11月19日付けで契約書を作成している。

契約締結時までに契約書が作成されない場合、契約内容を巡って紛争となることも

ままある。

したがって、契約締結にあたっては、契約締結時までに契約書を作成すべきである。

また、那覇空港ビルディングは、貸室業を営んでいるところ（同社定款第 2 条(3)）、今後、借主との間でも、原状回復に代わって店舗内資産の無償譲渡を受けることもあり得る。

そこで、店舗内資産の無償譲渡を受ける際の契約書ひな形の作成等無償譲渡を受ける際のマニュアルを作成することを検討されたい。

**【意見】**

那覇空港ビルディングは、ジェイシーシーとの契約締結にあたり、契約締結時までに契約書を作成できなかった理由を精査するとともに、店舗内資産の無償譲渡を受ける際の契約書ひな形の作成等無償譲渡を受ける際のマニュアルを作成することを検討されたい。

## 第6章 石垣空港ターミナル株式会社

### 1 法人の概要

#### (1) 設立年月日

平成 21 年 2 月 13 日

#### (2) 目的等

##### ア 設立目的

国内線旅客ターミナルビル及び国際線旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビルの管理及び運営

##### イ 事業内容

- ① 航空事業者、航空旅客並びに航空貨物に対する役務の提供
- ② 航空思想の普及及び観光振興に関する事業
- ③ 貸室業
- ④ 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類及び薬品の販売
- ⑤ 日用雑貨品、飲食物等の販売
- ⑥ 駐車場の経営
- ⑦ 広告宣伝業
- ⑧ 倉庫業
- ⑨ 建物の管理、警備並びに電気、水道設備等の運転、保守管理業
- ⑩ その他前各号に附帯する一切の事業

##### ウ 施設の概要

#### (ア) 建物名称

新石垣空港（愛称：南ぬ島石垣空港）

#### (イ) 施設の規模

国内線旅客ターミナルビル	延べ床面積	12,164.75 m <sup>2</sup>
国際線旅客ターミナルビル	延べ床面積	4,597.47 m <sup>2</sup>
貨物ターミナルビル航空会社棟	延べ床面積	1,7509.57 m <sup>2</sup>
貨物ターミナルビル代理店棟	延べ床面積	629.08 m <sup>2</sup>

#### (3) 所管課

土木建築部空港課



(4) 所在地

沖縄県石垣市字白保 1960 番地 104

(5) 基本財産と県の出資（令和 3 年度決算値）

ア 資本金

1,680,000,000 円（内、県出資金 420,000,000 円）

イ 株式総数

33,600 株

ウ 株主構成

順位	株主名	株数	比率
1	沖縄振興開発金融公庫	10,600	31.55%
2	沖縄県	8,400	25.00%
3	石垣市	5,200	15.48%
4	ANAホールディングス（株）	1,400	4.17%
5	日本トランスオーシャン航空（株）	1,400	4.17%
6	那覇空港ビルディング（株）	800	2.38%
7	沖縄セルラー電話（株）	700	2.08%
8	沖縄電力（株）	700	2.08%
9	（株）琉球銀行	700	2.08%
10	（株）沖縄銀行	700	2.08%
11	（株）沖縄海邦銀行	700	2.08%
12	オリオンビール（株）	700	2.08%
13	竹富町	600	1.79%
14	大同火災海上保険（株）	400	1.19%
15	石垣市商工会	200	0.60%
16	（一社）石垣市観光交流協会	200	0.60%
17	与那国町	200	0.60%

(6) 設立経緯

公共性及び公益性の見地から、行政部門、地域並びに県内の主要な企業及び航空会社等が共同して空港ターミナルビルの管理及び運営を行えるよう設立された。

(7) 県の財政支援等の状況（各年度とも決算値）

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県補助金等	12,412,000	371,651,000	2,565,234,000
県委託金	0	0	0
県貸付金	0	0	0
県出資金	0	0	0
合計	12,412,000	371,651,000	2,565,234,000
県貸付金年度末残高	585,790,000	502,106,000	418,422,000
県の債務保証及び損失 補償額	0	0	0

(8) 組織体制（R4.7.1 現在）

ア 役員

常勤取締役 1名（内、県OB1名）

非常勤取締役 8名（内、県職員1名（土木建築部長））

常勤監査役 1名

イ 職員

職員総数 7名

（内訳：管理職3名、一般職4名）

## 2 財務状況

### (1) 財務諸表の推移

#### ア 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
流動資産	1,362	1,160	2,624	1,464
固定資産	3,772	4,067	7,181	3,113
資産計	5,135	5,227	9,806	4,578
流動負債	450	856	5,644	4,788
固定負債	2,370	2,012	1,743	△269
負債計	2,821	2,869	7,388	4,519
資本金	1,680	1,680	1,680	—
利益剰余金	633	678	737	59
純資産計	2,313	2,358	2,417	59
負債・純資産計	5,135	5,227	9,806	4,578

科目別の主な内訳と著増減内容は次のとおりである。

流動資産：現金預金 2,557 百万円である（借入金 1,800 百万円により前期比 1,455 百万円増加）。

固定資産：有形固定資産 7,163 百万円である。新石垣空港国際線旅客施設増改築整備費用に係る手付金支出 3,300 百万円増加（建設仮勘定増加）、減価償却 220 百万円等により、前期比 3,113 百万円増加している。

流動負債：短期借入金 1,800 百万円（前期比 1,800 百万円増加。新石垣空港国際線旅客施設増改築整備費用のための借入）、圧縮未決算特別勘定 3,436 百万円（前期比 2,929 百万円増加）である。

固定負債：長期借入金 1,671 百万円である（約定弁済により、前期比 274 百万円減少している）。

純資産：剰余金処分により繰越利益剰余金から積立金に 40 百万円（施設機能維持積立金の積立て 20 百万円、建設積立金の積立て 20 百万円）、当期純利益 59 百万円計上により利益剰余金が 59 百万円増加した。

石垣空港ターミナル株式会社は、資本金の額が5億円以上であり、会社法上の大会社に該当し（会社法第2条第6号）、会計監査人による会社法監査の対象である（会社法328条、会社法第436条第2項第1号）。会計監査人監査報告書によると、無限定適正意見が表明されている。

## イ 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和1年度	令和2年度	令和3年度	増減
売上高	864	734	788	53
売上原価	569	541	569	27
売上総利益	295	192	218	26
販管費	103	99	102	2
営業利益	192	93	116	23
営業外収益	3	3	3	0
営業外費用	38	33	34	△0
経常収益	156	63	85	22
特別利益	37	33	11	△21
特別損失	30	30	11	△18
税引前当期純利益	163	65	85	19
法人税等	49	20	26	5
当期純利益	113	45	59	14

売上高は主にテナント家賃収入である。平成30年度に入域観光者数999万人となり、翌令和1年度に売上高は過去最高となったものの令和1年12月の新型コロナウイルスが確認されて以降、入域観光者数は激減した。そのためテナント家賃の減免等を実施したため、売上高は低いまま推移している。下期以降観光客数も回復傾向にあり、売上高は前年比53百万円増加した。

売上原価、販売費および一般管理費については、特筆すべき項目はない。

営業外収益、営業外費用については、特筆すべき項目はない。

特別損益については、令和2年度は圧縮未決算特別勘定取崩27百万円（特別利益）、及び同額の固定資産圧縮損（特別損失）の計上があり、反動減となっている。

(2) 財務に関する監査手続

上述したとおり、石垣空港ターミナル株式会社は会計監査人により無限定適正意見の監査報告を受けているため、財務に関する監査手続は下記を除き省略した。

ア 建設仮勘定

建設仮勘定の期末残高が多額（3,900百万円）であったため、明細を入手し、資産性のない支出項目の有無を確認した。いずれも令和4年4月に供用開始された新石垣空港国際線旅客施設増改築整備事業にかかる設計料・工事代金の手付金であり、資産性に問題ないと判断した。

### 3 監査の結果

#### (1) 短中長期計画について

##### ア 「公社等の指導監督要領」の規定

「公社等の指導監督要領」は、「10 公社等への支援内容等の公表」において、以下の通り、公社等に関する公表事項を定めている。

行政の公正性を確保し及び透明性を高め、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるため、県は次に掲げる公社等の情報を公表するものとする。

ア 法人名称、主な業務内容並びに上位 5 者の出資者名及びそれぞれの出資等の額

イ 役員氏名（県の派遣職員又は県退職者の場合は、派遣される日に在職していた県の組織名又は退職時の役職名）

ウ 貸借対照表、収支（損益）計算書等の財務諸表

エ 過去 3 事業年度分の県の補助、貸付、出資、委託等の内容及び支援額並びに年度末現在の県の債務保証額及び損失補償額

オ 県の派遣職員数及び当該派遣職員の従事する業務

カ 公社等の短中長期計画

キ 公社等が県と委託契約をした場合の随意契約の状況（契約金額、理由等）

ク 公社等が行う県民サービスの業務内容

また、「公社等の指導監督要領」は、「15 情報公開」において、「所管部統括監は、公社等自らが事業内容及び経営状況等を積極的に公開するよう指導するものとする。」と定めている。

##### イ 短期経営計画

石垣空港ターミナル株式会社について、過去 3 年分の短期経営計画の策定及び公表の有無を確認したところ、平成 31 年度経営計画、令和 2 年度経営計画、令和 3 年度経営計画が策定され、公表されていた。

##### ウ 中長期経営計画

##### (ア) 中期経営計画について

石垣空港ターミナル株式会社に対し、中期経営計画の策定についてヒアリングを

行ったところ、中期経営計画は策定していないとの回答であった。

上記「(1)」、「ア」のとおり、「公社等の指導監督要綱」は、「10 公社等への支援内容等の公表」において、沖縄県は、中期経営計画を公表することとなっている。

したがって、沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社に対し、中期経営計画を策定するように申入れを行うよう検討すべきである。

**【指摘】**

沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社に対し、中期経営計画を策定するように申入れを行うべきである。

(イ) 長期経営計画について

石垣空港ターミナル株式会社に対し、長期経営計画の策定、公表についてヒアリングを行ったところ、長期計画は平成 23 年 3 月に策定したとの回答を得た。

石垣空港ターミナル株式会社から開示された長期経営計画の内容は、以下のとおりである。

石垣空港タミナル株式会社  
長期経営計画

平成23年3月

石垣空港タミナル株式会社



■ 経営計画の基本的な方針

基本コンセプトを踏まえ、経営計画の基本的な方針を、次のとおりとする。

「安全・安心・快適なサービスの提供と環境への配慮を確実に実施し、継続するため、健全な事業運営の確保を可能にする経営計画を策定する。」

■ ターミナルビル事業の基本的な考え方

- 1) 事業内容は、空港ターミナルビル会社の本業である不動産事業のみとする。
- 2) 施設計画は次のとおりとする。
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内線旅客ターミナルビル</li> <li>・国際線旅客ターミナルビル</li> <li>・貨物ターミナルビル</li> <li>・借地面積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造・地上4階建 平屋建</li> <li>鉄骨鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)・平屋建</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 約12,600㎡</li> <li>延床面積 約1,000㎡</li> <li>延床面積 約2,000㎡</li> </ul>
---	---	---
- 3) 建設費等の投資額、開業前経費、開業後における施設・設備の維持管理費、ビル会社の組織または他空港の事例等を参考に試算して見込む。
- 4) 資金調達には資本金と長期借入金で賄うこととし、資本金は現段階の出資要請先との調整状況に基づき16億8,000万円と設定する。
- 5) 経営計画の対象期間は開業後15年間とし、対象期間内における増改築等による新たな投資の発生は見込まない。
- 6) 開業後は、約10年程度での累積経常損益の黒字転換を目指すとともに、長期借入金の返済が滞ることがないようにする。
- 7) 短期借入金が発生しない(資金ショートしない)ようにする。

石垣空港ターミナル株式会社 長期経営計画

費用の考え方

区分	項目	内訳等	算定の考え方等	備考
建物取得額	建設工事費		旅客ターミナルビル、貨物ターミナルビルあわせて、約54億円	現時点での設定
	設計料		1億9,900万円(うち平成22年度までの実績額は1億8,860万円)	実績額及び現時点における見積額
	監理料		7,000万円	現時点での会社精算に基づく設定
	不動産取得税		建設工事費×80%×4%	
資金需要	資金調達		建設工事費+設計監理料+消費税(還付分除く)+創業費等+利息+運転資金	
	資本金		16億8,000万円	現時点での調整に基づく設定
開業前経費	補助金		国際線施設整備費相当分3億4,640万円	現時点での調整に基づく設定
	長期借入金		所要資金から資本金を減じた額	
	借入金の内訳		無利子資金 18%、有利子資金 82%	
	返済条件		完済予定年度 開業17年目、公庫利息 1.85%/年、銀行利息 3.0%/年	
	創業費等		創立費(会社設立まで)	実績
	運転資金		開業費(会社開業まで)	現時点での実績に基づく試算
	一般管理費		役員	現時点での設定
			平均単価	現時点での設定
			福利厚生費係数	現時点での設定
			事務経費	既存空港の事例より単価を設定
維持費	修繕費		延床面積×6,000円/m <sup>2</sup> ・年	一般的に想定(塩害による割増を考慮)
	清掃費・設備管理費		建設工事費×0.8%	
	警備費		延床面積×5,500円/m <sup>2</sup> ・年	既存空港の事例より単価を設定
	水道光熱費		延床面積×1,500円/m <sup>2</sup> ・年	既存空港の事例より単価を設定
租税公課	固定資産税		予測契約電力1,300kw/月、水道使用予測量130m <sup>3</sup> /日(水道使用量は旅客需要の伸びに応じて増加を見込む)	現時点での会社精算に基づく設定
	建物・附属設備		(建設工事費+設計監理料)×80%×1.4%	
	特殊設備		建設工事費×0.1759%	ヒアリングによる代表的な想定
	借地料		建設工事費×0.2040%	ヒアリングによる代表的な想定
配当源泉	配当率		用地面積×200円/m <sup>2</sup> ・年	沖縄県へのヒアリングに基づく設定
	配当準備額		資本金×3% 配当額×10%	

収入の考え方

区分	項目	内訳等	算定の考え方等	備考
家賃		減価償却費、租税公課、保険料、借地料、長期支払利息、開業前経費、配当源泉税の合計金額を基に算定		
		公共スペースについては、「ビル会社 航空会社 一般テナント=1 1 1」にて按分		現時点での設定
		一般テナントのうち、物販・飲食テナントの家賃は最低保証付きの売上歩合制とする。 (到着旅客1人当たりの売上単価) 物販・460円/人、飲食 180円/人		県内他空港の事例より単価等を設定
		一般テナントの稼働率として90%を想定する		現時点での設定
管理費		長期支払利息、配当源泉は、建物及び附属設備部分と特殊設備部分の総工事費の割合によって按分		一般的な考え方
		人件費、一般管理費、維持費等を基に算定		
使用料		特殊設備 特殊設備使用料は、家賃及び管理費の積算方法と同一考え方に基いて算定		
		有料待合室 その他、有料待合室の使用料を見込む		旅客需要の伸びに連動すると想定
直接費(水道光熱費)		国際線施設 国際線1便あたりの施設使用料 10,000円 × 年間100便		現時点での設定
		広告料 年間の水道光熱費に航空会社及びテナントの負担割合を乗じた額を徴収		
その他		広告料 広告料単価(500千円/面・年) × 50面 - 売上手数料(25%)		現時点での設定
		その他 その他の雑収入として、1,000円/㎡・年を見込む		他空港の事例より単価等を設定
	国際線定期化促進補助金	年間700万円		現時点での設定

主な算定表

表-1 資金需要一覧 (千円)

区分	金額
建設工事費	5,119,000
本体及び付帯工事費(外構含む)	218,000
特殊設備	5,337,000
計	195,000
設計監理料	70,000
監理料	265,000
計	136,000
消費税	(建設工事費+設計管理費) × 5%
不動産取得税	建設工事費 × 80% × 4%
投資額	171,000
開業前経費(建設期間中の利息を含む)	5,909,000
運転資金	538,000
合計	79,000
合計	6,526,000

表-2 資金調達計画 (千円)

区分	金額
資本金	1,680,000
国際線施設整備補助金	345,000
長期借入金	4,500,000
合計	6,525,000

※平成24年度までに還付される消費税を除く

【損益収支表】

(千円)

項目名 (開業後(年目))	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
年次 (開業後(年目))	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)	H36(2024)	H37(2025)	H38(2026)
営業収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家賃収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
償還費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広告料収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直接費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業費用合計	0	44,943	52,435	74,805	701,100	702,111	703,128	704,154	705,186	706,151	707,560	708,616	709,645	710,632	711,620
一般管理費	0	42,440	51,145	72,116	159,650	160,398	161,152	161,915	162,685	163,463	164,249	165,042	165,844	166,653	167,471
維持費	0	0	0	0	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738	132,738
償還費	0	2,504	1,290	684	290	246,738	246,738	246,738	246,738	242,022	242,022	242,022	242,022	242,022	242,022
保険料	0	0	0	0	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449	9,449
租税公課	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
借地料	0	0	0	0	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693	5,693
水道光熱費	0	0	0	0	84,088	84,349	84,612	84,875	85,137	85,400	85,663	85,926	86,189	86,451	86,714
営業利益	0	-44,943	-52,435	-74,805	-701,100	-702,111	-703,128	-704,154	-705,186	-706,151	-707,560	-708,616	-709,645	-710,632	-711,620
営業外収益	0	143	76	182	16	7016	7075	7067	7061	7056	7054	7054	7055	7051	7049
受取利息等	0	143	76	182	16	7016	7075	7067	7061	7056	7054	7054	7055	7051	7049
固定資産売却益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業外費用	19	115	115	47,665	67,710	112,786	108,204	101,741	95,277	88,813	50,834	46,275	41,717	37,158	32,599
支払利息	0	0	0	0	47,550	67,500	80,316	75,736	69,272	62,808	56,345	50,834	46,275	41,717	37,158
長期借入金支払利息	0	0	0	0	47,550	67,500	80,316	75,736	69,272	62,808	56,345	50,834	46,275	41,717	37,158
短期借入金支払利息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰延資産償却	19	115	115	0	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469
経常利益	-19	-44,915	-52,424	-74,623	-701,084	-702,095	-703,105	-704,130	-705,162	-706,145	-707,554	-708,602	-709,630	-710,617	-711,602
法人税等充当額	50	1,289	3,220	4,310	4,310	4,329	4,342	4,355	4,367	4,380	4,393	4,406	4,419	4,432	4,445
税引後利益	-69	-46,204	-55,644	-78,933	-705,394	-706,414	-707,447	-708,485	-709,529	-710,577	-711,626	-712,675	-713,724	-714,773	-715,822
累積経常利益	-19	-44,934	-97,401	-150,331	-203,261	-256,191	-309,121	-362,051	-414,981	-467,911	-520,841	-573,771	-626,701	-679,631	-732,561

4

【 資金収支表 】

(千円)

項目名	年次	H20(2009)	H21(2010)	H22(2010)	H23(2011)	H24(2012)	H25(2013)	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	H32(2020)	H33(2021)	H34(2022)	H35(2023)	H36(2024)	H37(2025)	H38(2026)	H39(2027)	H40(2028)	H41(2029)	H42(2030)
(開業後年目)		-4	-3	-2	-1	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
収入計	158,950	449,027	866,285	2,976,409	3,173,191	463,069	627,890	627,890	597,520	575,459	561,671	555,049	565,262	555,526	539,633	527,430	516,310	506,670	502,073	500,946	503,451	0	0	0
資本金	157,000	338,000	640,000	545,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国際機関融資償還補助金	0	0	0	154,400	192,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
税引後利益	-63	-49,203	-53,694	-124,412	-148,809	-30,919	-24,403	-24,403	-16,138	-7,820	433	44,794	51,130	31,180	46,130	51,819	60,298	53,977	67,819	71,290	74,923	0	0	0
減価償却費	0	2,904	1,290	484	290	246,738	246,738	246,738	246,738	246,738	246,738	242,022	242,022	242,022	218,915	210,521	210,521	210,521	210,521	210,521	210,521	210,521	210,521	210,521
繰延資産償却	19	115	115	115	210	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	32,469	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消費税還付	0	0	0	2,220	135,943	135,738	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期借入金	0	0	0	1,585,000	2,915,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
短期借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新年度繰越金	0	154,611	378,354	806,606	78,555	79,061	373,086	334,452	304,682	282,031	288,233	272,111	282,324	272,588	256,695	244,492	232,372	223,832	219,135	218,008	218,008	218,008	218,008	218,008
支出計	156,950	449,027	866,285	2,976,402	3,173,191	463,068	627,890	627,890	597,520	575,469	561,671	555,049	565,262	555,526	539,633	527,430	516,310	506,670	502,073	500,946	503,451	0	0	0
投資	0	46,620	130,410	2,834,845	3,021,279	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期借入金返済	0	0	0	0	0	90,000	293,438	293,438	293,438	293,438	293,438	282,938	282,938	282,938	282,938	282,938	282,938	282,938	282,938	282,938	282,938	282,938	282,938	282,938
短期借入金返済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰上り償還	2,338	24,052	27,269	42,022	72,852	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
次年度繰越金	154,611	378,354	806,606	78,555	79,061	373,086	334,452	304,682	282,031	288,233	272,111	282,324	272,588	256,695	244,492	232,372	223,832	219,135	218,008	218,008	218,008	218,008	218,008	218,008

【 貸借対照表 】

(千円)

資産合計	157,039	451,037	1,033,034	3,038,622	5,804,812	5,672,606	5,354,765	5,045,189	4,743,931	4,450,976	4,212,762	3,980,974	3,725,216	3,494,408	3,263,289	3,040,649	2,821,688	2,608,370	2,394,722	2,186,305	2,000,000	1,800,000	1,600,000	1,400,000
流動資産	154,611	378,354	608,006	78,555	79,061	373,086	334,452	304,682	282,031	288,233	272,111	282,324	272,588	256,695	244,492	232,372	223,832	219,135	218,008	218,008	218,008	218,008	218,008	218,008
固定資産	966	48,714	176,614	2,670,385	5,665,751	5,199,520	4,920,313	4,679,207	4,468,900	4,162,743	3,934,651	3,708,663	3,453,692	3,237,713	3,016,157	2,806,277	2,597,856	2,387,635	2,176,714	1,966,193	1,750,000	1,534,000	1,318,000	1,102,000
繰延資産	1,528	23,029	47,814	89,701	162,343	129,674	97,406	64,937	32,469	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負債資本合計	157,039	451,037	1,033,034	3,038,622	5,804,812	5,672,606	5,354,765	5,045,189	4,743,931	4,450,976	4,212,762	3,980,974	3,725,216	3,494,408	3,263,289	3,040,649	2,821,688	2,608,370	2,394,722	2,186,305	2,000,000	1,800,000	1,600,000	1,400,000
負債計	108	2,369	0	1,585,000	4,500,000	4,410,000	4,116,562	3,823,124	3,529,686	3,236,248	2,953,310	2,670,372	2,387,434	2,104,496	1,821,558	1,538,620	1,255,682	972,744	689,606	406,868	218,008	160,000	100,000	40,000
流動負債	108	2,369	0	1,585,000	4,500,000	4,410,000	4,116,562	3,823,124	3,529,686	3,236,248	2,953,310	2,670,372	2,387,434	2,104,496	1,821,558	1,538,620	1,255,682	972,744	689,606	406,868	218,008	160,000	100,000	40,000
固定負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期借入金残	0	0	0	1,585,000	4,500,000	4,410,000	4,116,562	3,823,124	3,529,686	3,236,248	2,953,310	2,670,372	2,387,434	2,104,496	1,821,558	1,538,620	1,255,682	972,744	689,606	406,868	218,008	160,000	100,000	40,000
純資産	156,931	448,727	1,033,034	1,453,622	1,304,812	1,262,526	1,238,203	1,222,065	1,214,245	1,214,678	1,259,472	1,310,602	1,341,782	1,387,912	1,441,731	1,502,029	1,566,006	1,633,625	1,704,916	1,779,438	1,858,000	1,948,000	2,048,000	2,148,000
資本金	157,000	493,000	1,135,000	1,680,000	1,660,000	1,660,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,680,000
利益準備金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
利益剰余金	-69	-45,273	-101,966	-226,378	-315,188	-417,034	-441,797	-467,935	-485,755	-485,322	-490,538	-369,338	-325,218	-290,086	-236,269	-177,971	-113,904	-46,374	24,916	44,396	113,000	183,000	253,000	323,000
(発行済株式控除)	3,140	9,900	22,700	33,000	33,600	33,800	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600	33,600
(1株当たり純資産額)	50	45	46	43	39	35	37	36	35	36	36	37	39	40	41	43	45	47	49	51	51	51	51	51
開業後の国内航空旅客需要予測値(千人)				2,041	2,066	2,134	2,181	2,227	2,274	2,320	2,367	2,413	2,460	2,506	2,553	2,600	2,647	2,694	2,741	2,788	2,835	2,882	2,929	2,976



沖縄県のホームページを確認したところ、上記長期経営計画は公表されていない。

上記「(1)」「ア」のとおり、「公社等の指導監督要綱」「10」「カ」において、沖縄県は、長期経営計画を公表することとなっている。

したがって、沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社の策定した長期経営計画を公表すべきである。

**【指摘】**

沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社の策定した長期経営計画を公表すべきである。

また、上記長期経営計画は平成 23 年に策定されているところ、策定後、長期経営計画の達成状況が検証された様子は伺われない。

この点、近年新型コロナウイルスの影響により、令和 2 年度の売上高は同年同期比 15%減の 734, 831 千円、売上原価は 541, 878 千円（同 4. 8%減）、販売費及び一般管理費は 99, 369 千円（同 3. 8%減）、経常利益は 63, 211 千円（同 59. 6%減）となり、法人税等の税引き後当期純利益は 45, 206 千円（同 60. 1%減）となっている。

このように、売上げ等が大幅に減少している状況を踏まえて、長期経営計画の達成の可否を検討し、経営計画の策定に反映させることが望ましい。

**【意見】**

売上げ等が大幅に減少している状況を踏まえて、長期経営計画の達成の可否を検討し、経営計画の策定に反映されたい。

(2) 備品の管理について

ア 固定資産管理規程による定め

石垣空港ターミナル株式会社では、固定資産の管理について、「固定資産の管理については、別に定める「固定資産管理規程」による。」（経理規程第 5 章第 27 条）とし、「この規程の対象となる固定資産とは、耐用年数が 1 年以上でかつ金額 10 万円以上のもので次のものをいう。(1) 有形固定資産 土地、建物、建物付属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、器具備品、建物仮勘定 (2)無形固定資産 営業権、特許権、借地権、商標権、電気ガス水道施設利用権、ソフトウェア」（固定資産管理規程

第1章第2条)と定めるものの、10万円未満の備品の管理について、特段の定めを置いていない。

#### イ ヒアリング結果

備品の管理についてヒアリングを行ったところ、10万円以上の備品の管理については、固定資産管理台帳を作成しており、「毎期末及びその他必要と認めるとき、固定資産台帳の記録と現物資産を照合しなければならない。」(固定資産管理規程第4章第15条)との規程にそって、固定資産台帳の記録と現物照合を行っているとのことであった。

10万円未満の備品の管理については、特に「一覧表」等の書類によって、管理していないとのことであった。

10万円未満の譲受資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。

#### 【意見】

10万円未満の資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。

### (3) ハラスメントについて

#### ア 石垣空港ターミナル株式会社におけるハラスメント規程について

石垣空港ターミナル株式会社は、「セクシュアルハラスメント防止規程」、「パワーハラスメント防止規程」を定めている。

#### イ 相談窓口について

(ア) セクシュアルハラスメント防止規程は、相談窓口について下記のとおり定める。

(セクハラ)の被害者)

第4条 社員は、セクハラ)の被害を受けたときは、可能な範囲で、以下の対応をすることが推奨される。

(1) セクハラ)をやり過ぎることなく、躊躇なく所属長、統括部長またはセクハラ相談窓口に相談する

- (2) セクハラの実行者に対し、不快感を表明し、中止するよう要請し、それでもセクハラが継続するときはセクハラ相談窓口にて被害の申し出をする
- (3) セクハラの日時、目撃者、内容およびセクハラに対して社員が感じたこと、実行者に対して言ったこと、セクハラに対して行った対応等について記録に残す

(セクハラ相談窓口)

第5条 セクハラ相談窓口がセクハラの実相談または被害の申し出を受けたときは、迅速に対応するものとする。相談者または被害者からの情報については、プライバシーに関わる性質のものであることに留意し、厳にその機密を保持するものとする。相談または被害の申し出の取扱いは、統括部長とする。

セクハラ相談窓口は、セクハラの実発生や再発を防止するため、社内報、パンフレット、ウェブサイト掲載用の資料等を作成し、社員の啓発に努めるものとする。

- (イ) パワーハラスメント防止規程は、相談窓口について下記のとおり定める。

(相談窓口)

第6条 パワハラに関する相談窓口は、統括部長とする。相談窓口は、パワハラを受けた当事者に限らず、パワハラを見聞きした者も利用できるものとする。

#### ウ ヒアリング結果について

石垣空港ターミナル株式会社に対し、ヒアリングを実施したところ、①これまでにセクハラ、パワハラの実相談はなかった、②セクハラ、パワハラの実相談窓口は設置されていない、③平成30年4月1日から令和4年6月末日まで統括部長は不在であった、④セクハラ、パワハラについて、社内報、パンフレット、ウェブサイト掲載用の資料を作成していないとのことであった。

この点、上記の「セクシュアルハラスメント防止規程」では、相談窓口を設置することとなっているが、相談窓口は設置されていないため、規程違反が認められる。

また、「パワーハラスメント防止規程」では、統括部長が相談窓口となると定めるが、統括部長は平成30年4月1日から令和4年6月末日まで不在であったことから、パワハラの実相談窓口は同期間設置されていないため、規程違反が認められる。

「セクシュアルハラスメント防止規程」、「パワーハラスメント防止規程」は、いず



れも平成 30 年 4 月 1 日から適用されているところ、セクハラ相談窓口については、  
規程適用後現在まで相談窓口が設置されておらず、パワハラ相談窓口については、適  
用から 5 年 2 ヶ月の間相談窓口が設置されていなかったことになる。

石垣空港ターミナル株式会社は、相談件数が 0 件であったとするものの、相談件  
数が 0 件であることは、セクハラ、パワハラがなかったことによるものというより  
は、相談窓口が設置されていなかったことに加え、セクハラ、パワハラに関する社内  
周知がなされていなかったことによるものと考えられる。

さらに、「セクシュアルハラスメント防止規程」と「パワーハラスメント防止規程」  
とでは、規程上相談の取り扱いが異なっているが、取り扱いを異にする理由はない。

**【指摘】**

「セクシュアルハラスメント防止規程」、「パワーハラスメント防止規程」適用後も規  
程違反が常態的に生じた理由について、早急に総括し、規程違反発生防止に取り組むべ  
きである。

**【指摘】**

セクシュアルハラスメントについて、相談窓口を早急に設置すべきである。

**【指摘】**

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの周知方法を検討すべきである。

**【指摘】**

「セクシュアルハラスメント防止規程」と「パワーハラスメント防止規程」とで相談の  
取り扱いについて、共通の規程を設けるべきである。

(4) 取締役会について

ア 石垣空港ターミナル株式会社から、同社作成の取締役会規則、令和元年 6 月 7 日  
に開催された第 72 回取締役会から令和 4 年 3 月 18 日に開催された第 87 回取締役会  
までの各取締役会の議事録の開示を受けた。

同社は取締役会規則を定めているところ、上記各取締役会は同規則に沿って開催、  
議事進行、決議が行われていた。

イ 取締役規則は、下記のとおり定める。

第4条 定例取締役会は3ヶ月に1回開催する。ただし、必要に応じて臨時取締役会を開催することができる。

ウ 第11期定時株主総会で選任された社外取締役1名は、任期満了までに開かれた合計5回の取締役会のうち1回しか出席しなかった。

この点、社外取締役は、コーポレートガバナンスの強化、客観的な経営助言を行うこと等の役割を期待されて設置される。

しかし、取締役会に1回しか出席しないのでは、かかる役割を全うすることができない。

よって、当該社外取締役の選任が適切だったかを検証した上で、今後の社外取締役選任方法を検討されたい。

**【意見】**

社外取締役の選任が適切だったかを検証した上で、今後の社外取締役選任方法を検討されたい。

## 第7章 沖縄都市モノレール株式会社

### 1 法人の概要

#### (1) 設立年月日

昭和 57 年 9 月 27 日

#### (2) 目的等

##### ア 設立目的

都市モノレールによる定時・定速性の確保により交通事情を改善し、健全な都市機能の維持・発展を図ること。

##### イ 事業内容

- ① 軌道法による一般運輸業
- ② 道路運送法による自動車運送業
- ③ 土地、建物及び施設の売買、賃貸並びに建設業
- ④ 駅施設における食堂、売店及び店舗の経営並びに駐車場の経営
- ⑤ 酒、たばこ、郵便切手及び収入印紙の販売
- ⑥ 生命保険の募集に関する業務及び損害保険代理業
- ⑦ 広告業
- ⑧ 前各号に附帯する一切の事業

##### ウ 事業の目的（ホームページより）

沖縄県における陸上交通の特徴は、軌道系交通機関がなく、専ら自動車交通のみに依存していることである。

沖縄県の政治・経済の中心である那覇都市圏においては、人口や産業の集中及びモータリゼーションの進展により、交通混雑が著しくなっており、公共交通機関として中心的役割を担うバスは交通混雑のため、定時・定速運行が不可能となっており、住民へのサービスが著しく低下し、これがバス利用者を減少させ、さらに自動車交通を増加させ、交通渋滞を招くという悪循環を引き起こしている。

このような交通事情を改善し、健全な都市機能の維持・発展を図るには自動車交通のみに依存する現在の交通体系では限界があり、道路整備と併せて道路空間を効果的に活用し、定時・定速性の確保ができる都市モノレールの導入が必要である。

(3) 所管課

土木建築部都市計画・モノレール課

(4) 所在地

沖縄県那覇市字安次嶺 377-2

(5) 基本財産と県の出資（令和3年度決算値）

ア 資本金

1億円（減資前107億2000万円のうち、県出資金52億6445万円）

イ 株式総数

263,117株

ウ 株主構成

順位	株主名	株数	比率
1	沖縄県	105,289	40.02%
2	那覇市	92,966	35.33%
3	沖縄振興開発金融公庫（以下「沖縄公庫」という。）	40,000	15.20%
4	浦添市	12,322	4.68%
5	沖縄電力（株）	4,200	1.60%
6	（株）琉球銀行	3,150	1.20%
7	（株）沖縄銀行	3,150	1.20%
8	三井物産（株）	1,020	0.39%
9	琉球セメント（株）	1,020	0.39%

(6) 沿革等

ア 設立経緯

モノレールを整備運輸する主体として、那覇市を含めた第3セクターで設立された。

イ 沿革

モノレール事業は、平成8年11月、着工され、平成15年8月、那覇空港駅と首里駅（那覇市所在）の間で供用が開始され、令和元年10月、首里駅とてだこ浦西駅（浦添市所在）の間の延長区間での供用が開始された。

(7) 県の財政支援等の状況（各年度とも決算値）

（単位：円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県補助金等	1,120,109,000	664,478,000	719,347,000
県委託金	391,341,240	303,459,100	240,977,000
県貸付金	0	0	5,800,000
県出資金	63,500,000	0	0
合計	1,574,950,240	967,937,100	966,124,000
県貸付金年度末残高	6,722,674,500	6,722,674,500	6,624,474,500
県の債務保証及び損失 補償額	0	0	0

(8) 組織体制（R4.7.1現在）

ア 役員

常勤取締役 2名（内、県OB1名）

非常勤取締役 7名

常勤監査役 1名

非常勤監査役 3名

イ 職員

職員総数 239名

（内訳：管理職15名（内、県派遣1名）、一般職224名（内、県派遣2名）

## 2 財務状況

### (1) 財務諸表の推移

#### ア 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減
流動資産	4,492	3,785	3,554	△231
固定資産	17,240	16,735	17,201	466
資産計	21,733	20,521	20,755	234
流動負債	2,048	1,317	3,000	1,683
固定負債	18,332	19,232	18,955	△276
負債計	20,381	20,549	21,956	1,407
資本金	10,720	10,720	100	△10,620
資本剰余金	3,142	3,142		△3,142
利益剰余金	△12,510	△13,890	△1,300	12,589
純資産計	1,351	△28	△1,200	△1,172
負債・純資産計	21,733	20,521	20,755	234

科目別の主な内訳と増減内容は次のとおりである。

流動資産：現金預金 2,868 百万円である（前期比 176 百万円減少）。

固定資産：有形固定資産 16,900 百万円である（モノレール 3 両化導入加速化事業（以下「3 両化事業」という。）に係る手付金支出 1,617 百万円増加（建設仮勘定増加）、減価償却△1,235 百万円等により、前期比 539 百万円増加している）。

流動負債：前受金 1,723 百万円である（3 両化事業にかかる県・市からの補助金受領により、前期比 1,442 百万円増加）。

固定負債：長期借入金 18,674 百万円である（約定弁済により、前期比 288 百万円減少している。なお、新型コロナによる営業収益減少に伴い、借入金については令和 2 年度に 1 年間の元金据置のリスク、令和 3 年度、4 年度は年返済元金総額を 3 億円とすることで借入先と合意書を締結している（令和 3 年 3 月 31 日付け「沖縄都市モノレール株式会社の経営支援に関する協定書に関する変更合意書」より））。

純資産：欠損填補の無償減資 13,762 百万円を実行したことから、資本金 10,620 百万円、資本剰余金 3,142 百万円減少し、利益剰余金 13,762 百万円増加した。

沖縄都市モノレール株式会社（以下「モノレール社」という。）は、負債の額が 200 億円以上であり、会社法上の大会社に該当し（会社法第 2 条第 6 号）、会計監査人による会社法監査の対象である（会社法 328 条、会社法第 436 条第 2 項第 1 号）。監査報告書によると、無限定適正意見が表明されている。

なお、平成 19 年度から平成 30 年度までの貸借対照表は、次の通りである。

(単位：百万円)

科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
流動資産	367	986	354	403	685	918
固定資産	26,879	25,279	24,399	22,557	21,230	20,007
資産計	27,246	26,266	24,694	22,961	21,915	20,926
流動負債	1,689	1,688	2,224	1,864	915	964
固定負債	27,029	26,921	25,828	25,345	26,135	25,712
負債計	28,718	28,609	28,053	27,210	27,050	26,676
資本金	7,333	7,333	7,333	7,333	7,333	7,333
資本剰余金						
利益剰余金	△8,805	△9,677	△10,692	△11,582	△12,468	△13,083
純資産計	△1,472	△2,343	△3,358	△4,248	△5,135	△5,749
負債・純 資産計	27,246	26,266	24,694	22,961	21,915	20,926

科目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
流動資産	1,235	1,715	2,333	2,927	3,407	4,513
固定資産	18,906	17,893	18,116	18,484	21,211	21,391
資産計	20,142	19,609	20,449	21,412	24,618	25,904
流動負債	949	1,151	2,144	3,019	5,446	6,420
固定負債	25,284	24,858	24,417	23,981	23,498	22,200
負債計	26,233	26,010	26,561	27,000	28,945	28,621
資本金	7,333	7,577	7,732	7,883	8,269	8,793
資本剰余金			154	306	692	1,216
利益剰余金	△13,430	△13,977	△13,998	△13,778	△13,288	△12,726
純資産計	△6,091	△6,400	△6,111	△5,588	△4,326	△2,717
負債・純 資産計	20,142	19,609	20,449	21,412	24,618	25,904



イ 損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	増減
営業収益	4,261	2,329	2,495	166
営業費	3,595	3,611	3,646	35
営業利益	666	△1,282	△1,150	131
営業外収益	42	36	36	0
営業外費用	137	130	63	△66
経常収益	572	△1,375	△1,177	198
特別利益	6,737	1,079	12	△1,066
特別損失	6,970	1,079	7	△1,071
税引前当期純利益	338	△1,375	△1,172	203
法人税等	122	4	0	△3
当期純利益	216	△1,379	△1,172	206

損益計算書は、「鉄道事業会計規則」（昭和62年運輸省令第7号 改正：平成21年4月国土交通省省令第30号）に基づいて作成している。

営業収益は、主に旅客運輸収入である。平成30年度に入域観光者数999万人となり、翌令和1年度に営業収益は過去最高となったものの、令和元年12月の新型コロナウイルスが確認されて以降、入域観光者数は激減し、営業収益は低いまま推移している。下期以降観光客数も回復傾向にあり、営業収益は前年比166百万円増加した。

営業費、営業外収益、営業外費用については、特筆すべき項目はない。

特別損益については、令和2年度に延伸化事業供用開始に伴う補助金の収益化、それに伴う圧縮損計上があり、反動減となっている。

なお、平成 19 年度から平成 30 年度までの損益計算書（抜粋）は次の通りである。

（単位：百万円）

科目	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
営業収益	2,514	2,536	2,376	2,408	2,545	2,711
営業利益	△616	△546	△713	△594	△602	△383
経常損益	△1,305	△873	△1,015	△886	△882	△636
特別損益	△644	5	3	0.25	0	26
税引前当期純利益	△1,306	△867	△1,011	△886	△882	△610
当期純利益	△1,310	△871	△1,015	△889	△886	△614

科目	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
営業収益	2,917	3,028	3,332	3,586	3,855	4,085
営業利益	142	△126	220	442	657	767
経常損益	348	△319	33	268	502	661
特別損益	4	△223	△50	△12	63	3
税引前当期純利益	343	△543	△17	256	566	665
当期純利益	347	△547	△21	220	490	561

## (2) 財務に関する監査手続

上述したとおり、モノレール社は会計監査人により無限定適法意見の監査報告を受けているため、財務に関する監査手続は下記を除き省略した。

### ア 建設仮勘定

建設仮勘定の期末残高が多額（2,010 百万円）であったため、明細を入手し、資産性のない支出項目の有無を確認した。いずれも 3 両化事業にかかる設計料・工事代金の手付金であり、資産性に問題ないと判断した。

### イ 前受金

前受金残高 1,723 百万円のうち、1,703 百万円は 3 両化事業にかかる県・市からの補助金である。当該補助金については、3 両化事業の設備が事業供用開始される事業年度において収益計上し、固定資産を圧縮記帳する予定であり、特段問題ないと判断した。

### ウ 固定資産減損

「固定資産の減損に係る会計基準 二 減損損失の認識と測定 1. 減損の兆候」によると、減損の兆候がある場合として、「資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」と定められている。

この点に関し、令和 2 年度、令和 3 年度は 2 期連続して営業利益がマイナスとなっており、減損の兆候がある場合に該当する。

同会計基準「二 減損損失の認識と測定 2. 減損損失の認識」によると、「減損の兆候がある資産又は資産グループについての減損損失を認識するかどうかの判定は、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行い、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識する」と定められている。

資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較した社内資料を閲覧したが、計算方法に特段問題は検出されず、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っており、減損損失の認識は不要であると判断した。

この点に関し、会計監査人から会社が入手した「監査結果報告書」においても、「減

損の兆候に係る検討について」、当期の重点監査項目として実施検討されており、監査結果に問題なかったと記載されている。

### 3 監査の結果

#### (1) はじめに

まず、モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について、基本的な指針等、事実経過等を概観した上で、監査の結果を述べ（後記(2)）、次に、その余の点について、監査の結果を述べることとする（後記(3)）。

#### (2) モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について

##### ア 基本的な指針等（総論）

##### (ア) 県の財政支援等に関する指針

沖縄県総務部財務課は、平成13年3月、「公社等社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を策定した。

これは、県が、公社等外郭団体の設立及び管理運営にあたっての留意事項、財政支援の基本的な考え方を示したものであり、国が、第三セクターの設立に当たっての業務の適正かつ健全な設立に当たっての留意事項及び運営の指導監督に当たっての留意事項にかかる「第三セクターに関する指針」（平成11年5月20日付け自治政第45号自治大臣官房総務審議官通知）を示したことから、これを受けて策定されたものである。

この指針には、次のような内容が記載されている。

##### ① 管理運営の指導監督に関する留意事項

公社等外郭団体の経営が累積赤字の増加や改善の見込みがなく、債務超過等により経営が深刻化している場合等にあっては、その原因を検証し、法人や事業の存続を含め抜本的な経営の改善策を検討すること。

また、経営の改善により事業を存続させることとする公社等外郭団体に対しては、速やかに経営改善計画を策定するよう指導等を行うこと。この場合、当該計画及びその進行管理についても、定期的に点検し改善計画が達成されるよう指導を徹底すること。

##### ② 財政支援等の基本的考え方

経営改善計画等に取り組んでいる公社等外郭団体又は事業の健全化に対する財政支援については、公社等外郭団体自らが行う抜本的な改革への取組状況、目標の達成状況やその成果を検証するとともに、県の財政状況を勘案し行うものとする。

県の行政施策や財政状況、公社等外郭団体の事業に対する県民の理解を深め

するため、公社等外郭団体に対する県の財政支援の状況に係るさらなる情報開示の促進を図るものとする。

### ③ 経費別の財政支援等のあり方

公社等外郭団体が国及び県からの制度的補助金又は奨励的補助金の交付を受けてする事業にあつては、地方分権の進展等社会経済情勢の変化により、将来統廃合等の整理がなされることを前提として、これらの変化に柔軟に対応できるように組織、職員定数、財産の取得等を慎重に行い、長期的経営の安定に努めるように措置するものとする。

貸付等外郭団体の資金調達については、自己責任原則に基づき民間金融機関からの借入を原則とし、やむを得ず県から貸し付ける場合にあつては、経営努力により歳出の縮減等に努めることを前提として必要最小限度の額を貸し付けるものとする。その場合、貸付条件、貸付の時期を明確に実行するものとする。

## (イ) 県の指導監督要領

県は、平成 16 年 11 月 19 日、「公社等の指導監督要項」として、公社等外郭団体に対する県の指導監督及び調整に必要な事項を定めた。これには、①公社等に対する財政支援は、財政支援に関する指針（上記(ア)）で示した事項に留意して行うものとする旨、②公社等への支援内容等について、開かれた県政の実現を図るとともに、公社等に対する県の支援に関する県民の理解を深めるために、所定の公社等の情報を公開する旨の定めがある。

## (ウ) 総務省による経営健全化等に関する指針

総務大臣は、各地方公共団体に対し、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成 26 年 8 月 5 日付総財公第 101 号総務大臣通知）を発し、各地方公共団体において第三セクター等の効率化、経営健全化に取り組むよう要請した。

これを踏まえて、総務省自治財政局長は、各地方公共団体に対し、「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」を策定し、この指針の内容に留意して、適切な対処をするよう求めた。

この指針には、次のような内容が記載されている。

### ① 基本的な考え方

第三セクター等の経営が著しく悪化した場合は、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。地方公共団体は、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進め、もって財政規律の強化に努めることが必要である。

第三セクター等の抜本的改革（第三セクター等が行っている事業そのものの必要性や公共性）、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクター等の存廃を含めて判断を行うことを必要とする状況にありながら、取組みが遅れている地方公共団体にあっては、抜本的改革を含む経営健全化について、速やかに取り組むことが求められる。

## ② 経営状況等の把握、監査、評価

i 地方公共団体は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）の趣旨を踏まえ、関係する第三セクター等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について、適切に把握を行うことが必要である。特に、当該第三セクター等に関する地方公共団体の現在及び将来における財政的リスクについて、適切かつ簡明な把握を行うことが必要である。

ii 地方公共団体は、経営・資産債務の状況等を把握した上で、継続的かつ定期的に評価を行うことが必要である。評価に当たっては、外部の専門家の意見等を参考としつつ、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、採算性及び将来見通し等を十分に精査しつつ、第三セクター等以外の事業手法との比較も行い、最終的な費用対効果に留意することが必要である。

iii 第三セクター等の経営状況等について把握、監査、評価を行った結果、現在又は将来における経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合は、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。

## ③ 議会への説明と住民への情報公開

地方公共団体は、議会・住民に対し、第三セクター等の財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクターの経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。

## ④ 公的支援（財政支援）の考え方

第三セクター等は地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として当該第三セクターの自

助努力により行われるべきである。

ただ、当該セクター等が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

公的支援を行う場合にあっても、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないにすることが特に重要である。

このため、地方公共団体と第三セクター等の間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である。その際、第三セクター等が行う事業の公共性、公益性、法人形態、ゴーイング・コンサーン等を踏まえた検討を行うことが求められる。

#### ⑤ 抜本的改革を含む経営健全化

実質的に債務超過であるもの、地方公共団体が多大な財政的リスクを有するものなど、所定の基準に該当する場合は、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき対象とすることが適当である。

事業自体の意義（行政目的との一致度）はあるが、採算性（再生の可能性）がない場合は、次の i ないし v の事業手法のどれかを選択する。

なお、地方公共団体は、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に限って、補助金を投入することもありうる。

- i 完全民営化又は民間売却にする。
- ii 上下分離（資産は地方公共団体（特別会計）にし、運営は民間（指定管理者、委託その他）にする。）
- iii 債務調整を実施（再生）した上で、第三セクター等で引き続き積極的な経営改革を実施する。
- iv 経営体制の変更や大幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施する。
- v 地方公共団体の直営にする。

以上の検討を経て、費用（税金）対効果（行政目的）が確保されているかの最終判断をする。最終判断等の結果、清算を選択することもあり得る。

事業手法として、債務調整を実施（再生）すること又は経営体制の変更や大



幅な経営改革を行うことを前提に、第三セクター等で引き続き実施する場合（上記 iii 又は iv）は、当該事業を第三セクター等の方式で行う理由、地方公共団体の負担・リスク等の見込み等について、議会・住民や利害関係者の理解を得ることが必要である。

第三セクター等の資金調達については、地方公共団体の財政健全化と当該第三セクター等の自主的な経営の観点から、地方公共団体の信用に依存するのではなく、第三セクター等が行う事業自体の収益性に着目した資金調達を始めとする資金調達を基本とするべきである。地方公共団体は、特に公共性、公益性が高い事業を除き、投入した資金を事業収入により回収することが困難と認められる場合は、第三セクター等による事業化を断念すべきである。

#### (エ) 総務省による経営健全化方針の策定・公表の推進

総務省自治財政局公営企画課長は、各地方公共団体に対し、「第三セクター等の経営健全化に関する指針の策定について」（平成 30 年 2 月 20 日付総財公第 26 号）を通知し、相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体において、抜本的改革を含む経営健全化のための方針（経営健全化方針）を速やかに策定し、公表するよう求めた。

この通知は、地方公共団体が出資（原則として 25%以上）を行っている債務超過法人は、経営健全化方針を策定する必要があるとする。

#### イ モノレール社の経営健全化方針

県は、モノレール社が平成 29 年度決算での債務超過額が約 43 億円であり、総務省から同社の経営健全化方針を策定するよう求められたことから、平成 31 年 3 月、同社の経営健全化方針を策定した。

この経営健全化方針には、次のような内容が記載されている。

##### ① 経営状況、財政的なリスクの現状及びこれまでの地方公共団体の関与

モノレール社は、平成 15 年 8 月の開業後、平成 18 年度から現在まで債務超過になっている。その原因は、鉄軌道事業では莫大な初期投資が行われるため、減価償却費の負担が重いこと等が挙げられる。そのため、減価償却費を除いた収支で考えた場合、単年度損益は開業から一貫して黒字となっている。また、鉄軌道事業は、一般に開業後 30 年～40 年での累積損失解消が目安とされており、モノレール社は順調な乗客の伸びに支えられ、中長期経営計画を上回

るペースで単年度黒字化を実現しており、順調に推移すれば令和 7 年度に債務超過解消、令和 19 年度には累積損失解消を達成する見込みである。

業績は比較的順調なモノレール社であるが、開業にあたり借り入れた 320 億円の償還の負担が重いことから、資金繰りは厳しく、平成 20 年のリーマンショックや平成 21 年の新型インフルエンザの流行の際は乗客が減少し、運転資金不足が危惧される時期もあった。

そのため、平成 23 年度、平成 27 年度には、沖縄県、那覇市、沖縄公庫と金融協定を締結し、借入金の返済額を一部軽減する返済条件の見直しを行うなどの経営支援がされている。

モノレール社は、設立当初から借入金も多く、経営環境は開業後から当面は厳しい状態が続くことが予想されており、設立当初から関係団体による様々な経営支援がなされている。

これまでなされた主な経営支援策を挙げると、

- ・ 県、那覇市、沖縄公庫で累計約 124 億円の無利子貸付を実施
- ・ 31 年度開業予定の延長整備にあたり県、那覇市、浦添市合計で約 29 億円の追加出資 やインフラ外施設整備に係る補助を実施
- ・ 県、那覇市、浦添市は毎年 300 万円を拠出し、これまで利用推進策を毎年実施

等があげられる。

また、平成 23 年度の返済条件の見直しにあっては、4 半期ごとに中長期経営計画の進捗を報告するための会合の実施を義務づけており、細かな経営のチェックも継続している。

## ② 抜本的な改革を含む経営健全化の取り組みに係る検討

県においては、モノレールは唯一の鉄軌道事業であることや、都市部の交通渋滞が社会問題化していることから、モノレールが提供する定時・定速の公共交通サービスは欠くことの出来ない重要なものとなっている。また、事業の継続に関しては、これまで一時的に資金不足が懸念されることはあったが、順調な乗客の伸びに支えられ、平成 28 年度決算から単年度収支は黒字に転じており、今後も順調に推移していくことが見込まれる。

そのため、今後は順調な経営を継続し、資金力を蓄え一時的な経済不況等にも耐えられる体力をつけることが肝要である。

しかしながら、順調なモノレールの経営においても、今後の課題点が 2 つあ

る。

1点目は、現在の中長期経営計画では、大型の設備更新の時期を最大限に設定しているが、開業後15年が経過し、予想以上に老朽化が目立った箇所が出てきたため、どのように長寿命化を図り、その更新時期をどうするのか。

2点目は、現在モノレールの混雑が問題視されているため、今後の乗客の伸びに対応した輸送力増強のための大型の設備投資が必要となった場合である。

モノレール社が、平成21年度と平成29年度に実施した利用実態調査の結果では、モノレールは日常的な利用者が増加したことから、県民生活に一層定着してきたといえる。県の経済も拡大を続けており、安定的な事業継続が望める環境にある。このためこの2点の懸念材料にどう対応するかを見極め、今後の中長期経営計画を定めることが重要である。

### ③ 抜本的な改革を含む経営健全化のための具体的な対応

県では、これまでの需要予測を上振れする乗客があるため、需要予測の見直しに着手している。新たな需要予測は、今後も好調に推移するとみられる観光客の伸び等も取り込むため、場合によっては大きく上振れすることも考えられる。

輸送力増強に関しては、県とモノレール社を中心に関係機関を加えた沖縄都市モノレール中長期輸送力検討会議を立ち上げており、新たな需要予測を踏まえた対策や、必要な資金等が示されることとなっている。輸送力増強策が大がかりなものとなる場合は、県、那覇市、浦添市は協調してモノレール社の設備投資の支援が必要となることが予想される。

見直した需要予測や輸送力増強策は新たな中長期経営計画に落とし込むこととなるが、モノレール社では平成31年の延長開業年にその策定作業を行うとしている。県、那覇市、浦添市、沖縄公庫もその作業に関わり、状況に応じて具体的な支援策を提案し、その準備を行っておく必要がある。また、新たな中長期経営計画では、設備更新の時期と内容も見直すことになると思われるが、最も配慮すべきは安全・安心の確保である。その上で施設の長寿命化や設備更新の時期の平準化、規模の適正化を図り、自立経営を前提に中長期経営計画を策定するものとする。

また、債務超過は平成29年度決算で約43億円であり、当面は解消しないため、新たな中長期経営計画の進捗は次年度に設ける沖縄都市モノレール経営健全化検討委員会でチェックを継続する。

ウ モノレール社の経営健全化に向けた取組状況（令和2年3月まで）

(ア) 経営支援に関する基本合意書

県、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社は、令和元年12月24日、モノレール社の安定的な経営を支援するため、基本合意書を締結し、①モノレール社は、3両化事業を着実に実施していくため、令和2年度以降の中長期経営計画を策定し、策定後はこの計画の達成に誠意をもって取り組むこと、②沖縄県、那覇市及び浦添市は、モノレール社の財務の健全化のため、モノレール社の平成30年度決算を踏まえた金融支援を行うことなどが合意された。

(イ) 中長期経営計画の策定

モノレール社は、令和2年3月30日、中長期経営計画（令和2年度から令和6年度まで）を策定した。

その概要は次のとおりである。

令和6年までの間、3両化事業（令和5年頃に実現の予定）に集中投資して、輸送力の増強を図る。

財務基盤の強化として、令和元年度、前年度での債務超過額27億1700万円につき、デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」という。）を行い、債務超過を解消した。

今後は、財務基盤の安定に向けて、次のとおり方針を立てる。

① 資金繰りの安定化

DDS（劣後債）の実施により、債務返済を遅延させる。

令和2年3月に沖縄公庫から10億円の出資を受ける。

資金の安定化に向けて、さらなる増資を検討する。

② 健全な財務体質づくり

単年度黒字を継続し、安定した経常利益の確保を図り、経営基盤の確立につなげる。そのため、コスト削減や費用対効果等を意識した設備投資に努める。

③ 累積損失の解消に向けて

資本政策の多様化を長期的な課題として取り組む。

中長期経営計画での数値目標（令和2年度から令和6年度まで）は、次の表のとおりであった。

(単位百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1日あたりの輸送人員	59,000	60,617	62,280	63,994	65,762
売上高	4,676	4,804	4,937	5,089	5,224
営業費用	4,333	4,301	4,299	4,503	4,582
経常利益	250	418	553	503	566
純資産合計	1,542	1,896	2,368	2,796	3,079
営業利益＋減価償却費	1,691	1,804	1,864	1,963	1,909
設備投資額	3,308	10,058	10,453	4,085	4,726
現預金残高	3,687	3,406	3,092	3,648	2,942

(ウ) 経営支援に関する協定書

県、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社は、令和2年2月、モノレール社の安定的な経営を支援するため、協定書を締結した。

この中で、①モノレール社は、中長期経営計画に着実に取り組み、県、那覇市、浦添市及び沖縄公庫は、中長期経営計画に掲げられたモノレール社の経営課題の実行に協力する旨、②モノレール社は、原則として半期毎（必要に応じて四半期毎）に、経営計画の達成状況について、沖縄県、那覇市、浦添市及び沖縄公庫に報告し、必要に応じて資料提供をする旨、③県、那覇市、浦添市及び沖縄公庫は、3両化事業の実施に当たり必要となる資金につき、モノレール社が金融支援を必要とする場合、資金を貸し付ける等の支援を行うよう努める旨、④モノレール社が、経営計画の達成に取り組んだにもかかわらず、資金不足に陥った場合、県、那覇市及び浦添市は、モノレール社に対し、協議の上、不足する資金を貸し付ける等の行政支援に努める旨などが合意された。

エ 新型コロナによる営業収入の減少等に対する取組状況（令和2年4月以降）

(ア) ゆいレール支援5者連絡会議（以下「連絡会議」という。）

a 連絡会議の実施状況

モノレール社は、令和2年に入り、新型コロナの影響で乗客数が激減して営業収入が大幅に減少したことから、同年3月に策定した中長期経営計画を遂行することが困難な状況になった。

そこで、県、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社は、中長期経営計画を見直しの必要性やその内容について調整するために、連絡会議を立ち上げ、令和2年6月から令和3年3月までの間、連絡会議を4回開催した。

連絡会議での主な議題は、第1回（令和2年6月30日）及び第2回（同年10月28日）が、3両化事業の進捗状況及び事業の資金調達について、第3回（令和3年1月18日）が、中長期経営計画・収支見直し、経営支援に関する協定書の変更について、3両化事業に伴う転貸債（沖縄県、那覇市、浦添市）貸付進捗状況について、第4回（令和3年3月4日）が、中長期経営計画・収支見直し、経営支援に関する協定書の変更合意（案）についてであった。

b 県の連絡会議における対応

沖縄県都市計画モノレール課は、本監査において、県は、連絡会議において、次の観点から、中長期経営計画の見直しの必要性を検討し、変更内容への意見を述べた旨回答した。

- ① 国が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、公共交通は、緊急事態宣言下においても、国民生活・国民経済の安定確保に必要な業務を行う事業者として事業の継続が求められている。また、国土交通省鉄道局から、運行にあたっては、やむを得ず外出する方の移動ニーズに応えること、社会的影響等を考慮した上で減便・運休については、慎重な判断が必要との方針が示されており、地方公共団体には必要な支援を行うこととされている。
- ② 新型コロナ発生以前は、モノレール社は毎年最高乗客者数を達成し順調に利用客数を伸ばし、4期連続単年度黒字を計上していた。延長開業や、好調な沖縄観光の恩恵により、今後も堅調に利用客の増加が見込める状況

であった。さらに、令和元年度はD E S の実施により、債務超過も解消され、経営安定化についてより一層取り組んでいくところであった。

- ③ 新型コロナによる減収は不可抗力であり、モノレール社に起因するものではない。また、県民生活における重要なインフラであり、また未知の感染症で収束の目途が立たないため、当面の経営安定化を図るため、金融支援を実施する必要がある。
- ④ 事業費を除く支出の中で、借入金返済が大きな割合を占めており、貸付金の返済計画等の見直し（リスケジュール）を実施した場合、元金等の返済猶予と手持ち資金を合わせて資金繰りに多少余裕ができ、当面の減収分について補填が行える。
- ⑤ モノレール社の経営安定化や3両化事業を計画どおりに進める必要がある。

#### (イ) 中長期経営計画の見直し（令和3年3月）

モノレール社は、令和3年3月、中長期経営計画（令和3年3月策定版）を策定し、中長期経営計画の見直しを行った。

この中には、次のような内容が記載されている。

##### ① 計画見直しの目的

新型コロナ回復後の輸送力の課題を着実に解決するため、3両化事業に堅実に取り組むとともに、公共交通機関として持続していくために財政基盤を安定化させることとする（見直し後の計画期間：令和3年度から令和7年度まで）

##### ② 計画見直しの主な内容

新型コロナの影響に対する乗客数及び営業収入は、令和8年度に従前の中長期経営計画の需要予測水準に回復すると見込まれる。

令和5年度に運賃改定（3%）を見込んでいる（客単価 207円→213円）

営業費用（人件費、動力日及び経費）、諸税及び減価償却費の見直し並びに長期設備投資の変更をする。

##### ③ 資金繰りについて

モノレール社の令和2年度現預金期末残高見込みは、約30億3200万円となり、従前の計画より約6億5500万円減少する見込みである。新型コロナの

影響により、令和 2 年度、県、那覇市及び沖縄公庫により返済条件のリスケジュールがされ、また、経費削減により資金減少を最小限に食い止めた。

しかし、新型コロナの影響は数年続き営業収入が減少した中では、資金を安定的に確保することが困難である可能性が高いことが収支見直しから明らかになった。

令和 3 年度以降も、3 両化事業を堅実に進めるために、安定的な資金の確保が必要となることから、関係機関に協力を求め、リスケジュール等による金融支援を実行する必要がある。

#### ④ 金融支援について

金融支援として、令和 2 年度に引き続き令和 3 年度から令和 4 年度までの間、返済額の一部のリスケジュールを要請することにする。

#### ⑤ 見直しによる収支計画の結果

新型コロナの影響から乗客数が回復し、単年度損益好転年次は令和 6 年度の見込みである。令和 5 年実施予定の運賃改定が順調に認可承認を得られることが必要であり、承認が得られない場合は、次期中長期経営見直し時に財務状況に応じた対応の検討が必要となる。

累積損失解消年次は、従前の経営計画では令和 22 年度であったが、見直しにより令和 28 年度になる見通しである。

#### (ウ) 「経営支援に関する協定書」に関する変更合意書

県、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社は、令和 3 年 3 月、経営支援に関する協定書（上記ウ(ウ)）について、中長期経営計画の見直しの内容に沿って、条項の一部を変更した。

#### (エ) 県が作成した「経営健全化方針に基づく取組状況」

県が作成した「経営健全化方針に基づく取組状況」には、令和元年度、令和 2 年度及び令和 3 年度における地方公共団体による財政的なリスクへの対応として、次の内容が記載されている。

（令和元年度ないし令和 3 年度）

経営健全化検討委員会を 2 回開催し、事業計画と決算状況の比較、課題等の情報共有を図るとともに、経営状況等の把握や経営改善に向けた取組の支援に努めている。



(令和2年度)

公共交通機関を担う同社の経営安定化及びモノレール3両化を推進するため、市の無利子貸付金の約13.6億円を株式化(D E S)した。

駅に直結した「でだこ浦西パーク&ライド駐車場」を開設、高速道路からの乗り継ぎにより中北部からも利用しやすい環境を整備した。

(令和3年度)

公共交通機関を担うモノレール社の経営安定化を図るため、関係機関と調整のうえ、令和2年度元金返済を1年間猶予し、最終償還期限を1年延長した。

(オ) モノレール社の平成3年度の事業報告

モノレール社の平成3年度の事業報告には、「経営安定化(企業価値向上の取り組み)」として、次の内容が記載されている。

前期に実施した減資(資本金を令和2年度の107億2000万円から1億円に減らし、資本準備金31億4200円を全額減らしたもの)により、繰越欠損金が大幅に解消するなど、財務体質改善が進む一方、長引くコロナ禍で収益の回復に至っていない。

当社としては、このような厳しい経営環境下において、公共交通機関としてのサービスを行い安定的に事業を継続することが、当社の社会的役割として重要であると考え、以下のような経営安定化(企業価値向上)の施策に取り組んでいく。

- ・ 駅舎・車両の商業利用、観光の取り組み
- ・ 令和5年度の3両化運行開始に伴う運輸収入増加に向けた取り組み
- ・ 県庁前駅、那覇空港駅の多客化対応(駅舎増築検討)の取り組み
- ・ モノレール社経営健全化検討会議の定期的な開催
- ・ 事業戦略、資本政策等に関する経営コンサルタントの活用
- ・ 運輸外収入の拡充策としての広告のデジタルサイネージ化
- ・ 事業継続の基盤となる人材の確保と育成

(カ) 総務省による経営健全化方針の取組状況に関する調査結果

総務省は、第三セクター等の経営健全化方針について、年度ごとに、同方針の対象団体における、経営健全化方針の策定状況及びその方針に基づく取組状況を調査し、その結果を地方公共団体・第三セクター等別に公表している。

モノレール社については、県に対する調査結果として、①経営見直し検証及び経営改善に関する取組事項、②県の自己評価の各欄に、次の内容が記載されている

(令和3年度)

① 経営見直し検証及び経営改善

新型コロナウイルス感染症の影響により再び債務超過に陥ったため、関係機関から財政支援を受けて経営安定化を図るとともに、昨年度策定した中長期経営計画の見直しを行った。同時にコロナ収束後を見据えて、輸送力増強や、沖縄Ma a Sの実証実験に取り組んだ。

② 県の自己評価

新型コロナウイルス感染症の影響により再び債務超過となっている。長期債務にかかる償還負担が大きく、今後も厳しい経営状況が見込まれることから継続的に収支状況の把握、経営見直しの検証等を行う必要がある。

(令和4年度)

① 経営見直し検証及び経営改善

昨年に比べ乗客数の増に伴い営業収益は増加し、また各種経費の削減や資本金の減資により経費の増加を最小限に抑えたが、一方で修繕費や燃料高騰による動力費が増加したため、依然厳しい状況が続いている。

② 県の自己評価

可能な限り経費削減に努め、また営業収益の増加をめざし新たな取り組みを実施しているが、長びくコロナ禍や、世界情勢の影響により債務超過額は増加している。経営状況の改善には時間を要し厳しい状況は今後も続くことが見込まれるため、継続的に収支状況の把握、経営見直しの検証を行う必要がある。

オ 監査の結果（モノレール社の経営の健全化及び県の財政の健全化について）

前記アないしエの内容を踏まえて、モノレール社の経営健全化、これに関する県の財政健全化について、監査の結果を述べる。

(7) 第三セクターの経営健全化に関する基本的な考え方

- a 第三セクターは、地方公共団体から独立した事業主体として、公共性、公益性が高い事業を行う法人であり、その経営は原則として当該セクターの自

助努力により行われるべきである。

第三セクターの経営が著しく悪化した場合は、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。そのため、地方公共団体は、関係を有する第三セクターについて、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営の健全化についての取組みを進め、財務規律の強化に努めることが求められる。

第三セクターにおいて、事業自体の意義（行政目的との一致）はあっても、債務超過である場合や多大な財政的リスクがある場合、その事業は採算性がないといわざるを得ないので、地方公共団体は、抜本的改革を含む経営の健全化に取り組むことが求められる。

- b 抜本的な経営健全化が求められる第三セクターについては、第三セクター以外の事業手法との比較も行った上で、最終的な費用（税金）対効果（行政目的）が確保されているか否かを判断する必要がある。

費用対効果が確保されていないとの最終判断に達した場合は、清算を選択することもあり得る。

- c 債務調整を実施した上で、第三セクターで引き続き積極的な経営改革を実施するという事業選択をした場合においても、当該セクターの経営は、原則として当該セクターの自助努力により行われるべきであり、第三セクターの資金調達については、その事業自体の収益性に着目した資金調達を基本とするべきである。

ただ、当該セクターが能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、地方公共団体が公的支援を行うこともやむを得ないものと考えられる。

このような公的支援を行う場合は、支援を漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりしないようにすることが重要である。そのため、地方公共団体と当該セクターとの間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めることが求められる。

- d 地方公共団体は、議会・住民に対し、第三セクターの財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクターの経営諸指標、地方公共団体が行っている財産的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営に至った理由、将来の見通し等について、わかりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である。

(イ) モノレール事業の公共性、公益性について

モノレール事業は、モノレール社の事業目的（前記 1(2)ウ）等に照らして、那覇市、浦添市を含む都市圏において、健全な都市機能の維持・発展を図るために必要なものとして、公共性、公益性が高いものと認められ、事業自体の意義（行政目的との一致）はあるといえる。

(ウ) モノレール事業の採算性について

a モノレール社は、平成 15 年 8 月の開業後、平成 18 年度から現在まで、令和元年度を除き、債務超過の状態が続いており、その要因として、開業にあたり借り入れた 320 億円の償還の負担が重く、資金繰りが厳しい状況にあることが挙げられる。

b モノレール社の営業収益をみると、平成 19 年度以降において、令和元年度までの数年間は、単年度の営業収益が黒字であった。これは、県内外や海外からの乗客数が増加したことによるものとみられる。このことは、モノレール事業の運営として一定の評価をすることはできる。

しかし、同社の営業収益は、長期にわたる債務超過の常態（上記 a）を完全に解消するのに十分なものであったとは認められない。

加えて、モノレール事業は、平成 20 年のリーマンショック、平成 21 年の新型インフルエンザの流行といった経済的、社会的な諸情勢の影響で、営業収益が減少し、運転資金不足さえ危惧される時期もあった。特に令和 2 年度以降、コロナ禍の影響で、営業収益が大きく減少しており、営業収益が完全に回復するためには、あと数年は要するものとみられる。

c 確かに、債務超過は平成元年度に一旦解消されている。

しかし、これは、主に、平成 30 年度の債務超過額 27 億 1700 円につき、D E S（県が 50%、那覇市が 43%、浦添市が 7%の割合で、モノレール社に対する債権を株式化したもの）が実施されたことによるものである。

D E S は、一般に、法人の債務超過を解消する方法として、適法ではあるものの、債権を株式化する点において、さらなる金融支援を伴うものであって、第三セクターの抜本的な経営健全化を図る方策としては、それほど評価することはできないものというべきである。

d このようにみると、県において、モノレール社の経営の健全化は、本来は、営業収益の増加又は経費の削減により、債務超過の状態を解消すること

をもって図られるべきものであることに、改めて留意する必要があると考えられる。

加えて、近時の世界情勢等の影響により、燃料費等の高騰が想定されることもあり、モノレール社による経費の削減に向けた尽力によっても、経費の増加は避けられない状況とみられる

- e 以上によれば、モノレール社における債務超過は、長期的なものであり、完全に解消される見通しが厳しいものというべきである。

この意味において、モノレール社の事業は、採算性が認められないものといわざるを得ない。

したがって、県は、モノレール社に対し、抜本的な経営健全化を進め、同社の営業収益の増加又は経費の削減を図ることにより、債務超過の状態を完全に解消し、モノレール事業を採算性のあるものにする必要がある。

**【意見】**

県は、モノレール社における債務超過が、長期的なものであり、完全に解消される見通しが厳しいことから、モノレール社の事業が採算性の認められないものであることを、改めて留意されたい。

**【意見】**

県は、モノレール社に対し、抜本的な経営健全化を進め、同社の営業収益の増加又は経費の削減を図ることにより、債務超過の状態を完全に解消し、モノレール事業を採算性のあるものにする必要があることを、改めて留意されたい。

(エ) モノレール社による経営健全化を図る方策について

モノレール社は、経営健全化を図る方策の一つとして、経費の削減を掲げている。このことは、株式会社の経営として必要不可欠なものであり、企業努力として評価できるものではある。しかし、モノレール社の事業の採算性に関する事情（前記ウ）に照らすと、経費の削減は、抜本的な改革を含む経営健全化に向けた方策としては、十分なものとは認められない。

また、モノレール社は、営業収入を増やすために3両化事業を進めている。3両化事業は、乗客の増加による営業収入の増加に加えて、乗客による混雑の

緩和やモノレール（ゆいレール）のイメージアップにもつながる点等において、評価できるものではある。しかし、モノレール社の債務超過に関する状況等に照らすと、3両化事業による営業収益の増加等は、抜本的な改革を含む経営健全化に向けた方策としては、十分なものとは認められない。

モノレール社は、令和3年度の事業報告において、経営安定化の取り組みとして、他にも駅舎・車両の商業利用・観光の取り組みなどを挙げている（前記エ(オ)）が、これらも、抜本的な改革を含む経営の健全化に向けた方策としては、十分なものとは認められない。

以上によれば、モノレール社の事業は、自らの経営努力だけでは、抜本的な経営健全化を図るために十分な方策を講じることが困難な状況にあるというべきである。

#### (ウ) 事業手法の選択について

県が策定したモノレール社の経営健全化方針によれば、県は、総務省の経営健全化等に関する指針で示された、抜本的改革を含む経営の健全化を図る事業手法に関する選択肢（前記ア(ウ)⑤）のうち、債務調整を実施した上で、第三セクターで引き続き積極的な経営改革を図る手法(iii)を選択したものと認められる。

モノレール事業の公益性、公共性に加え、乗客数の増加により営業収益が一定程度増加した時期もあったこと、県が、那覇市及び浦添市とともに、モノレール社の株式の過半数を保有していること、モノレール社の取締役のうち相当数が地方公共団体の首長又は副首長であること、このように、県が、那覇市及び浦添市とともに、モノレール社の経営に相当程度関与してきたこと（後記3(1)）等に照らすと、モノレールの事業について、上記のような事業手法を継続することも、経営判断として、あり得るものといえる。

#### (エ) 費用対効果の判断について

県は、上記の事業手法を選択する場合においても、費用（税金）対効果（行政目的）が確保されているか否かを、継続的に判断する必要がある。このことは、モノレール事業について、採算性のあるものにするとともに、第三セクターにより継続することの当否を判断するためにも、重要である（前記(ア) b）。

確かに、モノレール事業について、事業の目的（前記1(2)ウ）は一定程度で

達成されているとはいえる。しかし、県がモノレール事業に相当多額の金融支援をしている現状（後記(カ)）にも照らすと、県が、モノレール事業において、費用に対する効果が確保されているか否かについて適切に判断することは、ますます重要になっているというべきである。

しかるに、県が、モノレール事業における費用対効果について、どのように判断しているのか否かは、監査の過程において、確認することができなかった。この判断が未了であれば、その判断を適切な方法でした上で、判断結果を明らかにする必要があると考えられる。

#### 【意見】

県は、モノレール事業において費用対効果が確保されているか否かについて、判断が未了であれば、その判断を適切な方法でした上で、判断の結果を明らかにされたい。

#### (キ) 県のモノレール社に対する金融支援の在り方について

##### a 金融支援に関する経緯

県は、那覇市、浦添市、沖縄公庫とともに、モノレール社の経営を支援するために、平成31年までの間、那覇市、沖縄公庫で累計124億円の無利子融資、同年の延長整備に当たり、県、那覇市、浦添市で合計約29億円の追加出資等を行ってきた。

県は、モノレール社に対し、毎年度、相当額の補助金を交付している。県からの補助金は、この数年間、3両化事業の資金に充てられており、また、損益計算書上、補助金を特別利益とし、固定資産圧縮損を特別損失として計上されており、補助金に対する課税の減額又は繰り延べが図られている。

県は、平成31年3月、経営健全化方針を策定した後、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社との間で、令和元年12月に経営支援に関する基本合意書、令和2年2月に経営支援に関する協定書をそれぞれ締結し、金融支援に関する方針を定めてきた。

県は、那覇市及び浦添市とともに、令和元年度にDESを行い、当時の債務超過額約27億円と同額の債権につき、県は50%、那覇市は43%、浦添市は7%の割合で、株式化した。

モノレール社は、令和2年2月、中長期経営計画を策定して、財政基盤の安定に向けて、資金繰りの安定化、健全な財務体質づくり、累積損失の解消

に向けた取組みに関する方針を示した。

モノレール社は、新型コロナの影響で営業収入が大きく減少するようになった令和2年4月以降、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社との間で連絡会議を開催して、中長期経営計画の見直し等について検討し、令和3年3月、中長期経営計画を見直した。

県は、令和2年度、那覇市及び沖縄公庫とともに、モノレール社に対する貸付金について、返済計画の見直し（リスケジュール）を行うなどして、当面の減収分に対する補填を図った。

モノレール社は、令和3年3月に見直した中長期経営計画において、令和3年度以降も、3両化事業を堅実に進めるために、安定的な資金の確保が必要となるとし、また、関係機関に協力を求めて、リスケジュール等による金融支援を実施する必要があると、令和3年度及び令和4年度に返済額の一部につきリスケジュールを要請することとしている。

このように、県は、モノレール社の事業に対し、相当多額の金融支援を行ってきており、今後も必要に応じて金融支援を行っていく姿勢を示している。

## b 検討

### (a) モノレール社に対する金融支援の基本的な在り方について

第三セクターの経営は、原則として当該セクターの自助努力により行われるべきであり、第三セクターの資金調達はその事業自体の収益性に着目した資金調達を基本とすべきものである。地方公共団体が第三セクターに対して金融支援をすることは、当該セクターが能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費に対するものについて、やむを得ないものとして許される（前記(ア) c)

これをモノレール社についてみると、県のモノレール社に対する金融支援は、モノレール社の経営状況に照らすと、第三セクターにおける資金調達の基本（事業自体の収益性に着目した資金調達）に適ったものとは認められない。

そうすると、県のモノレール社に対する金融支援は、同社が能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的



に困難と認められる経費について、必要な限度で行うことが求められる。

これまでの金融支援に関する経緯等をみると、県のモノレール社に対する金融支援は、このような見地も踏まえた上で行う必要があると認識していたであろうとは推察される。

しかし、モノレール社は、長期的に債務超過の状態にある上、これを完全に解消するだけの営業収入が得られる見通しも厳しい状況にある。

したがって、県は、モノレール社が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費についてのみ、必要な限度で金融支援をすることが許されることに、今後も留意する必要があると考えられる。

また、公的支援を行う場合にあっては、支援を漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりしないようにすることが重要である。このため、地方公共団体と当該セクターとの間で、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくことが必要である（前記(ア) c)）。

前記 a の概況に照らすと、県は、平成 31 年に経営改善化方針を策定した後、那覇市、浦添市、沖縄公庫及びモノレール社との間で、経営支援に関する基本合意書又は協定書等を締結し、令和 2 年 4 月以降、コロナ禍による営業収入の大幅減への対応を迫られた後も、モノレール社に対する金融支援を漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりすることがないようにする必要があると認識してきたであろうとは推察される。

しかし、「長びくコロナ禍や、世界情勢の影響により債務超過額は増加している。経営状況の改善には時間を要し厳しい状況は今後も続くことが見込まれる」（平成 4 年度における県の自己評価）ことに照らすと、県は、改めて、モノレール社に対する金融支援を漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりしないようにすることに留意する必要があると考えられる。

## 【意見】

県は、モノレール社に対する金融支援について、改めて、次の点に留意されたい。

- ① モノレール社に対する金融支援は、同社が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費についてのみ、必要な限度で行うことが許されること
- ② モノレール社に対する金融支援について、漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりしないようにすること
- ③ モノレール社に対する金融支援について、上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくこと

### (ク) 県のモノレール社に対する債権管理について

- a 地方公共団体における債権管理（特に履行期限の延長や債務の免除）に関する基本的なあり方

地方自治法 240 条 3 項は、普通地方公共団体の長は、債権について、政令に定めるところにより、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる旨定めるところ、地方自治法施行令 171 条の 6 第 2 号は、普通地方公共団体の長は、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行を延期することが徴収上有利であると認められるときは、その履行延期を延長する特約又は処分をすることができる旨定める。

これらの規定は、普通地方公共団体の債権における履行期限の延期又は債務の免除について、債権管理の適正化、ひいては財政運営の適正化を図ったものと解される。県も、令和 3 年 3 月、沖縄県債権管理条例を制定しており、その目的として、県の債権の管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを定めている（1 条）。

そして、地方自治法 96 条 1 項 10 号は、普通地方公共団体の議会は、所定の場合を除くほか、権利を放棄する事件につき議決しなければならない旨定める。その趣旨は、普通地方公共団体はその債権の放棄をするに当たり、その適否の実体的判断が、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられていることにあると解される。

b モノレール社に対する債権管理に関する事件について

県のモノレール社に対する金融支援に伴う債権管理について、近時、次のような事件が報道された。

- ① 県は、平成 13 年と平成 16 年、それぞれモノレール社に事業資金を貸し付けた際、利率を約 1.42%（平成 13 年）、約 1.6%（平成 16 年）としていたところ、その返済が終わっていない平成 29 年、同社との合意により、利率を 0.08% に引き下げた。県は、この利率の引下げにより、合計約 1 億 3989 万円の債権を放棄したことになるが、地方自治法 96 条 1 項 10 号に違反して、この債権放棄につき、県議会に諮っていない（令和 4 年 11 月 22 日の琉球新報、沖縄タイムスの各報道による）。
- ② 県は、平成 12 年度から平成 15 年度にかけて、モノレール社に事業資金のために貸し付けた債権について、平成 23 年度、その返済を 1 年猶予した後、平成 24 年度、返済を再開した際、利率の計算を誤った（利率の再計算をせずに、誤って返済猶予前と同じ利率を設定した）。そのため、県は、モノレール社に対し、約 10 年間にわたり、約 1900 万円を過少に請求していた（令和 5 年 2 月 22 日の琉球新報、同月 23 日の沖縄タイムスの各報道による）。

c 検討

(a) ①の事件について、県の補足説明によれば、県が議会に提出した議案では、債権の放棄額は、平成 12 年度貸付金につき 2324 万 8964 円、平成 15 年度貸付金につき 2395 万 7036 円（合計 4720 万 6000 円）とされた。

①の事件は、県において、モノレール社に対する貸付債権における利率の引下げが、このような相当多額の債権の放棄（地方自治法 96 条 1 項 10 号）に当たることを認識すべきであったにもかかわらず、これを認識せず、その結果、この件を事前に県議会に諮らなかつたものと認められる。

この事件は、県が、この利率の引下げが債権放棄に当たるといふ、債権管理上基本的な事項を認識できなかったために、地方自治法 96 条 1 項 10 号に違反し、この規定の趣旨（上記 a）に反する事態を生じさせたものであつて、財政の適正化を図る観点に照らしても、単なる「事務手続のミス」で済む問題ではないというべきである。

(b) ②の事件は、県の補足説明によれば、県において、モノレール社に対する貸付債権について、返済の猶予期間の経過後に返済を再開するに当たり、返済猶予をする前の貸付残高を基準に利息を計算すべきであったにもかかわらず、返済猶予がされずに返済されたものとして算定した貸付残高を基準に利息を計算したため、約10年間にわたり、約1970万円を過少請求していたものと認められる。

この事件は、県が、貸付債権における利息の計算において貸付残高の算定を誤った点や、その誤りを約10年間にわたり認識できず、約1970万円を過少請求し続けた点において、著しく不適切な債権管理を行ったものであり、財政の適正化を図る観点に照らしても、単なる「事務手続のミス」で済む問題ではないというべきである。

(c) 県のモノレール社に対する債権管理において、このような誤りを防ぐためには、債権管理に関する法令の規定の内容及び趣旨等を改めて踏まえた上で、これに適った事務処理を行うべきであるとともに、複数の関係職員によるチェック体制を構築し、これを適正に履行すべきであると考えられる。

#### 【指摘】

県は、モノレール社に対する債権管理において、次の点に留意すべきである。

- ① 債権管理の適正化に関する法令の規定の内容及び趣旨等を改めて踏まえた上で、これに適った事務処理を行うべきであること
- ② 債権管理に関する事務処理に当たり、複数の職員によるチェック体制を構築し、これを適正に履行すべきであること

(ケ) モノレール社の経営健全化、これに関する県の財政健全化に向けた今後の方針について

a 以上によれば、モノレール社の経営健全化に関して、依然として厳しい状況にある上、県の同社に対する金融支援は、相当多額なものに達しており、県の財政健全化を図る観点に照らしても、もはや看過できない事態になっているといわざるを得ない。

モノレール社の営業収入は、3両化事業により輸送力が増加する見通し等を考慮しても、モノレール社の抜本的な経営健全化を図るには十分なも

のとは認められない。他方、経費の面では、開業から相当年数が経過し、設備が老朽化すること等から経費の負担が増えるおそれや、今後も、経済的、社会的な状況等により、想定外のものも含め、経費の負担が増加するおそれがあり、このような経費の負担は避けることは極めて困難であるといえる。

- b このようにみると、モノレール社の抜本的な経営健全化、これに関する県の財政健全化を図るためには、県は、モノレール社に対し、より積極的な経営改革を図るために、モノレール事業による収入をさらに増加させる方策を積極的に講じる必要性が高いと考えられる。

この点、モノレール社の令和3年度の事業報告には、「浦添延長した4駅における交通結節機能の強化による集客の取り組みも重要であり、てだこ浦西駅周辺の土地区画整理事業の進捗が大きく期待されるなか、路線バスや地域のデマンド交通との結節促進に取り組んでまいります。さらに、観光客の回復や幸地インターチェンジの供用開始を見据えた、レンタカーとの連携強化や高速バスとの結節促進に取り組んでまいります。」と記載されている。

例えば、県は、経営健全化方針に基づく取り組みとして、てだこ浦西駅に直結した「てだこ浦西駅パーク&ライド駐車場」を開設し、高速道路からの乗り継ぎにより中北部からも利用しやすい環境を整備したことを挙げる。このことは、同駅周辺の開発等とあわせて、同駅の利用客及び営業収益を増加させ、より積極的な経営改革を図るための方策として、一定の評価をすることはできる。しかし、同駅周辺の状況に照らすと、この開発をさらに進める方策を講じることが、モノレール社の抜本的な経営健全化を図るために必要であると考えられる。

#### 【意見】

県は、モノレール社の抜本的な経営健全化に向けて、より積極的な経営改革を図る必要がある、そのために、モノレール事業による営業収益をさらに増加させる方策を積極的に講じる必要性が高いことを、改めて留意されたい。

(2) 議会・住民に対する説明の在り方について

a 地方公共団体は、議会・住民に対し、第三セクターの財務書類や将来負担額等を報告・公表することに加え、第三セクターの経営諸指標、地方公共団体が行っている財産的支援とそれに伴う財政的なリスク、現在の経営に至った理由、将来の見通し等について、わかりやすい説明を行い、理解を得ることが必要である（前記(ア) d）。

b これをモノレール社についてみると、同社は、事業年度ごとに事業報告及び財務諸表等をホームページ等で公表しており、令和3年度の事業報告には、同社の経営健全化に関して対処すべき課題として、経営安定化（企業価値の向上）の取り組みや、輸送力増強や交通結節機能強化の取り組みについて記載されている。

県は、平成31年2月に策定した経営健全化方針及び令和元年度の経営健全化方針に向けた取組状況を、ホームページに公表している（ただし、令和2年度、令和3年度の経営健全化方針に向けた取組状況は、ホームページで公表されていない。）。

また、モノレール社は、中長期経営計画（令和3年3月に見直された内容を含むもの）については、サマリー（1枚に図面化したもの）をホームページに公表しており、その中には、財政基盤の強化に向けた方針や取組みの骨子について記載されている。

c これらによれば、モノレール社の経営状況、県の同社に対する金融支援の概況については、相当程度の情報が公表されており、また、経営健全化方針には、同社の平成31年当時の経営状況及びこれに至った経緯等が説明されているとはいえる。

しかし、県のモノレール社に対する金融支援に伴う財政的リスク、現在の経営に至った理由、将来の見通し等については、県がモノレール事業の費用対効果に関して判断しているか否かが明らかでないこと（前記(カ)）もあり、わかりやすい説明がされているとは認められない。

県は、議会又は住民に対し、これらの事項について、わかりやすい説明をして、県民の理解を得るように図っていく必要があると考えられる。

**【意見】**

県は、議会又は住民に対し、モノレール社の財務書類や将来負担額等、経営諸指標、県の同社に対する金融支援の内容に加え、県の同社に対する金融支援に伴う財政的リスク、現在の経営に至った理由、将来の見通し等について、よりわかりやすい説明をして、県民の理解を得るように図られたい。

#### 4 その他について

##### (1) モノレール社の役員構成、活動状況等について

###### ア 役員構成、職歴等

役員構成、職歴等は、令和3年6月21日から令和4年3月までの間、次のとおりであった。

代表取締役社長	渡慶次 道 俊
	元琉球銀行常務、福山ホールディングス常勤顧問
取締役副社長（非常勤）	城 間 幹 子
	那覇市長（当時）
常務取締役	上 原 国 定
	元県土木建築部長
取締役（非常勤）	謝 花 喜 一 郎
	沖縄県副知事（当時）
取締役（非常勤）	知 念 覚
	那覇副市長（当時）
取締役（非常勤）	大 城 千 栄 美
	浦添副市長
取締役（非常勤）	國 場 幸 一
	株式会社国場組代表取締役会長
取締役（非常勤）	喜 久 里 忍
	琉球セメント株式会社代表取締役社長
取締役（非常勤）	佐 々 木 正 茂
	株式会社JAL、JTAセールス代表取締役社長
常勤監査役	渡慶次 憲 義
	元沖縄公庫理事
監査役（非常勤）	町 田 優
	沖縄県信用保証協会会長（当時）（元沖縄県企業局長）
	（上記期間中に、町田優は辞任し、その後任として、岩井健一（沖縄県信用保証協会会長）が就任した。）
監査役（非常勤）	小 橋 川 邦 也
	元那覇市建設管理開発部長
監査役（非常勤）	山 城 正 保



## 株式会社沖縄銀行代表取締役頭取

### イ 役員が取締役会への出席状況

令和3年6月から令和4年3月までに行われた取締役会(合計4回)の議事録に、欠席者として記載された役員は、次のとおりである。

(令和3年度第2回 令和3年6月21日)

取締役 城間幹子、謝花喜一郎

監査役 町田優

(令和3年度第3回 令和3年9月24日)

取締役 城間幹子、謝花喜一郎、大城千栄美

監査役 山城正保

(令和3年度第4回 令和3年12月15日)

取締役 城間幹子、謝花喜一郎、喜久里忍

(令和3年度第5回 令和4年3月22日)

取締役 城間幹子、喜久里忍

### ウ 監査の結果

令和3年6月21日から令和4年3月までの間に行われた取締役会において、取締役(非常勤)のうち、那覇市長は、いずれも欠席し、沖縄県副知事は、4回のうち3回欠席している。

社外取締役は、コーポレートガバナンスの強化、客観的な経営助言を行うこと等の役割を期待されて設定されるものである。しかし、このような取締役会への欠席が多い取締役は、このような役割を全うすることができないというべきである。

那覇市長が取締役会に欠席するのは、那覇副市長が取締役会に出席していることが背景にあると推察されるが、社外取締役の役割に照らすと、このことをもって那覇市長が取締役会に欠席してよいとはいえない。

よって、当該社外取締役の選任が適切だったかを検証した上で、今後の社外取締役の選任方法及び取締役会の開催時期を検討されたい。

**【意見】**

社外取締役の選任が適切であったかを検証した上で、今後の社外取締役の選任方法及び取締役会の開催時期を検討されたい。

(2) 令和3年度の委託契約について

ア モノレールの駅の自由通路の維持管理について

県とモノレール社は、県が所管するモノレールの駅の自由通路の維持管理について、令和3年3月31日、平成15年8月1日付けで交わした覚書に基づき、委託契約書を交わした。

この委託契約書には、次のような内容が定められている。

- ① 業務内容は、県が所管する10駅の自由通路において、施設の清掃、施設の維持修繕、エレベータやエスカレーターの保守点検及び運行管理等とする。
- ② 業務の委託費は、1億2227万6000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- ③ 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は背負わせることはできない。

契約の主たる部分（契約金額の95%を超える業務。企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務）を第三者に委任し、又は背負わせることはできない。

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。

- ④ 委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、自由通路等清掃業務、自由通路維持修繕業務、設備保守点検業務とする。
- ⑤ 契約の一部を第三者に委任し、又は背負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

イ モノレールの分岐器の維持修繕業務について

県とモノレール社は、令和3年6月22日付けで、モノレールの分岐器の修繕業務に関する委託契約書を交わした。

この委託契約書には、次のような内容が記載されている。

- ① 業務内容は、首里分岐器と入出庫分岐器の維持修繕とする。

- ② 業務の委託費は、1 億 3317 万 7000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- ③ 契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は背負わせることはできない。
- 契約の主たる部分（契約金額の 95%を超える業務。企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務）を第三者に委任し、又は背負わせることはできない。
- 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることができない。
- ④ 委託先が第三者に委任し、又は請け負わせることができる業務等の範囲は、施設の維持修繕業務とする。
- ⑤ 契約の一部を第三者に委任し、又は背負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

#### ウ 監査の結果

これらの委託契約について、特に指摘すべき事項はない。

### (3) 令和 3 年度の補助金の交付について

ア 沖縄県補助金等の交付に関する規則 4 条 1 項は、知事は、補助金等の交付申請があったときは、申請書類等の審査等により、当該申請に係る補助金等の交付が法令等及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金等の交付の決定をしなければならない旨定める。

そして、沖縄都市モノレール事業補助金交付要綱は、1 条において、知事は、モノレール事業を促進するため、モノレール社が行う事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする旨、3 条において、モノレール社は、補助金の交付申請において、補助金交付申請書、補助金交付申請総括表及び補助金関連事業概要書に補助対象事業の当該年度の収支予算書を添えて知事に提出しなければならない旨、4 条において、知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、関係書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を会社に通知する旨を定める。

イ モノレール社は、令和 3 年度の補助金について、令和 3 年 4 月 1 日付けで、3 両化事業について、同年度の工事費等約 39 億 99 百万円のうち、16 億 36 百万円につき、補助金の交付を申請し、県知事は、同年 6 月 30 日付けで、この補助金の交付を決定し、その旨をモノレール社に通知した。

ウ 監査の結果

これらの補助金の交付について、特に指摘すべき事項はない。

## 第8章 総括

### 1 指摘・意見一覧

本報告書における指摘・意見の内容と該当頁等を取りまとめた一覧表は次の通りである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第2章 総論	2 監査対象とする公社等外郭団体の選択方法等	9	○		過去の包括外部監査報告に対する措置を適切に実施し、措置状況について、速やかに公表すべきである。
	4 公社等外郭団体の財政支援等に関する指針について	11	○		国から発出された通知、指針の内容を検討した上で、「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を実情に合わせて改定すべきである。
	5 短中長期計画の公表について	12	○		県が公表すべきものと定めている短中長期計画について、短期計画、中期計画、長期計画をそれぞれ作成するよう指導すべきである。
		12	○		県において、短期計画、中期計画、長期計画についての定義を示すなど、計画期間について一定の基準を示すべきである。
		12		○	短中長期計画について、記載すべき項目等を提示するなど、作成内容について、一定の基準を提示されたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	2 財務状況 (2) 財務に 関する監査 手続 ア 会計監 査人設置に ついて	19		○	法人の規模、監事の関与状況に照らす と会計監査が十分とはいいがたく、会 計監査人の設置を検討されたい。
	2(2)ウ 経理 規程につい て	20 ～21		○	「一般財団法人沖縄観光コンベンショ ンビューロー会計規程」について、以 下の問題点等が散見され、見直しを検 討されたい。 ・第4条：出納役と出納員に総務部長を 充てるとあるが、出納員は別の担当者 を充てられたい。 ・第7条：現在、入金伝票、出金伝票、 振替伝票は使用していないが、依然と して伝票会計を前提とした記述となっ ており、見直されたい。 ・第5章と第6章：棚卸資産、固定資 産、消耗品等の記載が混在しているた め、整理されたい。 ・第44条：固定資産の減価償却につい て、間接償却法とあるが決算書は直接 償却法となっており、見直されたい。
	2(2)カ 切 手、収入印紙 について	22		○	切手についても枚数管理し、定期的に 受払簿と現物の照合をされたい。
	2(2)キ 固定 資産につい て	22		○	後日の検証に備え、固定資産台帳と現 物との照合を実施した証跡を残されたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	2(2)ク 各種 引当金につ いて	22		○	12月から3月までの4か月分については、期間損益計算適正化の観点から決算時に賞与引当金の計上を検討されたい。
	2(2)ケ 予定 価格の積算方 法について	23		○	予定価格積算に際し、プロパー社員従事分を直接人件費に計上することを検討されたい。
	3 業務委託 契約に関する 監査結果 (2) 特命随意 契約について オ OCVB との 随意契約の契 約金額につ いて	38		○	OCVB に発注した委託事業について、一層、公募への移行を検討されたい。
	3(2)カ OCVB が受注した事 業の再委託に ついて	38		○	仮に、OCVB が関わるべき事業であったとしても、OCVB は多岐にわたって再委託業務として民間業者に発注しているのだから、OCVB が再委託業務として発注している業務について、別途、県が一般競争入札や公募等によって発注することはできないのか等について検討されたい。
3(3) 事業の 継続について	40	○		沖縄県 PDCA 実施結果について、「沖縄県 PDCA における主な取組の検証・施策の総括実施要領」に定めている通り、前年度の委託事業については、毎年度の夏頃までに検証等を実施し、翌年度の予算編成等に活用すべきであり、遅くとも、検証等を実施した年度の3月末までには公表すべきである。	

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(3) 事業の 継続について	40		○	OCVBに発注している事業（特に特命随意契約を締結している12事業）について、PDCA実施結果を踏まえて、今後も安易に継続的に事業を展開することなく、事業そのものの必要性等について検討されたい。
	3(4) 再委託 について イ OCVBに対 する業務委託 に関する再委 託制限	45		○	<p>県からの「再委託の条件」を再委託先に遵守させることを明確にするため、OCVBと各再委託先との間で作成される再委託契約書における再々委託制限条項については、以下のような規定を検討されたい。</p> <p>第●条（再委託）</p> <p>1 乙（OCVBからの再委託先）は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に書面による甲（OCVB）の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する者に対する再委託を禁止する。</p> <p>(1) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者</p> <p>(2) 県の指名停止措置を受けている者</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者</p> <p>(4) 法人その他の団体であつて、その役員が次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 破産者で復権を得ない者</p> <p>イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（後略）</p>



該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(4) 再委託 について	46	○		再委託申請書における「再委託先の適格性」のチェック項目について、機械的にチェックするのではなく、再委託先が未定の際には適格性の判断はできないのであるから、いずれのチェック項目も外すべきである。
	3(5) 委託料 の概算払いに ついて	47		○	委託業務未完了の状態において、上限9割もの支払が可能となる旨の規定について、見直しを検討されたい。
		47		○	概算払いが可能となる条件として、実績・進捗状況に応じた支払等の客観的な基準を検討されたい。
	3(6) 提出書 類の名称統一 について	48	○		契約書及び仕様書には、業務完了後に提出すべき報告書の名称を統一して記載すべきである。
		48	○		委託業務完了届及び実績報告書のモデル書式を示し、統一したものを提出させるべきである。
	3(7) 旅費の 見積について	49	○		各委託事業において、明確な旅費算定基準に基づき、統一的な見積を算定すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8) 前記(1) ①～⑮の各 事業委託業 務に関する 監査結果	51		○	実施計画書の業務内容については、仕様書の業務内容に基づいて作成されたい。
	ア ①令和 3年度 離島 観光活性化 促進事業	52	○		実施計画書に記載された業務内容と事業費見積書に記載された業務内容は、出来る限り統一して記載するよう指導すべきである。
	3(8)イ ②令 和3年度 教 育旅行推進 強化事業	53	○		実施計画書の変更がある場合、契約書2条3項に基づく変更であるのか、契約書4条1項に基づく変更であるのか、統一した手続を行うべきである。
		54		○	「安全・安心な修学旅行実施のためのバス等増車支援」という追加業務について、別途発注することなく、OCVBの随契として本事業に組み入れる必要性があったのか検証されたい。
		55	○		再委託承認申請を行い、再委託条件を付した上で再委託承認がなされた場合、当該再委託条件を遵守させる再委託契約（契約名称が「売買契約」等であっても、契約内容に再委託の実態がある場合を含む）を締結するよう指導すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)イ ②令 和3年度教 育旅行推進 強化事業	56	○		請書においても、「再委託先に対し一括 再々委託の禁止の義務付け」、「再委託 先に対し、暴力団関係者や指名停止業 者への再々委託の禁止の義務付け」、 「再委託先に対し、守秘義務を負わせ ること」との再委託条件について約定 すべきである。
	3(8)ウ ③令 和3年度国 内需要安定 化事業	57		○	実施計画書の業務内容については、仕 様書の業務内容に基づいて作成し、特 に、仕様書に記載された業務内容につ いて、修正等を行う場合であっても、大 項目については仕様書に記載された業 務内容を反映されたい。
		57	○		仮に、実施計画書の作成段階において、 仕様書の業務内容が実態にそぐわない ことが判明したような場合には、仕様 書自体を変更すべきである。
		58		○	実施計画書に記載された業務内容と事 業費見積書に記載された業務内容は、 出来る限り統一して記載されたい。
		59	○		実施計画書の変更がある場合、契約書2 条3項に基づく変更であるのか、契約 書4条1項に基づく変更であるのか、 統一した手続を行うべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)エ ④令 和3年度フ ィルムツー リズム推進 事業	60	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		61	○		OCVB が再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		62	○		請書の作成を省略をする場合であっても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について、書面によって約定すべきである。
	3(8)オ ⑤令 和3年度観 光人材育成・ 確保促進事 業	63	○		OCVB 等コンソーシアムに対し、契約書第2条に基づく文書として、実施計画書を提出させるべきである。
		65		○	実施計画書の事業内容の項目は、仕様書の事業項目と合わせた内容にて記載するか、仕様書の内容を修正されたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)オ ⑤令 和3年度 観 光人材育成・ 確保促進事 業	65	○		実施計画書の事業内容は、仕様書が定める基準を満たすものとすべきであり、仮に、仕様書の基準に不都合があるような場合には、仕様書自体を修正・変更すべきである。
		66	○		契約書第5条1項の規定に基づき、実施計画書の変更に対して、承認を行うべきである。
		68	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		68	○		請書の作成を省略する場合であっても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について、書面によって約定すべきである。
		69	○		業務委託契約が県とコンソーシアムとの間で締結されている場合には、再委託承認申請書はコンソーシアム名義にて提出させるべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)オ ⑤令 和3年度 観 光人材育成・ 確保促進事 業	69	○		県の再委託承認後に、再委託承認期間の変更が生じる場合には、予め変更申請を行うべきであり、県の再委託承認前に、既に提出した再委託承認申請書の内容に変更が生じる場合には、提出済みの再委託承認申請書について、修正・撤回する旨の文書を提出させるべきである。
		70	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		71	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		71	○		再委託に関する業務委託契約書には、契約当事者が反社会的勢力ではないことの確約表明及び再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。
		72		○	契約締結日、契約の相手方からの書類の提出日、県の承認日がいずれも同一日付けというのは、不自然であり、県は提出書類について適正に審査するよう徹底されたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)カ ⑥令 和3年度 観 光危機管理 体制構築支 援事業	74	○		契約書の定めに従い、仕様書に基づかない実施計画書を承認すべきではなく、仕様書に基づいて、実施計画書における業務の具体的内容や業務の実施方法を策定させるべきである。
		75	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		76	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		76	○		個人事業主に対し再委託を行おうとする場合、再委託承認申請書の「再委託先」欄には屋号のみでなく、個人名も記載するよう指導すべきである。
		77	○		契約書（請書）の内容（合意内容）を変更・修正する場合には、当初の内容を変更・修正する旨の文書を提出させるべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観光 コンベン ションビ ューロー ー	3(8)カ ⑥令 和3年度 観 光危機管理 体制構築支 援事業	77	○		同一日付・同一内容で金額の異なる契約書（請書）が2通存在し、1通は誤って作成された（当該内容で合意していない）ような場合には、誤って作成された契約書（請書）を破棄するなど、適切に契約書類の保管・管理をすべきである。
		78	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		78	○		再委託先がコンソーシアムやジョイントベンチャーの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。
	3(8)キ ⑦令 和3年度 沖 縄観光国際 化ビッグバ ン事業	81	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		81		○	契約締結日、契約の相手方からの書類の提出日、県の承認日がいずれも同一日付けというのは、不自然であり、県は提出書類について適正に審査するよう徹底されたい。
		81	○		再委託契約書には、再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。



該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)キ ⑦令 和3年度 沖 縄観光国際 化ビッグバ ン事業	82	○		県による再委託条件に基づき、再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。
		82	○		再委託承認書には、正しい申請日を記載すべきである。
		83	○		県による再委託条件に基づき、再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。
		84	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		87	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		90	○		沖縄県財務規則に従い、100万円を超える再委託契約を締結する場合には、原則として契約書を作成すべきであり、例外的に契約書の作成を省略する場合には、省略することができる基準を設け、仕様書等に盛り込むべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)キ ⑦令 和3年度 沖 縄観光国際 化ビッグバ ン事業	90	○		100万円を超える業務委託契約を締結する場合には、原則として、一般競争入札によるべきである。
		90	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		91	○		再委託承認を得た再委託予定業務について、実際に契約締結に至らなかった場合には、変更申請ないし再委託申請の取下げを行うべきである。
	3(8)ク ⑧令 和3年度 沖 縄観光受入 対策事業	92	○		仕様書に定めた業務内容を省略した実施計画書を承認すべきでなく、実施計画書は、仕様書に基づいて、業務の具体的な内容や業務の実施方法等について策定されるべきである。
		94	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		94	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)ケ ⑨令 和3年度 沖 縄観光誘致 対策事業	95	○		契約書第2条に基づく文書である「実施計画書」として提出させるべきである。
		96	○		再委託先が共同企業体やコンソーシアムの場合には、代表企業のみではなく、構成員全員との間で書面にて約定すべきである。
		96	○		OCVBを含む複数の発注者による業務委託契約を行う場合には、その旨再委託承認申請書等に記載すべきであり、再委託承認を受けた内容に変更が生じるときには、予め変更申請を行うべきである。
		99	○		同一内容の再委託契約を2回以上に分けて実施する場合には、再委託承認申請書の「再委託を予定する業務」や「再委託の必要性」等に、最初に申請・承諾を受けた再委託承認申請と2回目以後の再委託承認申請の内容が区別できるような事項(2回目の発注であることや、その理由等)を記載すべきであり、県の承認後に締結する再委託契約書においても、両者が異なるものであることが分かる項目(発注回数等)を明記すべきである。
		100	○		再委託契約書には、再委託条件を遵守させる旨の規定を盛り込むよう指導すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)ケ ⑨令 和3年度 沖 縄観光誘致 対策事業	100	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
		100	○		再委託承認を受けた内容に変更が生じる場合には、予め変更申請を行うよう指導すべきである。
		102	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		102	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。
	3(8)コ ⑩令 和3年度 観 光2次交通 機能強化事 業	105	○		請書においても、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)コ ⑩令 和3年度 観 光2次交通 機能強化事 業	106	○		再委託するに当たっては、再委託承認の内容を遵守させるべきであり、再委託承認書の内容と異なる内容にて再委託を行おうとする場合には、予め変更申請を行い、県の承認を受けるべきである。
	3(8)サ ⑪令 和3年度 ク ーズ船プロモ ーション事業	109	○		再委託承認を受けた内容に変更が生じるときには、予め変更申請を行うべきである。
		109	○		沖縄県財務規則に従い、100万円を超える再委託契約を締結する場合には、原則として契約書を作成すべきであり、例外的に契約書の作成を省略する場合には、省略することができる基準を設け、仕様書等に盛り込むべきである。
		110	○		例外的に契約書の作成を省略し、請書に代えた場合であっても、再委託先に対し、再委託条件を遵守するよう書面にて約定すべきである。
		110	○		請書に、「再委託先に対し一括再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、暴力団関係者や指名停止業者への再々委託の禁止の義務付け」、「再委託先に対し、守秘義務を負わせること」との再委託条件について約定すべきである。
		110	○		再委託を行おうとする場合には、契約書の定めに従い、必ず10日前までに再委託承認申請書を提出するよう指導すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)シ ⑫令 和3年度 戦 略的 MICE 誘 致促進事業	112	○		再委託先がコンソーシアムやジョイ ントベンチャーの場合には、代表企業 のみではなく、構成員全員との間で書 面にて約定すべきである。
	3(8)ス ⑬令 和3年度 観 光誘致対策 事業（MICE 推進課）	114		○	重複・関連した業務内容について、あ えて複数の事業として分離発注する 必要があるかどうか、十分に検討され たい。
	3(8)セ ⑭令 和3年度 ス ポーツツー リズム戦略 推進事業	114	○		契約書2条1項の規定通り、契約締結 後10日以内に実施計画書として提出 させるべきである。
		115	○		実施計画書の内容が変更となる場合 には、OCVBから実施計画書の変更内容 を記載した書面を提出するよう求め、 これに対し、承認の手続を履行すべき である。
		116	○		再委託承認を受けた内容に変更が生 じる場合には、予め変更申請を行うよ う指導すべきである。
116	○		再委託承認申請書における「再委託の 適格性」について、適正に審査すべき である。		

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第3章 一般財 団法人 沖縄観 光コン ベンシ ョンビ ューロ ー	3(8)セ ⑭令 和3年度 ス ポーツツー リズム戦略 推進事業	117	○		請書においても、「再委託先に対し一 括再々委託の禁止の義務付け」、「再委 託先に対し、暴力団関係者や指名停止 業者への再々委託の禁止の義務付 け」、「再委託先に対し、守秘義務を負 わせること」との再委託条件について 約定すべきである。
第4章 沖縄県 環境整 備セン ター株 式会社	2 財務状況 (2) 財務に 関する監査 手続 イ その他 の監査手続	132		○	県は、不十分な経営計画に対し、安易 な財政支援を行うことのないよう、十 分に留意されたい。
	3 監査の結果 (1) 中長期 計画につい て	136	○		「公社等の指導監督要領」「10」「15」 に基づき、中長期計画について、実情 に沿った内容にて随時更新の上、県民 に対し、積極的に情報公開するよう指 導すべきである。
		137		○	「公社等外郭団体の財政支援等に関 する指針」「第3 管理運営の指導監督 に係る留意事項」に鑑み、公社等が策 定した中長期計画について、その策定 内容、実施状況、及び、更新すべき内 容等について、検証する体制を構築さ れたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第4章 沖縄県 環境整備センター株式会社	3 監査の結果	138	○		県は、外郭団体に対し、指導・監督すべき立場にあり、最終処分場の被覆施設の移設等の重要事項について、定期的に報告を求めた上で、十分な協議を実施すべきである。
	(2) 最終処分場の被覆施設移設について	138	○		環境整備センターの筆頭株主として、移設方針等の重要事項について、株主総会で意見を述べるなど、適正にチェックすべきである。
	ア 移設方式の決定に関して				
	3(2)イ 被覆施設の移設に伴う資金調達について	139		○	県は、不十分な経営計画に対し、安易な財政支援を行うことのないよう、十分に留意されたい。
	3(2)ウ 収支計画について	140		○	被覆施設移設のための休止期間における売上減少等について、単なる費用試算にとどまらず、顧客獲得（顧客離れ）等の要因も検討した上で、十分な収支計画がなされているか、環境整備センター側と協議されたい。
3(4) 役員の就任について	144		○	副知事が今後も引き続いて、環境整備センターの代表取締役役に就任する必要があるのか、仮に、取締役役に就任すべき必要がある場合であっても、非常勤取締役の就任では目的を達成できないのか否かについても、検討されたい。	



該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第4章 沖縄県 環境整備センター株式会社	3 監査の結果 (4) 役員の就任について	144		○	引き続き副知事が代表取締役役に就任する必要があると認められる場合であっても、その就任期間について、具体的な任期を定めることを検討されたい。
第5章 那覇空港ビルディング株式会社	3 監査の結果 (1) 短中長期計画について ウ 計画の策定基準	156		○	県としても、那覇空港ビルディングに対し、経営計画を策定するにあたり、従来の事業実績、将来の事業の見通し等策定基準を定めるとともに、計画を修正するにあたり、事業の状況に著しい変化が生じた場合等の修正基準を定めるよう求め、同基準を共有されたい。
	3(1)エ 長期経営計画について	157	○		沖縄県は、那覇空港ビルディングに対し、長期経営計画を策定するよう求めるべきである。
	3(2) 備品の管理について ウ 資産無償譲渡契約について	158		○	10万円未満の資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をするよう検討されたい。
	3(3) 内部統制システムについて イ ハラスメントについて	160 161	○ ○		那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメント相談のための対応マニュアルを作成すべきである。 職場におけるハラスメント事案が生じた場合には、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」第6条に沿った具体的対応を行うよう検討すべきである。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第5章 那覇空 港ビル ディン グ株式 会社	3 監査の結果 (3) 内部統 制システム について イ ハラス メントにつ いて	161		○	那覇空港ビルディングにおいては、ハラスメントの相談窓口の周知方法を検討されたい。
	3(4) 契約関係	162		○	那覇空港ビルディングは、ジェイシーシーとの契約締結にあたり、契約締結時までに契約書を作成できなかった理由を精査するとともに、店舗内資産の無償譲渡を受ける際の契約書ひな形の作成等無償譲渡を受ける際のマニュアルを作成することを検討されたい。
第6章 石垣空 港ター ミナル 株式会 社	3 監査の結果 (1) 短中長 期計画につ いて ウ 中長期 経営計画	170	○		沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社に対し、中期経営計画を策定するように申入れを行うべきである。
		177	○		沖縄県は、石垣空港ターミナル株式会社の策定した長期経営計画を公表すべきである。
		177		○	売上げ等が大幅に減少している状況を踏まえて、長期経営計画の達成の可否を検討し、経営計画の策定に反映されたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第6章 石垣空 港ター ミナル 株式会 社	3 監査の結果 (2) 備品の管理について イ ヒアリング結果	178		○	10万円未満の資産について、備品一覧表を作成のうえ、年に一回の現物照合を行う等をマニュアル化する等して、県の備品管理と同水準の管理をすることが望ましい。
	3(3) ハラスメントについて ウ ヒアリング結果について	180	○		「セクシュアルハラスメント防止規程」、「パワーハラスメント防止規程」適用後も規程違反が常態的に生じた理由について、早急に総括し、規程違反発生防止に取り組むべきである。
		180	○		セクシュアルハラスメントについて、相談窓口を早急に設置すべきである。
		180	○		セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントの周知方法を検討すべきである。
		180	○		「セクシュアルハラスメント防止規程」と「パワーハラスメント防止規程」とで相談の取り扱いについて、共通の規程を設けるべきである。
3(4) 取締役会について	181		○	社外取締役の選任が適切だったかを検証した上で、今後の社外取締役選任方法を検討されたい。	

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第7章 沖縄都 市モノ レール 株式会 社	3 監査の結果	208		○	県は、モノレール社における債務超過が、長期的なものであり、完全に解消される見通しが厳しいことから、モノレール社の事業が採算性の認められないものであることを、改めて留意されたい。
	(2) モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について オ 監査の結果	208		○	県は、モノレール社に対し、抜本的な経営健全化を進め、同社の営業収益の増加又は経費の削減を図ることにより、債務超過の状態を完全に解消し、モノレール事業を採算性のあるものにする必要があることを、改めて留意されたい。
		210		○	県は、モノレール事業において費用対効果が確保されているか否かについて、判断が未了であれば、その判断を適切な方法でした上で、判断の結果を明らかにされたい。

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第7章 沖縄都 市モノ レール 株式会 社	3 監査の結果  (2) モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について  オ 監査の結果	213		○	<p>県は、モノレール社に対する金融支援について、改めて、次の点に留意されたい。</p> <p>① モノレール社に対する金融支援は、同社が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費についてのみ、必要な限度で行うことが許されること</p> <p>② モノレール社に対する金融支援が、漫然と継続したり、支援の規模が安易に拡大したりしないようにすること</p> <p>③ モノレール社に対する金融支援について、上限や期限、支援を打ち切る要件等について取り決めておくこと</p>
		215	○		<p>県は、モノレール社に対する債権管理において、次の点に留意すべきである。</p> <p>① 債権管理の適正化に関する法令の規定の内容や趣旨を改めて踏まえた上で、これに適った事務処理を行うべきであること</p> <p>② 債権管理に関する事務処理に当たり、複数の職員によるチェック体制を構築し、これを適正に履行すべきであること</p>

該当箇所		頁数	指摘	意見	内容
第7章 沖縄都 市モノ レール 株式会 社	3 監査の結果	216		○	県は、モノレール社の抜本的な経営健全化に向けて、より積極的な経営改革を図る必要がある、そのために、モノレール事業による営業収益をさらに増加させる方策を積極的に講じる必要性が高いことを、改めて留意されたい。
	(2) モノレール社の経営の健全化、これに関する県の財政の健全化について オ 監査の結果	218		○	県は、議会又は住民に対し、モノレール社の財務書類や将来負担額等、経営諸指標、県の同社に対する金融支援の内容に加え、県の同社に対する金融支援に伴う財政的リスク、現在の経営に至った理由、将来の見通し等について、よりわかりやすい説明をして、県民の理解を得るように図られたい。
	4 その他について (1) モノレール社の役員構成、活動状況等について ウ 監査の結果	221		○	社外取締役の選任が適切であったかを検証した上で、今後の社外取締役の選任方法を検討されたい。

## 2 総評及び提言

本報告書における指摘・意見については上記の通りであるが、包括外部監査人として、本監査について総評を述べたうえで、いくつかの点について提言しておきたい。

### (1) 公社等外郭団体について

公社等外郭団体は、国及び地方自治体において、行政の執行を補完する必要不可欠かつ重要な機関（団体）であることは、否定できない。

しかし、他方で、公社等外郭団体は、地方自治体等から独立した自立的な団体であるべきであるという点も否定できない。

ところで、かつて全国に存在する多くの第三セクターと称される外郭団体が、野放図な経営によって財政的破綻に陥り、さらに地方自治体等が無謀と思われる財政的支援をしたことから、第三セクターは多額の負債を抱え経済的に破綻し、地方自治体等が多額の財政負担を強いられたことがあった。これは、国民から税金の垂れ流し、行政の怠慢と批判されることになった。

そこで、国は、平成 11 年 5 月 20 日に「第三セクターに関する指針」を示し、平成 15 年 12 月 12 日に同指針を改定し、平成 21 年 6 月 23 日付で「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」との通知を発出している。さらに、国は、平成 26 年 8 月 5 日付で「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」、平成 30 年 2 月 20 日付で「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」、令和元年 7 月 23 日付で「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」と題して、矢継ぎ早に何度も第三セクター経営健全化に向けた指針等を示している。

この、国からの第三セクターに関する矢継ぎ早の「経営健全化に関する指針」の提示が何を意味するかは、極めて明白であると思われる。前述したように、地方自治体の行政を補完する機関（団体）として、公社等外郭団体（第三セクターと言い換えてもよい）は、必要不可欠かつ重要な機関である。そうであるからこそ、公社等外郭団体に対する財政支援が野放図に行われ、その結果、当該外郭団体等の自主経営努力ないし能力を失わせ、団体としての自立性も失い、ひいては経営破綻を招くおそれがあることから、それらを防止するために、前述の矢継ぎ早の指針の発動となったのである。

## (2) 沖縄県における公社等外郭団体について

沖縄県が対象としている公社等外郭団体は、36 団体である。いずれの団体も沖縄県の行政を補完するうえで必要不可欠な団体であると思われる。そのうち、本包括外部監査の対象としたのは、5 団体であり、その選定基準は、8 頁で述べた通りである。

### ア 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB）

観光立県を標榜する沖縄県において、OCVB は、県行政を補完する機関として極めて重要な位置を占めるものである。そのためと思われるが、観光事業に関する県の事業の多くが、OCVB に随意契約で発注されている。随意契約をする場合はいくつかの条件を満たしていなければならず、県と OCVB の随意契約は、ほぼその条件を満たしていると思われるが、中には、その適正性・妥当性が疑われる契約があると思われ、県民に対する公平性・透明性を確保する意味でも、本監査で述べた意見を参照して、随意契約についても一度精査して本当に随意契約すべき案件であったかどうか検討すべきと考える。ややもすると、県民の目から見て、県と OCVB のなれ合いによる契約と疑われかねないので注意すべきであろう。

また、OCVB は自立性を持った独立の機関であることには間違いないが、県民の目から見ると、行政機関の一環と思われても仕方のない一面もある。やや細かい話になるが、そのような存在の OCVB が、外部の民間企業との間で再委託契約や請負契約を締結する際に、法令の規定や基準、自ら定めた県との契約に従わないで再委託契約等を締結し、契約書を作成しないまま再委託先に仕事を請け負わせてはならない。このようなことを、県と OCVB がなれ合いで続けることが、県民に対し不信感を植え付けることになるのである。自戒されたい。

### イ 沖縄県環境整備センター株式会社

廃棄物処理の問題は、沖縄県においても最重要課題の一つである。廃棄物を不適切に処理することはダイオキシンをはじめとする各種有害物質を発生させ、環境破壊に繋がるおそれがある。その意味で、産業廃棄物の適正な処理体制等の確保を目的とした環境整備センターは、沖縄県にとって有意義な存在である。

ところが、産業廃棄物の最終処分場の確保を目指して設立された環境整備センターの最終処分場の処理施設に関して、計画が甘いというか、ずさんと言わざるを得ない状況が発出している。すなわち、最終処分場の 4 分割のうち、1 面は令和 5 年中旬には満杯となる見込みであり、それまでには被覆施設の移設工事をする必要がある



のに、それが、予算面からも工事期間から見ても、令和5年中旬までに移設工事が、全く間に合わない状況となっている。県は、環境整備センターに対して、早急に移設工事をどのようにするのか、費用はどうするのか等の計画を策定させ、早急に被覆施設の移動を実現すべきである。

#### ウ 那覇空港ビルディング株式会社及び石垣空港ターミナル株式会社

沖縄県は島嶼県であり、空港の整備開発は観光事業の発展について不可欠であり、両会社とも沖縄県にとっては必要不可欠な存在である。

また、両会社は、経営的にも財政援助の面からも特筆すべき問題はないと思われるが、この度のコロナ感染症による観光客の減少が、今後も発生しないとは言えず、何らかの方法で空港ターミナルが、観光客や飛行機の利用者のみならず一般の市民が利用しやすい施設となるよう創意工夫すべきであろう。

蛇足と指摘されそうであるが、両会社の経営方針について、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの規定が不十分であり、内部通報システムも機能しているとはいえないため、将来にわたって安定的な会社経営がなされるためには、そのようなハラスメント防止規定や内部通報システムについては十分に構築すべきである。それによって、従業員は安心して勤務することができ、経営も安定し、ひいては、県による財政的援助も必要がなくなるとと思われる。

#### エ 沖縄都市モノレール株式会社

鉄軌道の導入は、沖縄県民全体の悲願である、というスローガンの下、モノレールを設置運営管理するために設立されたのが、モノレール社である。

したがって、モノレール社は、沖縄県にとって重要かつ不可欠な存在であり、無くしてはならない存在と言える。

ところが、モノレール社の財政状況を見ると、コロナ感染症の蔓延による利用者の激減という外的要素があるにしても、債務超過が継続しており、県や市の財政援助がなくては存続が厳しい会社であることは否定できない。

モノレールを設置することは、莫大な予算の設備投資が必要であり、設立当初から赤字経営は予想されていたところである。にもかかわらず、モノレールが導入されたのは、沖縄県民の鉄軌道に対する期待や憧れを具現化すべきであると、国や県及び市等の行政が判断したからに他ならない。

しかし、だからと言って、赤字が続き財政的破綻の危機に瀕した場合に、未来永劫、県等が財政支援すべき、ということにはならない。

沖縄県は、モノレール社と協力して、より一層経営健全化のための計画を策定し、どうしたら赤字経営を少しでも脱却できるか、総合的に検討すべきである。そして、モノレールの導入が、沖縄県経済に与えた影響を費用対効果の面から詳細に分析し、今一度、モノレールの導入による社会環境の変革などについて、沖縄県民に説明すべきである。モノレール社の経営努力だけでは、赤字は解消しないし、3両編成にしたからと言って直ちに赤字が解消するとも思われない。沿道の地域開発を県もモノレール社と一体となって計画し推進すべきであり、スピーディーに行なうべきである。

以上のことを提言する。

以 上

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074